

## 第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

### 4.1 自然的状況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況を把握するにあたり、環境要素に係る環境影響を受けるおそれのある図 3.2-1 の範囲を調査区域としました。また図 3.2-1 に示す範囲は、一般的に道路事業において想定される環境影響（大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等）を受けるおそれのある範囲を網羅できる範囲となっています。本書において最も広範囲に環境影響が及ぶ可能性のある環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土技術政策総合研究所資料 No. 714、土木研究所資料 No. 4254）を参考に設定しました。

#### 4.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

##### 1) 気象の状況

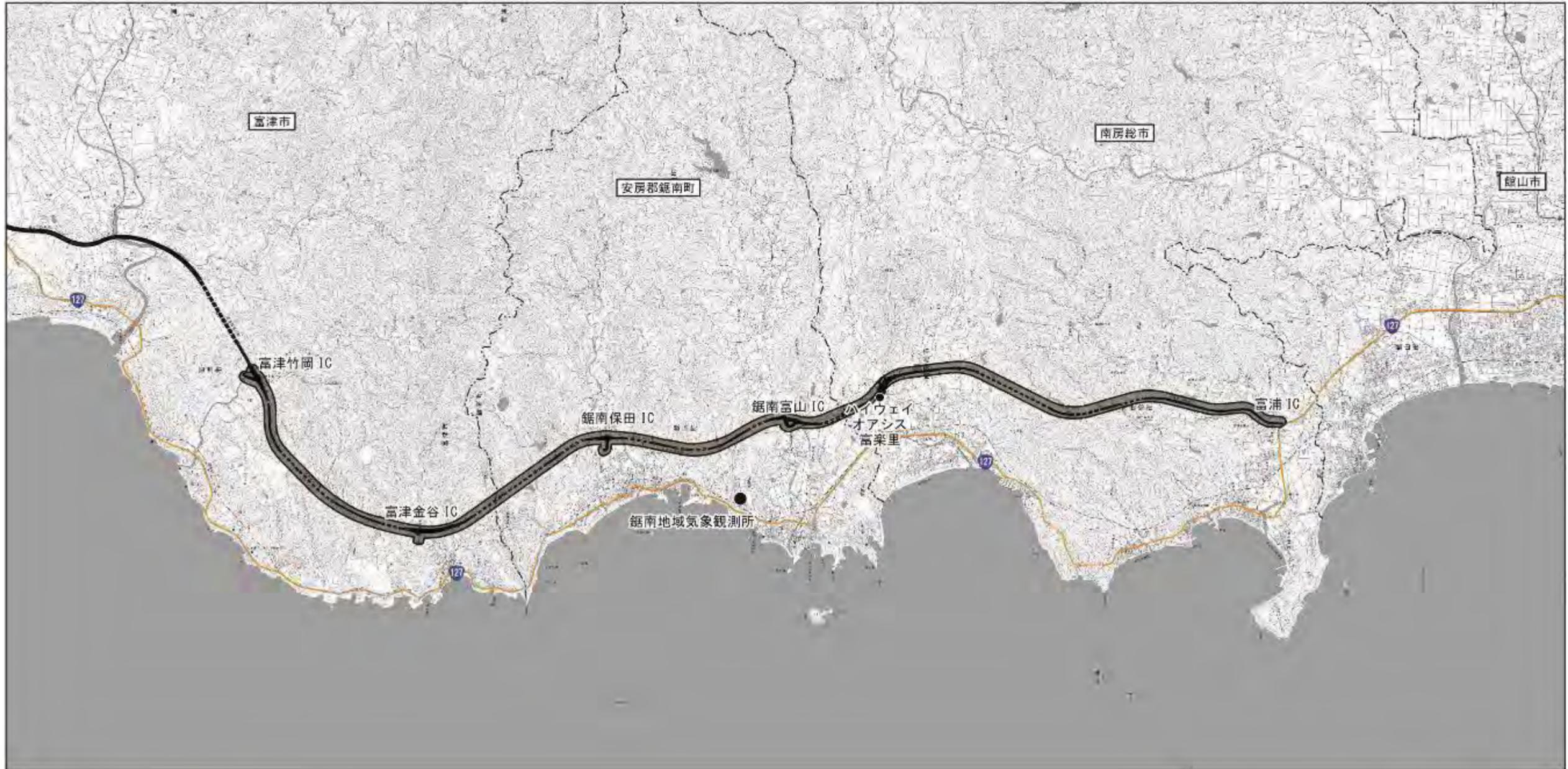
対象事業実施区域及びその周囲において最も近い気象観測地点としては、鋸南地域気象観測所があげられ、安房郡鋸南町に位置しています。気象の概況を表 4.1-1 に、気象観測所の位置を、図 4.1-1 に示します。

鋸南地域気象観測所における令和 4 年の月間降水量の平均は 131.2mm となっています。

表 4.1-1 鋸南地域気象観測所における観測結果(令和 4 年)

項目 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
降水量(mm)	21.5	100.0	94.5	254.0	208.0	142.5	219.5	157.0	106.0	114.0	102.0	55.0	131.2

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 気象観測所

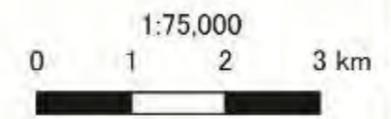


図 4.1-1 気象観測所位置図

出典「地域気象観測所一覧」（令和5年8月24日現在、気象庁）

## 2) 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、一般環境大気測定局(以下、「一般局」という。)は2局存在しています。また、降下ばいじん測定地点は1箇所存在しています。測定項目を表4.1-2に、測定局位置を図4.1-2に示します。

なお、対象事業実施区域及びその周囲における自動車排出ガス測定局はありません。

表 4.1-2 大気環境常時監視測定局

区分	No.	測定局名	所在地	測定項目											
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射	雨量	降下ばいじん
一般局	1	館山亀ヶ原 <sup>注1)</sup>	館山市 亀ヶ原 754	○	○		○	○	○	○	○	○			
	2	鋸南下佐久間	鋸南町 下佐久間 3458				○	○	○		○	○			
降下ばいじん測定地点	3	湊 (消防署天羽分署)	富津市 湊 269-2												○

注1) 館山亀ヶ原においては、下記の有害大気汚染物質等も測定されています。それらの結果は、表4.1-3(2)に示します。

- ・環境基準が設定されている物質  
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
- ・指針値が設定されている物質  
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル
- ・環境基準、指針値が設定されていない物質  
酸化エチレン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、トルエン

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」(令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課)  
「富津市の環境(令和4年度)」(富津市市民部環境保全課)



凡例

-  対象事業実施区域
-  既存自動車専用道路
-  既存自動車専用道路（トンネル部）
-  市町界
-  一般環境大気測定局
-  降下ばいじん測定地点

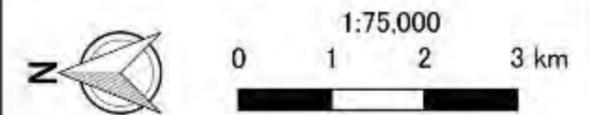


図 4.1-2 大気環境常時監視測定局位置図

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」（令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課）  
「富津市の環境（令和4年度）」（富津市市民部環境保全課）

各測定局における二酸化硫黄(以下、「SO<sub>2</sub>」という。)、二酸化窒素(以下、「NO<sub>2</sub>」という。)、光化学オキシダント(以下、「O<sub>x</sub>」という。)、浮遊粒子状物質(以下、「SPM」という。)、微小粒子状物質(以下、「PM<sub>2.5</sub>」という。)、有害大気汚染物質及び降下ばいじんの経年変化を、表 4.1-3 及び図 4.1-3～図 4.1-7 に示します。

一般局における、SO<sub>2</sub>については、館山亀ヶ原測定局で測定されており、環境基準を達成しています。

NO<sub>2</sub>については、調査区域内の2局で測定されており、環境基準及び千葉県環境目標値を2局とも達成しています。

O<sub>x</sub>については、調査区域内の2局で測定されており、2局とも環境基準未達成となっています。

SPMについては、調査区域内の2局で測定されており、長期的評価及び短期的評価の環境基準を2局とも達成しています。

PM<sub>2.5</sub>については、調査区域内の2局で測定されており、2局とも環境基準を達成していません。

炭化水素については、調査区域内の2局で測定されており、非メタン炭化水素の指針値を下回っています。

その他、館山亀ヶ原測定局では有害大気汚染物質等が測定されており、それらの結果は環境基準や環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を超過する項目はありません。

降下ばいじんは、湊(消防署天羽分署)において測定されており、平成29年度から令和3年度では2.0～2.4 t/km<sup>2</sup>/月で推移しています。

表 4.1-3(1) 大気質の状況(一般局：館山亀ヶ原局)

測定局	項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	環境基準	
館山 亀ヶ原	SO <sub>2</sub> (ppm)	年平均値	0.001	0.001	0.001	0	0	<b>【短期的評価】</b> 1時間値が0.100ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppm以下であること。  <b>【長期的評価】</b> 日平均値の2%除外値が0.040ppm以下で、かつ、日平均値が0.040ppmを超えた日が2日以上連続していない	
		短期的評価	1時間値が0.10ppmを超えた時間数(時間)	0	0	0	0		0
			日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	0	0	0	0		0
		長期的評価	環境基準との比較	○	○	○	○		○
			日平均値の2%除外値	0.002	0.002	0.002	0.001		0.001
			日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無		無
	NO <sub>2</sub> (ppm)	年平均値	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	<b>【環境基準】</b> 1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 <b>【千葉県環境目標値】</b> 日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。	
		1日平均値の年間98%値	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009		
		環境基準との比較	○	○	○	○	○		
	Ox (ppm)	環境基準との比較	○	○	○	○	○		
		千葉県環境目標値との比較	○	○	○	○	○		
		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	0	1	1	0	0	1時間値が0.06ppm以下であること。	
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	76	60	54	55	46		
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	490	326	273	270	254			
	環境基準との比較	×	×	×	×	×			
	SPM (mg/m <sup>3</sup> )	年平均値	0.019	0.020	0.013	0.012	0.011	<b>【短期的評価】</b> 1時間値が0.200mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  <b>【長期的評価】</b> 日平均値の2%除外値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続していないこと。	
		短期的評価	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数(時間)	0	0	0	0		0
			日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	0	0	0	0		0
		長期的評価	環境基準との比較	○	○	○	○		○
			日平均値の2%除外値	0.043	0.046	0.034	0.031		0.030
日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無			無	無	無	無	無		
PM2.5 (μg/m <sup>3</sup> )	環境基準との比較	○	○	○	○	○	<b>【短期基準】</b> 日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 <b>【長期基準】</b> 年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
	短期基準	1日平均値の年間98%値	25.3	23.4	23.7	19.5		17.2	
	長期基準	1年平均値	10.4	10.9	9.1	9.0		6.4	
		環境基準との比較	○	○	○	○		○	

注1) 環境基準との比較欄：○は環境基準を満足していることを示し、×環境基準を満足していないことを示します。

注2) 千葉県環境目標との比較欄：○は千葉県環境目標値を満足していることを示し、×は千葉県環境目標値を満足していないことを示します。

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」(令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課)

表 4.1-3(2) 大気質の状況(一般局：館山亀ヶ原局)

測定局	項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	環境基準又は指針値 <sup>注1)</sup>	
館 山 亀 ヶ 原	全炭化水素	年平均値(ppmC)	-	-	-	2.02	2.02	-
	非メタン 炭化水素	年平均値(ppmC)	-	-	-	0.05	0.05	【指針値】午前6時から9時までの 非メタン炭化水素の3時間平均値 は、0.20ppmCから0.31ppmCの範 囲にある。
		3時間平均値の 最高値(ppmC)	-	-	-	0.09	0.19	
		指針値との比較	-	-	-	○	○	
	ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.74	0.51	0.80	0.62	0.44	【環境基準】1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> (3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )以下
		環境基準との比較	○	○	○	○	○	
	トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.070	0.076	0.160	0.074	0.047	【環境基準】1年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> (130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )以下
		環境基準との比較	○	○	○	○	○	
	テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.044	0.039	0.050	0.036	0.026	【環境基準】1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )以下
		環境基準との比較	○	○	○	○	○	
	ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.82	0.53	0.69	0.71	0.47	【環境基準】1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> (150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )以下
		環境基準との比較	○	○	○	○	○	
	アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.006	0.006	0.065	0.015	0.024	【指針値】1年平均値が 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	塩化ビニルモノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.007	0.007	0.017	0.026	0.022	【指針値】1年平均値が 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	水銀及びその化 合物(ng-Hg/m <sup>3</sup> )	年平均値	1.3	1.3	1.4	1.3	1.3	【指針値】1年平均値が40ng- Hg/m <sup>3</sup> 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	ニッケル化合物 (ng-Ni/m <sup>3</sup> )	年平均値	1.9	2.2	3.9	2.4	1.2	【指針値】1年平均値が25ng- Ni/m <sup>3</sup> 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.17	0.13	0.14	0.13	0.12	【指針値】1年平均値が18mg/m <sup>3</sup> 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.17	0.14	0.17	0.19	0.10	【指針値】1年平均値が1.6 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.035	0.037	0.011	0.025	0.036	【指針値】1年平均値が2.5mg/m <sup>3</sup> 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	ヒ素及びその化 合物(ng-As/m <sup>3</sup> )	年平均値	0.67	0.81	0.81	0.81	0.47	【指針値】1年平均値が6ng- As/m <sup>3</sup> 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	マンガン及びその 化合物(ng-Mn/m <sup>3</sup> )	年平均値	8.8	9.9	15.0	12.0	5.6	【指針値】1年平均値が140ng- Mn/m <sup>3</sup> 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
	アセトアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	1.10	0.91	1.2	1.0	0.62	【指針値】1年平均値が 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
		指針値との比較	○	○	○	○	○	
酸化エチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	0.054	0.048	0.048	0.052	0.041	-	
ベンゾ[a]ピレン (ng/m <sup>3</sup> )	年平均値	0.36	0.10	0.13	0.16	0.086	-	
ホルムアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	1.4	1.1	1.6	1.3	0.89	-	
ベリリウム及びその 化合物(ng-Be/m <sup>3</sup> )	年平均値	0.0070	0.0093	0.011	0.010	0.004	-	
クロム及びその化 合物(ng-Cr/m <sup>3</sup> )	年平均値	2.40	2.40	3.2	3.5	2.4	-	
トルエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	2.8	178	3.0	1.8	8.4	-	
塩化メチル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	年平均値	1.5	1.4	1.4	1.4	1.2	【指針値】1年平均値が 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
	指針値との比較	○	○	○	○	○		

注1) 指針値とは「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」を示します。  
 注2) 環境基準との比較欄：○は環境基準を満足していることを示し、×環境基準を満足していないことを示します。  
 注3) 指針値との比較欄：○は指針値を満足していることを示し、×は指針値を満足していないことを示します。  
 注4) 環境基準又は指針値の欄において、「-」は環境基準及び指針値がないことを示します。  
 注5) 測定結果については、出典に記載されている単位に合わせて掲載しました。  
 注6) 年平均値：月毎の測定値が検出下限値未満のときは、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出しています。  
 この方法により算出した年平均値が、全測定の最大の検出下限値未満の数値であった場合は、その値を斜字体として表示しています。  
 注7) 非メタン炭化水素の調査結果は、午前6時～9時における年平均値及び最高値を示しています。  
 出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」(令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課)

表 4.1-3(3) 大気質の状況(一般局：鋸南下佐久間)

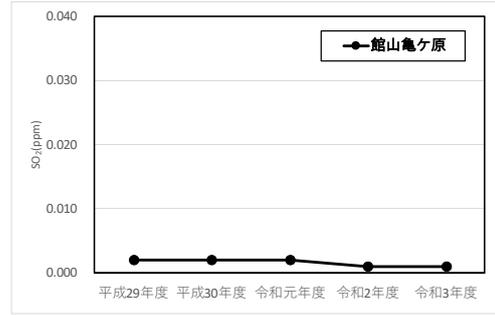
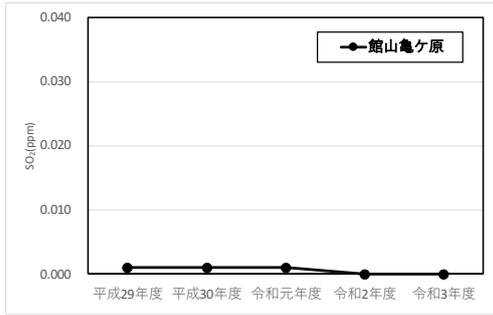
測定局	項目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	環境基準	
鋸南下佐久間	NO <sub>2</sub> (ppm)	年平均値	0.006	0.006	0.006	-	-	【環境基準】 1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 【千葉県環境目標値】 日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。	
		1日平均値の年間98%値	0.015	0.015	0.017	-	-		
			環境基準との比較	○	○	○	-		-
			千葉県環境目標値との比較	○	○	○	-		-
	Ox (ppm)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	0	0	0	0	0	1時間値が0.06ppm以下であること。	
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	78	63	52	59	60		
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	425	289	261	256	287		
		環境基準との比較	×	×	×	×	×		
	SPM (mg/m <sup>3</sup> )	年平均値	0.015	0.016	0.014	0.014	0.013	【短期的評価】 1時間値が0.200mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 【長期的評価】 日平均値の2%除外値が0.100mg/m <sup>3</sup> 以下で、かつ、日平均値が0.100mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続していないこと。	
		短期的評価	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数(時間)	0	0	0	0		0
			日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	0	0	0	0		0
			環境基準との比較	○	○	○	○		○
		長期的評価	日平均値の2%除外値	0.037	0.043	0.035	0.034		0.034
			日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無		無
	環境基準との比較		○	○	○	○	○		
	PM2.5 (μg/m <sup>3</sup> )	短期基準	1日平均値の年間98%値	-	-	(12.2)	17.8	17.3	【短期基準】 日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 【長期基準】 年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
環境基準との比較			-	-	※	○	○		
長期基準		1年平均値	-	-	(7.5)	7.7	6.7		
		環境基準との比較	-	-	※	○	○		
全炭化水素	年平均値(ppmC)	1.98	1.97	2.00	2.01	-	-		
	非メタン炭化水素	年平均値(ppmC)	0.06	0.06	0.06	0.06	-	【指針値】午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	
3時間平均値の最高値(ppmC)		0.28	0.22	0.22	0.31	-			
指針値との比較		○	○	○	○	-			

注1)環境基準との比較欄：○は環境基準を満足していることを示し、×環境基準を満足していないことを示します。  
 注2)千葉県環境目標との比較欄：○は千葉県環境目標値を満足していることを示し、×は千葉県環境目標値を満足していないことを示します。  
 注3)PM2.5の( )は有効測定日数が250日未満であることを示し、※は評価の対象外であることを示す。  
 注4)非メタン炭化水素の調査結果は、午前6時~9時における年平均値及び最高値を示しています。  
 出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」(令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課)

表 4.1-3(4) 大気質の状況(湊(消防署天羽分署)：降下ばいじん)

測定地点	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
湊(消防署天羽分署)	2.0	2.1	2.4	2.3	2.3

出典：「富津市の環境(令和4年度)」(富津市市民部環境保全課)

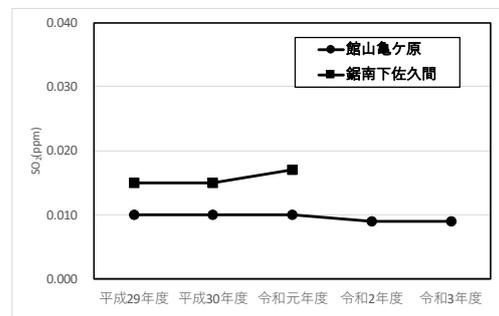
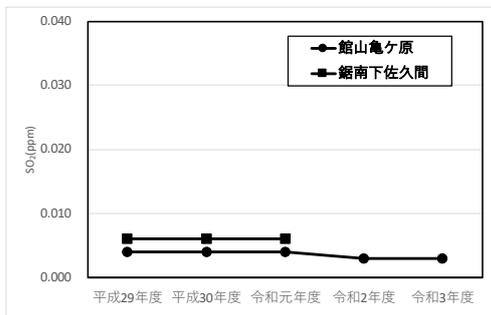


年平均值

日平均の2%除外値

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」（令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課）

図 4.1-3 一般局におけるSO<sub>2</sub>の経年変化

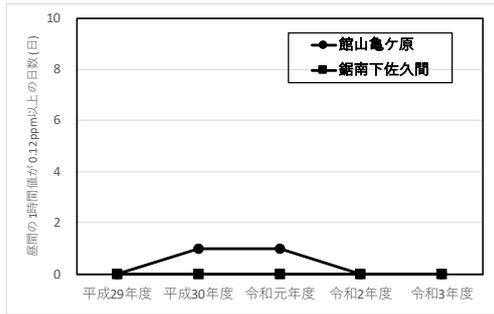


年平均值

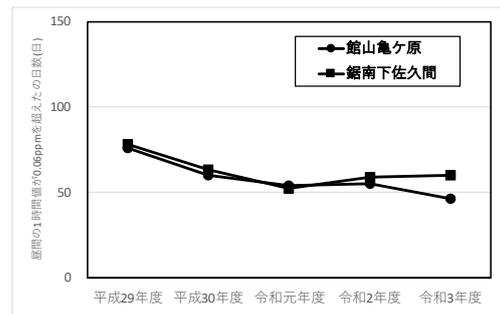
1日平均値の年間98%値

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」（令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課）

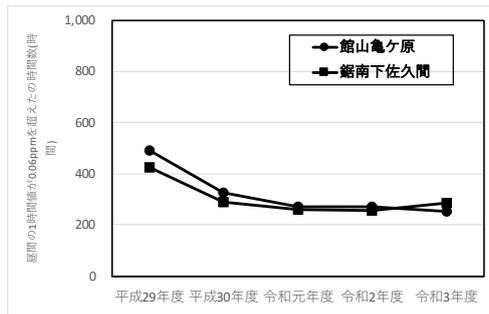
図 4.1-4 一般局におけるNO<sub>2</sub>の経年変化



昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数



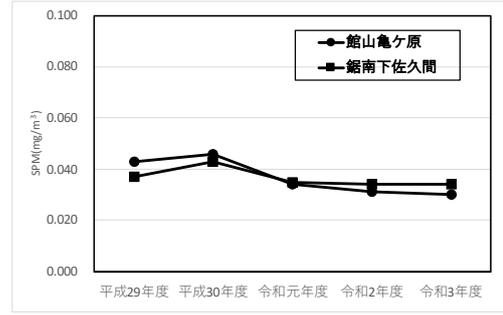
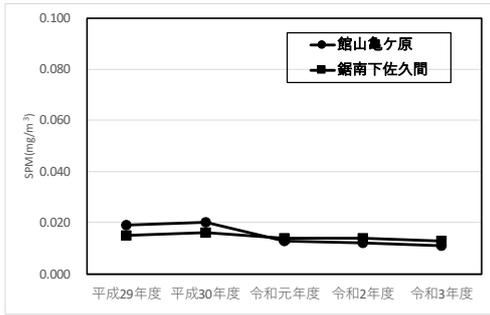
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数



昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」（令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課）

図 4.1-5 一般局におけるO<sub>3</sub>の経年変化

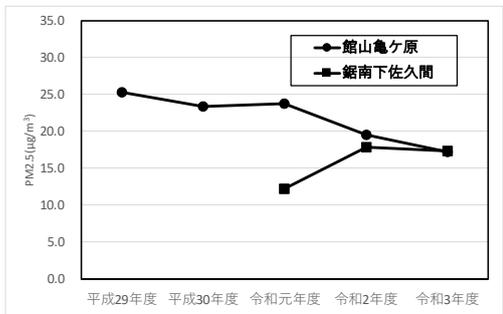
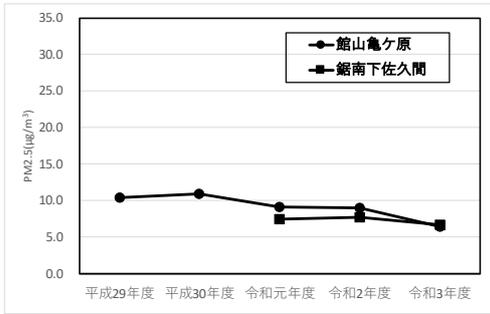


年平均値

日平均の2%除外値

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」（令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課）

図 4.1-6 一般局における SPM の経年変化



年平均値

1日平均値の年間98%値

出典：「令和3年度大気環境常時測定結果」（令和4年12月、千葉県環境生活部大気保全課）

図 4.1-7 一般局における PM2.5 の経年変化

### 3) 騒音の状況

#### (1) 環境騒音

対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に環境騒音の測定が4地点で実施されています。

これらの地点は類型指定地域の区分に入らない地域ですが、千葉県における環境基準の中で最も厳しいA類型及び道路に面する地域の環境基準（昼間：55dB、夜間：45dB）と比較すると、地域交流センター「カナリエ」では、昼間及び夜間の基準値を超過していますが、その他の地点では基準値以下となっています。

表 4.1-4 富津市における環境騒音測定結果(令和3年度)

No.	測定地点	住所	地域 類型	測定結果		評価 <sup>注1</sup>	
				昼間	夜間	昼間	夜間
A	天羽中学校	富津市岩坂 109	無	44	43	○	○
B	金谷コミュニティーセンター	富津市 金谷 2197-18	無	50	44	○	○
C	地域交流支援センター「カナリエ」 <sup>注2</sup>	富津市 岩坂 487-5	無	56	50	×	×
D	竹岡コミュニティーセンター	富津市 竹岡 473-1	無	45	37	○	○

注1) 類型指定地域の区分に入らない都市計画区域以外の地域は、千葉県における環境基準の中で最も厳しいA類型及び道路に面する地域の環境基準(昼間：55dB、夜間：45dB)をあてはめて評価しています。

注2) 令和2年4月から、「天羽老人憩の家」は「地域交流支援センター「カナリエ」となりました。

出典：「富津市の環境(令和4年度)」(富津市市民部環境保全課)

## (2) 道路交通騒音

対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に道路交通騒音の面的評価に係る調査が8地点で実施されています。調査結果を表4.1-5に、調査地点を図4.1-8に示します。

面的評価の調査結果をみると、昼間・夜間とも環境基準値以下となっている割合は、100%となっています。

表 4.1-5 道路交通騒音調査結果(面的評価、令和3年度)

No.	路線名	測定地点の住所	環境基準類型	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価区間の延長 (km)	環境基準との比較			
					昼間	夜間		昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値超過
1	一般国道127号 (富津館山道路)	南房総市高崎257	X	南房総市検儀谷～ 南房総市富浦町深名	55	53	5.0	100	0	0	0
2	主要地方道富津館山線	南房総市平久里中210	X	南房総市平久里中～ 南房総市平久里中	64	54	0.2	100	0	0	0
3	一般国道127号	安房郡鋸南町佐久間829	B	安房郡鋸南町佐久間～ 安房郡鋸南町保田	69	62	5.1	100	0	0	0
4	一般国道127号	安房郡鋸南町元名971	B	安房郡鋸南町保田～ 安房郡鋸南町元名	68	62	2.9	100	0	0	0
5	一般国道127号 (富津館山道路)	安房郡鋸南町保田906-1	B	安房郡鋸南町元名～ 安房郡鋸南町保田	56	48	2.2	100	0	0	0
6	一般国道127号 (富津館山道路)	安房郡鋸南町大帷子139	B	安房郡鋸南町保田～ 安房郡鋸南町中佐久間	55	47	3.2	100	0	0	0
7	主要地方道鴨川保田線	安房郡鋸南町保田656-3	B	安房郡鋸南町横根～ 安房郡鋸南町保田	66	56	7.5	100	0	0	0
8	一般県道外野勝山線	安房郡鋸南町上佐久間541	B	安房郡鋸南町奥山～ 安房郡鋸南町中佐久間	60	51	12	100	0	0	0

注1) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00です。

注2) 「環境基準との比較」の構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

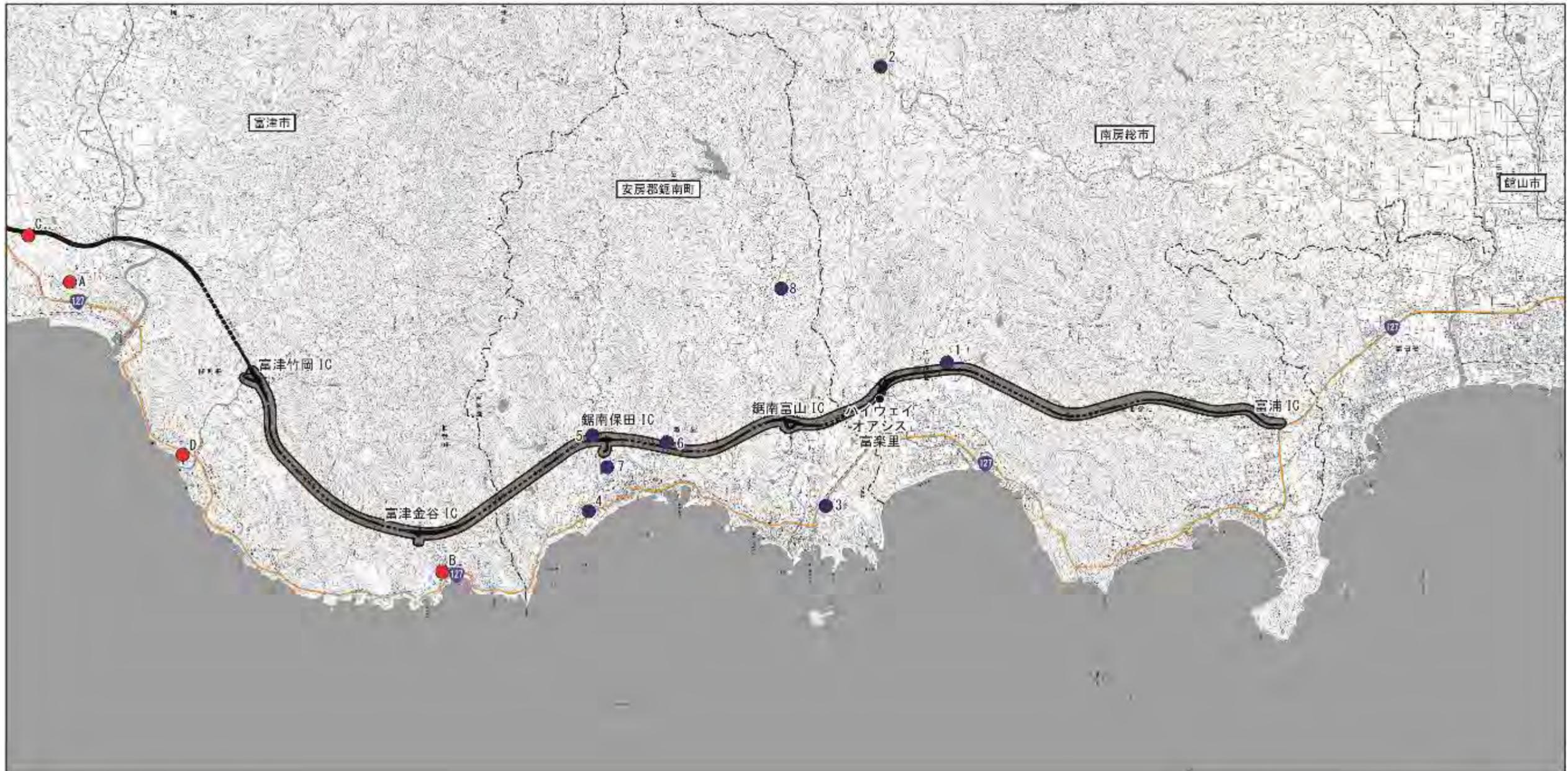
注3) 「X」は環境基準のあてはめがないことを示します。平成17年度に環境基準を改正し、B類型とみなすこととされています。

注4) 環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の昼間70dB、夜間65dBを当てはめて、比較しています。

出典：「2022(令和4)年版千葉県環境白書」(令和5年3月、千葉県)

## 4) 振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、道路交通振動の調査は実施されていません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- A～D: 環境騒音調査地点
- 1～8: 道路交通騒音調査地点

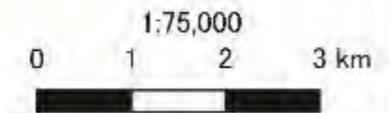


図 4.1-8 騒音調査地点位置図

出典：「2022（令和4）年版千葉県環境白書」（令和5年3月、千葉県）  
 「富津市の環境（令和4年度）」（富津市市民部環境保全課）

#### 4.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

##### 1) 水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、二級河川及び準用河川が存在します。主な河川を表 4.1-6 に、河川や池等の位置を図 4.1-9 に示します。

表 4.1-6(1) 対象事業実施区域及びその周囲の河川(二級河川)

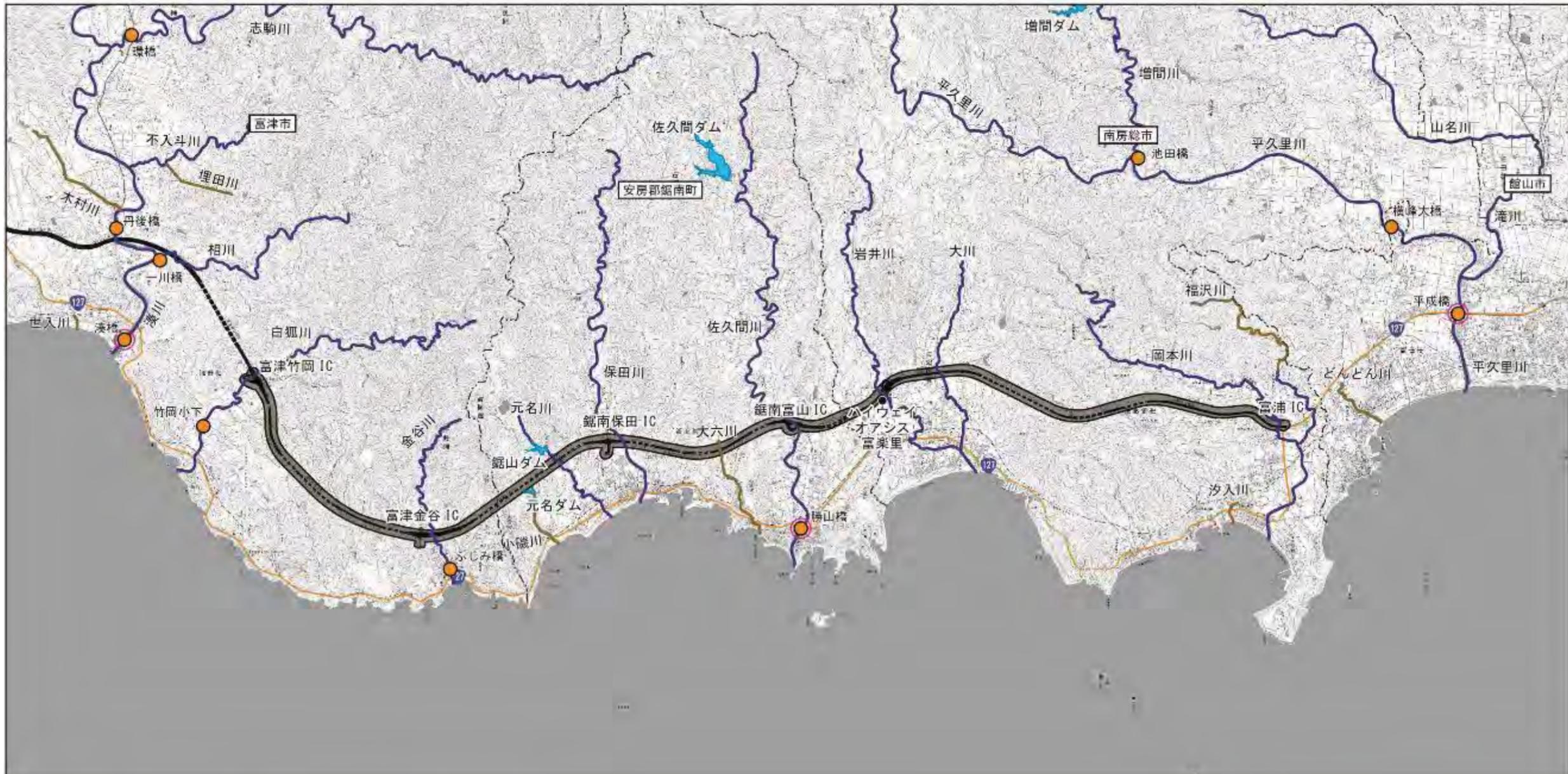
種別	河川名	指定延長(m)	
二級河川	湊川	左右岸	33,136
	相川	左右岸	1,000
	不入斗川	左右岸	2,500
	志駒川	左右岸	9,500
	白狐川	左右岸	1,000
	金谷川	左右岸	1,650
	元名川	左右岸	2,250
	保田川	左右岸	4,900
	佐久間川	左右岸	10,500
	岩井川(大川含む)	左右岸	3,900
	岡本川	左右岸	6,605
	平久里川	左右岸	19,472
	滝川	左右岸	3,600
	山名川	左右岸	7,000
	増間川	左右岸	4,600
	福沢川	左右岸	1,900

出典：「君津土木事務所管内図」(令和3年、千葉県君津土木事務所)  
「安房土木事務所管内図」(令和2年、千葉県安房土木事務所)

表 4.1-6(2) 対象事業実施区域及びその周囲の河川(準用河川)

種別	市町名	河川名	準用河川 延長(m)
準用河川	富津市	木村川	1,600
		埋田川	527
		世入川	420
	安房郡鋸南町	小磯川	1,200
		大六川	885
	南房総市	福沢川 <sup>注</sup>	2,806.5
		汐入川	487
	館山市	福沢川 <sup>注</sup>	188.5
		どんどん川	380

注)南房総市の福沢川と館山市の福沢川は同一河川です。  
出典：「準用河川の指定について」(令和5年7月31日現在、千葉県ホームページ)  
「君津土木事務所管内図」(令和3年、千葉県君津土木事務所)  
「安房土木事務所管内図」(令和2年、千葉県安房土木事務所)



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界

- 二級河川
- 準用河川
- 水質調査地点
- 底質調査地点
- ダム



出典：「君津土木事務所管内図」(令和3年、千葉県君津土木事務所)  
「安房土木事務所管内図」(令和2年、千葉県安房土木事務所)  
「富津市の環境(令和4年度)」(富津市市民部環境保全課)  
「国土数値情報ダウンロードサイト(河川データ)」(平成20年度作成、国土交通省ホームページ)

図4.1-9 水象の状況及び水質、底質調査地点位置図

## 2) 水質の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に4河川6地点で公共用水域の水質調査が行われています。また、対象事業実施区域及びその周囲において、富津市により4河川6地点で水質調査が行われています。公共用水域の水質調査結果を表4.1-7に、調査地点を前述の図4.1-9に示します。

人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域（平久里川（横峰大橋、平成橋）、増間川（池田橋）、湊川（湊橋、丹後橋））に適用されています。

対象事業実施区域及びその周囲における令和3年度の調査結果では、生活環境の保全に関する環境基準が類型指定されている水域全ての地点で大腸菌群数が環境基準を満足していません。

横峰大橋（平久里川）においてpHが、平成橋（平久里川）、湊橋（湊川）及び丹後橋（湊川）において溶存酸素(DO)が、横峰大橋（平久里川）及び平成橋（平久里川）において生物化学的酸素要求量(BOD)が環境基準を満足していない調査結果が見られていますが、それ以外の項目及び調査地点については、いずれも環境基準を満足しています。

その他、健康項目及びダイオキシン類については、いずれの調査地点でも環境基準を満足しています。

表 4.1-7(1) 水質調査結果(生活環境項目：令和3年度)

河川名	平久里川		平久里川		増間川		環境基準
	横峰大橋		平成橋		池田橋		
調査地点	A 類型		A 類型		A 類型		
調査項目	測定値	m/n	測定値	m/n	測定値	m/n	
pH	8.0~ <u>8.8</u>	1/4	7.9~8.4	0/12	7.9~8.5	0/12	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/L)	<u>7.2</u> ~14.0	1/4	7.6~12	0/12	8.0~14.0	0/12	7.5 以上
BOD(mg/L)	1.0~ <u>2.1</u>	1/4	0.6~ <u>4.3</u>	7/12	<0.5~0.6	0/12	2 以下
	75%値：1.2		75%値：2.7		75%値：0.5		
COD(mg/L)	6.2~8.6	-	4.8~9.8	-	3.6~6.2	-	-
SS(mg/L)	2~22	0/4	2~20	0/12	<1~3	0/12	25 以下
大腸菌群数 (MPN/100mL)	<u>17,000</u> ~ <u>49,000</u>	4/4	<u>7,900</u> ~ <u>240,000</u>	12/12	330~ <u>35,000</u>	11/12	1,000 以下
全窒素(mg/L)	0.78~1.3	-	1.0~1.9	-	0.22~0.92	-	-
全リン(mg/L)	0.20~0.30	-	0.21~0.34	-	0.15~0.22	-	-
全亜鉛(mg/L)	0.002~0.007	0/4	0.003~0.011	0/4	0.001~0.002	0/4	0.03 以下
ノニルフェノール (mg/L)	-	-	<0.00006	0/2	<0.00006	0/2	0.0006 以下
LAS(mg/L)	-	-	0.0016	0/2	<0.0006	0/1	0.02 以下

注 1) 測定値は最小値～最大値を示します。

注 2) m: 環境基準を満足しなかった検体数 n: 全検体数を示します。

注 3) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース（令和3年度）」（千葉県ホームページ）

表 4.1-7(2) 水質調査結果(生活環境項目：令和3年度)

河川名	湊川		湊川		環境基準
	湊橋		丹後橋		
調査地点	A 類型		A 類型		
調査項目	測定値	m/n	測定値	m/n	
pH	7.8~8.1	0/12	8.0~8.2	0/4	6.5 以上 8.5 以下
DO(mg/L)	<u>5.7</u> ~10.0	2/12	<u>6.9</u> ~13.0	1/4	7.5 以上
BOD(mg/L)	0.5~1.5	0/12	0.6~1.3	0/4	2 以下
	75%値：1.0		75%値：0.8		
COD(mg/L)	2.8~5.7	-	4.4~7.2	-	-
SS(mg/L)	1~11	0/12	1~12	0/4	25 以下
大腸菌群数(MPN/100mL)	230~ <u>18,000</u>	10/12	<u>1,100</u> ~ <u>79,000</u>	4/4	1,000 以下
全窒素(mg/L)	0.42~0.81	-	0.66~1.20	-	-
全リン(mg/L)	0.047~0.088	-	0.075~0.110	-	-
全亜鉛(mg/L)	0.002~0.005	0/4	0.001~0.003	0/4	0.03 以下
ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006	0/2	-	-	0.0006 以下
LAS(mg/L)	0.0008~0.0012	0/2	-	-	0.02 以下

注 1) 測定値は最小値～最大値を示します。

注 2) m: 環境基準を満足しなかった検体数 n: 全検体数を示します。

注 3) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース（令和3年度）」（千葉県ホームページ）

表 4.1-7(3) 水質調査結果(生活環境項目：令和3年度)

河川名	佐久間川		環境基準
調査地点	勝山橋		
類型	-		
調査項目	測定値	m/n	
pH	7.6~7.8	-	6.5以上8.5以下
DO(mg/L)	6.0~10.0	-	7.5以上
BOD(mg/L)	0.9~1.3	-	2以下
COD(mg/L)	5.5~7.6	-	-
SS(mg/L)	5~21	-	25以下
大腸菌群数(MPN/100mL)	7,000~170,000	-	1,000以下
全窒(mg/L)	0.9~1.3	-	-
全リン(mg/L)	0.20~0.33	-	-
全亜鉛(mg/L)	0.003~0.006	-	0.03以下
ノニルフェノール(mg/L)	-	-	0.0006以下
AS(mg/L)	-	-	0.02以下

注1)測定値は最小値～最大値を示します。

注2)m:環境基準を満足しなかった検体数 n:全検体数を示します。ただし、勝山橋(佐久間川)は生活環境の保全に関する環境基準の類型指定がされていません。

出典:「公共用水域地点別水質測定結果データベース(令和3年度)」(千葉県ホームページ)

表 4.1-7(4) 水質調査結果(健康項目：令和3年度)

調査項目	単位	平久里川	平久里川	増間川	環境基準
		横峰大橋	平成橋	池田橋	
カドミウム	mg/L	-	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	-	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	-	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	-	< 0.005	< 0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	-	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	mg/L	-	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	-	-	-	検出されないこと
P C B	mg/L	-	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	-	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	-	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	< 0.01	< 0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	< 0.1	< 0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	-	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	-	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	-	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	-	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	-	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	-	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	-	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.51	0.69	0.35	10 以下
ふっ素	mg/L	-	0.27	0.13	0.8 以下
ほう素	mg/L	-	0.6	0.2	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	-	< 0.005	< 0.005	0.05 以下

注1) 調査結果の値は、年間平均値を示します。ただし、全シアンは、最高値を示します。

注2) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース（令和3年度）」（千葉県ホームページ）

表 4.1-7(5) 水質調査結果(健康項目：令和3年度)

調査項目	単位	湊川	湊川	佐久間川	環境基準
		湊橋	丹後橋	勝山橋	
カドミウム	mg/L	< 0.0003	-	< 0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	< 0.1	-	< 0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	< 0.001	-	< 0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	< 0.005	-	< 0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	0.001	-	0.001	0.01 以下
総水銀	mg/L	< 0.0005	-	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	-	-	-	検出されないこと
P C B	mg/L	< 0.0005	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	< 0.002	-	< 0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	-	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0004	-	< 0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.01	-	< 0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.004	-	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.1	-	< 0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0006	-	< 0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	-	< 0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	< 0.001	-	< 0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	-	< 0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	< 0.0006	-	< 0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	< 0.0003	-	< 0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	< 0.002	-	< 0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	< 0.001	-	< 0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	< 0.001	-	< 0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.28	0.44	0.58	10 以下
ふっ素	mg/L	0.44	-	0.27	0.8 以下
ほう素	mg/L	-	-	0.7	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	-	< 0.005	0.05 以下

注1)調査結果の値は、年間平均値を示します。ただし、全シアンは、最高値を示します。

注2)下線は環境基準の超過を示します。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース（令和3年度）」（千葉県ホームページ）

表 4.1-7(6) 水質調査結果(生活環境項目：令和4年度)

河川名	相川(湊川)		志駒川(湊川)		環境基準
	一川橋		環橋		
調査地点					
類型	-		-		
調査項目	測定値	m/n	測定値	m/n	
pH	8.4	-	8.5	-	-
DO(mg/L)	11.2	-	10.6	-	-
BOD(mg/L)	1.0	-	1.3	-	-
SS(mg/L)	4	-	4	-	-
大腸菌群数(MPN/100mL)	4,420	-	8,973	-	-

注)調査結果の値は、年間平均値を示します。

出典：「富津市の環境(令和4年度)」(富津市市民部環境保全課)

表 4.1-7(7) 水質調査結果(生活環境項目：令和4年度)

河川名	白狐川		金谷川		環境基準
	竹岡小下		ふじみ橋		
調査地点					
類型	-		-		
調査項目	測定値	m/n	測定値	m/n	
pH	8.5	-	8.0	-	-
DO(mg/L)	11.3	-	11.0	-	-
BOD(mg/L)	1.2	-	2.3	-	-
SS(mg/L)	10	-	4	-	-
大腸菌群数(MPN/100mL)	5,898	-	24,450	-	-

注)調査結果の値は、年間平均値を示します。

出典：「富津市の環境(令和4年度)」(富津市市民部環境保全課)

表 4.1-7(8) 水質調査結果(ダイオキシン類)

単位：pg-TEQ/L

河川名	調査地点	調査年度	測定結果	環境基準
平久里川	横峰大橋	平成29年度	0.39	1以下
		令和4年度	0.34	
	平成橋	平成28年度	0.51	
		平成29年度	0.80	
		平成30年度	0.69	
		令和元年度	0.66	
		令和2年度	0.63	
		令和3年度	0.33	
令和4年度	0.31			
増間川	池田橋	平成28年度	0.29	
		令和3年度	0.096	
佐久間川	勝山橋	平成30年度	0.49	
湊川	丹後橋	令和元年度	0.13	
		令和2年度	0.13	
	湊橋	令和3年度	0.13	

注)調査結果の値は、年間平均値を示します。

出典：「ダイオキシン類常時監視測定結果(令和4年度)」(令和5年10月20日、千葉県)

### 3) 底質の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、水底の底質の調査(ダイオキシン類)が実施されています。底質調査結果(ダイオキシン類)は、表 4.1-8 に示すとおりであり、いずれの年度、地点において環境基準を満足しています。

表 4.1-8 底質調査結果(ダイオキシン類)

単位：pg-TEQ/L

河川名	調査地点	調査年度	測定結果	環境基準
平久里川	平成橋	令和2年度	1.4	150 以下
佐久間川	勝山橋	平成30年度	1.8	
湊川	湊橋	令和2年度	2.6	

出典：「ダイオキシン類常時監視測定結果（令和4年度）」（令和5年10月20日、千葉県）

### 4) 地下水の状況

千葉県では、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために、県内を2kmメッシュごとに地下水の環境基準項目について調査を実施しています(以下、「概況調査」という。)。また、過去の概況調査で地下水汚染が確認された地点では、地点ごとに汚染が確認されている物質について継続調査を実施しています(以下、「継続監視調査」という。)。概況調査を実施した地点のうち、一部については地下水の要監視項目の調査を実施しています(以下、「要監視項目調査」という。)

対象事業実施区域及びその周囲においては、令和3年度に11地点で概況調査が、3地点で継続監視調査が、4地点で要監視項目調査が実施されています。

概況調査結果を表 4.1-9 に、継続監視調査結果を表 4.1-10 に、要監視項目調査結果を表 4.1-11 に示します。

概況調査結果では、全ての項目で環境基準を満足しています。また、継続監視調査結果では、3地点のうちほう素が1地点で環境基準を超過しています。要監視項目調査では、全ての項目で指針値を下回っています。

表 4.1-9(1) 地下水水質調査結果【概況調査】

項目	地点	館山市			環境基準
		山本	神余	作名	
調査日		R3. 9. 10	R3. 9. 10	R3. 9. 10	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	(mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.3	1.1	1.6	10 以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.05 以下

注1) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 4.1-9(2) 地下水水質調査結果【概況調査】

項目	地点	南房総市			環境基準
		小浦	山名	和田町上三原	
調査日		R3. 9. 10	R3. 9. 10	R3. 9. 10	
カドミウム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛 (mg/L)		0.005	不検出	0.001	0.01 以下
六価クロム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素 (mg/L)		不検出	不検出	0.005	0.01 以下
総水銀 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/L)		-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)		不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)		不検出	0.9	1.1	10 以下
ふっ素 (mg/L)		0.22	不検出	不検出	0.8 以下
ほう素 (mg/L)		0.5	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.05 以下

注1) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 4.1-9(3) 地下水水質調査結果【概況調査】

項目	地点	南房総市	鋸南町	環境基準
		千倉町白間津	下佐久間	
調査日		R3. 9. 10	R3. 9. 3	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	0.002	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	(mg/L)	0.002	不検出	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.11	2.3	10 以下
ふっ素	(mg/L)	0.28	0.09	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	0.1	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	0.05 以下

注1) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 4.1-9(4) 地下水水質調査結果【概況調査】

項目	地点	富津市			環境基準
		萩生	関尻	新井	
調査日		R3. 9. 17	R3. 9. 17	R3. 9. 17	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.05 以下
砒素	(mg/L)	0.001	不検出	0.001	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	1.3	1	10 以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	0.08	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.05 以下

注1) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 4.1-10 地下水水質調査結果【継続監視調査】

項目	地点	富津市			環境基準
		上後	大堀	竹岡	
調査日		R3. 9. 17	R3. 9. 17	R3. 9. 17	
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
鉛	(mg/L)	-	-	-	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	-	-	-	0.05 以下
砒素	(mg/L)	-	-	-	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	-	-	-	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	-	-	-	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	-	不検出	不検出	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	-	不検出	0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	不検出	不検出	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	不検出	0.022	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	不検出	不検出	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	-	不検出	不検出	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	-	0.0062	不検出	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	-	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	-	-	-	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	-	-	-	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	-	-	-	0.01 以下
セレン	(mg/L)	-	-	-	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	10 以下
ふっ素	(mg/L)	-	-	-	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	<u>6.5</u>	-	-	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	-	0.05 以下

注1) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 4.1-11 地下水水質調査結果【要監視項目調査】

項目	地点	館山市	富津市	南房総市	鋸南町	指針値
		神余	新井	山名	下佐久間	
調査日		R3. 9. 10	R3. 9. 17	R3. 9. 10	R3. 9. 3	
クロロホルム	(mg/L)	-	-	-	-	0.06 以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	-	-	-	-	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	-	-	-	-	0.2 以下
イソキサチオン	(mg/L)	-	-	-	-	0.008 以下
ダイアジノン	(mg/L)	-	-	-	-	0.005 以下
フェニトロチオン	(mg/L)	-	-	-	-	0.003 以下
イソプロチオラン	(mg/L)	-	-	-	-	0.04 以下
オキシ銅	(mg/L)	-	-	-	-	0.04 以下
クロロタロニル	(mg/L)	-	-	-	-	0.05 以下
プロピサミド	(mg/L)	-	-	-	-	0.008 以下
EPN	(mg/L)	-	-	-	-	0.006 以下
ジクロロボス	(mg/L)	-	-	-	-	0.008 以下
フェノブカルブ	(mg/L)	-	-	-	-	0.03 以下
イプロベンホス	(mg/L)	-	-	-	-	0.008 以下
クロルニトルフェン	(mg/L)	-	-	-	-	-
トルエン	(mg/L)	-	-	-	-	0.6 以下
キシレン	(mg/L)	-	-	-	-	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	-	-	-	-	0.06 以下
ニッケル	(mg/L)	-	-	-	-	-
モリブデン	(mg/L)	-	-	-	-	0.07 以下
アンチモン	(mg/L)	-	-	-	-	0.02 以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	-	-	-	-	0.02 以下
全マンガン	(mg/L)	-	-	-	-	0.2 以下
ウラン	(mg/L)	-	-	-	-	0.002 以下
PFOS 及び PFOA	(mg/L)	0.0000003	0.000039	0.0000007	0.0000017	0.00005 以下

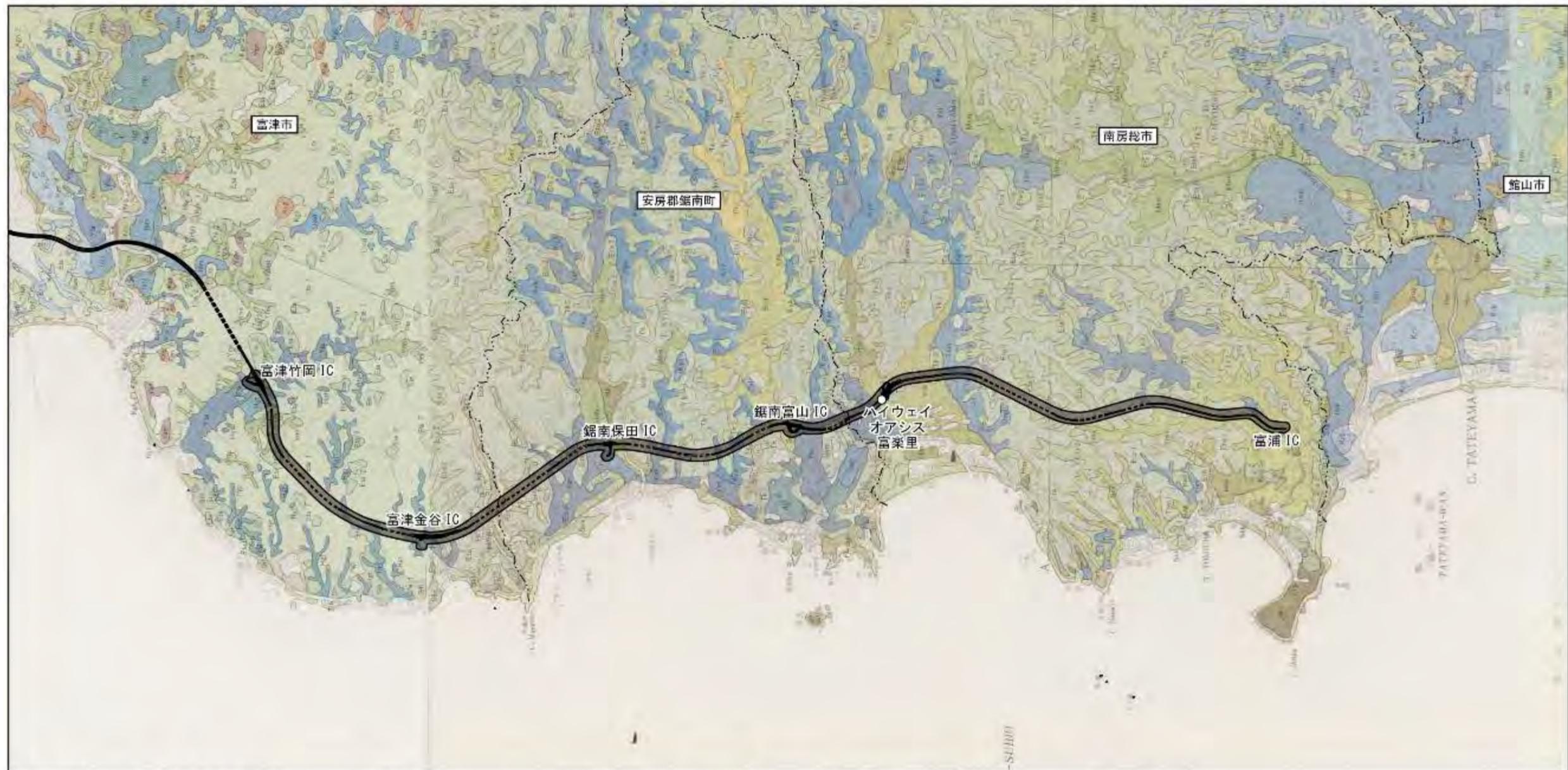
注1) 下線は環境基準の超過を示します。

出典：「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

### 4.1.3 土壌及び地盤の状況

#### 1) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.1-10 に示すとおり、乾性褐色森林土壌や褐色森林土壌が広く分布しています。また、谷部ではグライ土壌や細粒褐色低地土壌が分布しています。



凡例		市町界		対象事業実施区域		既設自動車専用道路 (トンネル部)		乾燥性褐色森林土壌		褐色森林土壌		褐色低地土壌		灰色低地土壌		グライ土壌	
岩石地 (磐山)	粗粒残積性未熟土壌	淡色黒ボク土壌	乾燥性褐色森林土壌	薄層黒ボク土壌	乾燥性褐色森林土壌	高塚統 (磐山)	西崎統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	薄層黒ボク土壌	乾燥性褐色森林土壌	高塚統 (磐山)	西崎統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
残積性未熟土壌	水田1統	上砂統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	千倉統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	千倉統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
白浜統 (磐山)	厚層黒ボク土壌	香西4統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	榎尾統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	榎尾統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
白浜統 (磐山)	文通統 (磐山)	上砂統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	宮1統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	宮1統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
白浜統 (富津)	文通統 (磐山)	上砂統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	香西1統 (富津)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	文通統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	香西1統 (富津)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
水田統 (磐山)	文通統 (富津)	子神統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	文通統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	上岩入1統 (富津)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	文通統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	上岩入1統 (富津)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
砂丘未熟土壌	神神統 (磐山)	江田1統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	神神統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	天津1統 (富津)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	神神統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	天津1統 (富津)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
半統 (磐山)	神宮寺統 (磐山)	江田1統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	神宮寺統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	大原統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	神宮寺統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	大原統 (磐山)	萬倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
神宮寺統	神宮寺統	萬浦1統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	神宮寺統	乾燥性褐色森林土壌	丘陵細粒灰色土壌	萬浦1統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	神宮寺統	乾燥性褐色森林土壌	丘陵細粒灰色土壌	萬浦1統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
三崎統 (磐山)	神統 (磐山)	八街統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	三崎統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	丘陵細粒グライ土壌	八街統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	三崎統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	丘陵細粒グライ土壌	八街統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
神統 (磐山)	神統 (富津)	小原統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	神統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	黒泥土壌	小原統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	神統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	黒泥土壌	小原統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
神統 (富津)	神統 (富津)	船木統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌	神統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	布佐M統 (富津)	船木統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	神統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	布佐M統 (富津)	船木統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
神統 (富津)	神統 (富津)	船木統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	神統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	吉田M統 (富津)	船木統 (富津)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	神統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌	吉田M統 (富津)	船木統 (富津)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
		大井倉統 (磐山)	乾燥性褐色森林土壌		乾燥性褐色森林土壌		大井倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)		乾燥性褐色森林土壌		大井倉統 (磐山)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)
		大井倉統 (富津)	乾燥性褐色森林土壌		乾燥性褐色森林土壌		大井倉統 (富津)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)		乾燥性褐色森林土壌		大井倉統 (富津)	平三統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)	萬立統 (磐山)

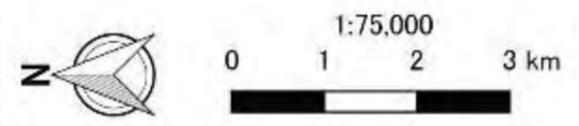


図 4.1-10 土壌図

出典：(土)15-1-1(磐山)：(昭和46年3月、千葉県)  
 (土)15-1-2(磐山)：(昭和48年3月、千葉県)  
 (土)15-1-3(富津)：(昭和52年3月、千葉県)

## 2) 地盤の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、地盤変動の調査は実施されていません。

## 3) 土壌汚染の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域はなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域は、表 4.1-12 及び図 4.1-11 に示すとおり 1 箇所指定されています。

なお、「令和 3 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（令和 4 年 12 月 環境省水・大気環境局）によると、千葉県内では「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策区域もありません。

表 4.1-12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定地域

番号	指定する区域	埋立地の区分	指定年月日
1	南房総市富浦町宮本字堂入 201 番の一部、202 番の一部、203 番 1 の一部、203 番 2 の一部、203 番 3 の一部、206 番 1 の一部、206 番 2 の一部、207 番 1 の一部、207 番 2 の一部及び 229 番 1 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号に掲げる埋立地	平成 21 年 6 月 9 日

出典：「千葉県報 第12413号」（平成21年6月9日、千葉県）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定地域

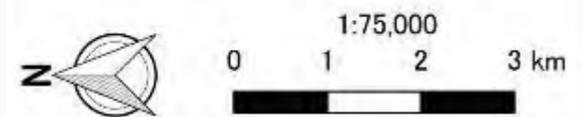


図 4.1-11  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に  
 基づく指定地域の位置図

出典：「千葉県報 第12413号」（平成21年6月9日、千葉県）

#### 4.1.4 地形及び地質の状況

##### 1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.1-12 に示すとおり、北側半分には、主に小起伏山地、一部に中起伏山地が分布しています。南側中央寄りには、富津館山道路の東側に山地、海に近い西側には低地が分布しています。また、南端一帯は丘陵地となっていて、谷内は台地（段丘）が分布しています。

##### 2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.1-13 に示すとおり、未固結堆積物及び半固結～固結堆積物が分布しています。主に砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層、細粒凝灰岩等が見られます。

##### 3) 重要な地形及び地質等の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、「日本の地形レッドデータブック 第1集」（平成12年12月、小泉武栄、青木賢人）、「日本の地形レッドデータブック 第2集－保存すべき地形－」（平成14年3月、小泉武栄、青木賢人）に記載されるような、学術上または希少性の観点による重要な地形・地質は確認されていません。

「千葉県自然環境情報図－第3回自然環境保全基礎調査－」（平成元年、環境庁）に記載されている重要な地形・地質を、表 4.1-13 及び図 4.1-14 に示します。

表 4.1-13 重要な地形及び地質

No.	類型	名称	所在地
①	<陸景>その他	延命寺断層	安房郡三芳村 <sup>注</sup>
②	海岸景観	大房岬	安房郡富浦町 <sup>注</sup>
③	海岸景観	南無谷崎・小浜・小浦の海食崖	安房郡富浦町 <sup>注</sup>
④	海岸景観	勝山海岸	安房郡鋸南町
⑤	海岸景観	浮島と大ボケ、小ボケ	安房郡鋸南町
⑥	山地(非火山性)景観	鋸山・頂上壁	安房郡鋸南町
⑦	山地(非火山性)景観	鋸山北壁	富津市
⑧	河川景観	湊川の穿入蛇行	富津市

注)安房郡三芳村及び富浦町は2006年に市町村合併により南房総市となっています。

出典：「千葉県自然環境情報図 第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）







凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 地震断層・低断層崖
- 海食崖
- 断崖・岩壁
- 穿入蛇行河川
- 自然海岸（浜）
- 自然海岸（浜以外）

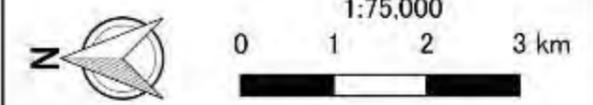


図 4.1-14 重要な地形・地質位置図

出典：「千葉県自然環境情報図 第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年、環境庁）

#### 4.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

##### 1) 動物の状況

重要な動物種の選定根拠を表 4.1-14 に、選定基準を表 4.1-15 に示します。

表 4.1-14 重要な動物種の選定根拠

法令、文献等		選定根拠	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物</li> <li>・国指定天然記念物</li> </ul>
		「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定天然記念物</li> </ul>
法令による指定	②	「館山市文化財の保護に関する条例」(昭和51年6月18日) 「南房総市文化財保護条例」(平成18年3月20日) 「鋸南町文化財の保護に関する条例」(昭和51年3月4日) 「富津市文化財の保護に関する条例」(昭和46年4月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定天然記念物</li> <li>・町指定天然記念物</li> </ul>
		「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種</li> <li>・国際希少野生動植物種</li> <li>・特定国内希少野生動植物種</li> <li>・緊急指定種</li> </ul>
文献による指定	③	「環境省レッドリスト2020の公表について」 (令和2年3月27日 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅 (EX)</li> <li>・野生絶滅 (EW)</li> <li>・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類 (CR)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類 (EN)</li> <li>・絶滅危惧 II 類 (VU)</li> <li>・準絶滅危惧 (NT)</li> <li>・情報不足 (DD)</li> <li>・地域個体群 (LP)</li> </ul>
		「千葉県の保護上重要な野生生物 －千葉県レッドリスト－動物編 (2019年改訂版)」 (2019年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消息不明・絶滅生物 (X)</li> <li>・最重要保護生物 (A)</li> <li>・重要保護生物 (B)</li> <li>・要保護生物 (C)</li> <li>・一般保護生物 (D)</li> </ul>

表 4.1-15 重要な動物種の選定基準

区 分		選 定 基 準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、県にとって学術上価値の高いもの。	
	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの。	
	町指定天然記念物	町指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、町にとって学術上価値の高いもの。	
②	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
③	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。	
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。	
地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
④	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ50年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性が強い生物。	
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。	
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。	
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。	
	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、近い将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。	

(1) 動物相の状況

a) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲においては、7目14科26種の哺乳類の生息記録があります。

これらの確認種のうち、重要な動物種の該当種は、表 4.1-16 に示す5目9科13種になります。

表 4.1-16 重要な動物種の状況（哺乳類）

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ	-	-	-	D
	モグラ	ヒミズ	-	-	-	D
コウモリ	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	-	-	-	C
		コキクガシラコウモリ	-	-	-	C
	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	-	-	-	B
		ユビナガコウモリ	-	-	-	D
サル	オナガザル	ニホンザル	-	-	LP	B
ネコ	イヌ	キツネ	-	-	-	B
	イタチ	テン	-	-	-	D
		アナグマ	-	-	-	C
ネズミ	リス	ニホンリス	-	-	-	C
	ネズミ	カヤネズミ	-	-	-	D
		ヒメネズミ	-	-	-	D
合計：5目9科13種			0種	0種	1種	13種

注1) 指定状況の①～④は表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物
- ② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅡA類、EN:絶滅危惧ⅡB類、VU:絶滅危惧Ⅲ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

- ・「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（昭和53年度）」（環境省自然環境局生物多様性センター）
- ・「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」（昭和56年、環境省自然環境局生物多様性センター）
- ・「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調報告書」（平成5年3月、環境庁自然保護局）
- ・「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」（平成9年、環境省自然環境局生物多様性センター）
- ・「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」（平成15・16年、環境省自然環境局生物多様性センター）
- ・「千葉県保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」（平成31年3月、千葉県環境生活部）

注4) 種名については、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（2002年、環境省）に準拠した形で作表整理を行っています。

b) 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲においては、16目40科121種の鳥類の生息記録があります。

これらの確認種のうち、重要な動物種の該当種は、表4.1-17に示す16目33科80種になります。

表 4.1-17(1) 重要な動物種の状況(鳥類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
キジ	キジ	ウズラ	-	-	VU	A
		ヤマドリ	-	-	-	C
カモ	カモ	コクガン	国天	-	VU	B
		オカヨシガモ	-	-	-	C
		ヨシガモ	-	-	-	B
		スズガモ	-	-	-	D
		シノリガモ	-	-	-	D
		ウミアイサ	-	-	-	D
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	-	-	-	C
		カンムリカイツブリ	-	-	-	D
ハト	ハト	カラスバト	国天	-	NT	X
		アオバト	-	-	-	B
カツオドリ	ウ	ウミウ	-	-	-	B
ペリカン	サギ	ダイサギ	-	-	-	D
		チュウサギ	-	-	NT	B
		コサギ	-	-	-	B
		クロサギ	-	-	-	C
ツル	ツル	マナヅル	-	-	VU	B
	クイナ	バン	-	-	-	B
		オオバン	-	-	-	C
カッコウ	カッコウ	ホトトギス	-	-	-	C
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	-	-	-	A
		ヒメアマツバメ	-	-	-	C
チドリ	チドリ	ムナグロ	-	-	-	B
		ダイゼン	-	-	-	A
		コチドリ	-	-	-	B
		シロチドリ	-	-	VU	A
		メダイチドリ	-	-	-	C

表 4.1-17(2) 重要な動物種の状況(鳥類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
チドリ	シギ	アオシギ	-	-	-	X
		オオジシギ	-	-	NT	A
		オオソリハシシギ	-	-	VU	C
		チュウシャクシギ	-	-	-	C
		ホウロクシギ	-	-	VU	A
		アオアシシギ	-	-	-	B
		クサシギ	-	-	-	C
		タカブシギ	-	-	VU	B
		キアシシギ	-	-	-	C
		ソリハシシギ	-	-	-	C
		イソシギ	-	-	-	A
		キョウジョシギ	-	-	-	C
		オバシギ	-	-	-	C
		ミユビシギ	-	-	-	D
		トウネン	-	-	-	D
		ハマシギ	-	-	NT	B
		キリアイ	-	-		B
		カモメ	オオセグロカモメ	-	-	NT
	コアジサシ		-	-	VU	A
	ウミスズメ	ケイマフリ	-	-	VU	A
ウミスズメ		-	-	CR	B	
カンムリウミスズメ		国天	-	VU	A	
タカ	タカ	オジロワシ	国天	国内	VU	B
		オオワシ	国天	国内	VU	B
		サシバ	-	-	VU	A
フクロウ	フクロウ	アオバズク	-	-	-	A
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	-	-	-	C
キツツキ	キツツキ	アカゲラ	-	-	-	C
		アオゲラ	-	-	-	C
ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	-	国内	VU	A
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	-	-	VU	X
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	-	-	-	A
	カラス	カケス	-	-	-	D
	ヒバリ	ヒバリ	-	-	-	D
	ツバメ	コシアカツバメ	-	-	-	B
		イワツバメ	-	-	-	D
	ウグイス	ヤブサメ	-	-	-	C
	ムシクイ	センダイムシクイ	-	-	-	C
	ヨシキリ	オオヨシキリ	-	-	-	D
	セッカ	セッカ	-	-	-	D
	ミソサザイ	ミソサザイ	-	-	-	C

表 4.1-17(3) 重要な動物種の状況(鳥類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
スズメ	ヒタキ	トラツグミ	-	-	-	A
		アカコッコ	国天	国内	EN	A
		キビタキ	-	-	-	A
		オオルリ	-	-	-	B
	セキレイ	キセキレイ	-	-	-	B
	アトリ	イカル	-	-	-	D
	ホオジロ	ホオジロ	-	-	-	C
		ホオアカ	-	-	-	C
		クロジ	-	-	-	D
		コジュリ	-	-	VU	A
		オオジュリン	-	-	-	D
合計：16目33科80種			6種	4種	23種	79種

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

- ・「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書」(昭和55年、環境省自然環境局生物多様性センター)
- ・「第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書」(昭和63年、環境庁)
- ・「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」

(平成16年3月、環境省自然環境局生物多様性センター)

- ・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)

注4) 種名については、「日本鳥類目録改訂第7版」(平成24年、日本鳥学会)に準拠した形で作表整理を行っています。

c) 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲においては、2目6科12種の爬虫類の生息記録があります。

これらの確認種のうち、重要な動物種の該当種は、表 4.1-18 に示す2目6科11種になります。

表 4.1-18 重要な動物種の状況(爬虫類)

目名	科名	種名	指定状況				
			①	②	③	④	
カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	-	-	NT	A	
有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	-	-	-	D	
	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	-	-	-	B	
	カナヘビ	ニホンカナヘビ	-	-	-	D	
	ナミヘビ	ジムグリ		-	-	-	B
		アオダイショウ		-	-	-	D
		シマヘビ		-	-	-	C
		ヒバカリ		-	-	DD	D
		シロマダラ		-	-	-	B
	ヤマカガシ		-	-	-	D	
クサリヘビ	ニホンマムシ		-	-	-	B	
合計：2目6科11種			0種	0種	2種	11種	

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

- ・「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書」(平成5年3月、環境庁自然保護局)
  - ・「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成9年、環境省自然環境局生物多様性センター)
  - ・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)
- 注4) 種名については、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和5年8月30日版、日本爬虫両棲類学会)に準拠した形で作表整理を行っています。

d) 両生類

対象事業実施区域及びその周囲においては、2目6科13種の両生類の生息記録があります。

これらの確認種のうち、重要な動物種の該当種は、表 4.1-19 に示す2目5科11種になります。

表 4.1-19 重要な動物種の状況(両生類)

目名	科名	種名	指定状況				
			①	②	③	④	
有尾	サンショウウオ	トウキョウサンショウウオ	-	特国内	VU	A	
	イモリ	アカハライモリ	-	-	NT	A	
無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	-	-	-	C	
		アカガエル	タゴガエル	-	-	-	B
		ニホンアカガエル	-	-	-	A	
		ヤマアカガエル	-	-	-	C	
		ツチガエル	-	-	-	A	
		トウキョウダルマガエル	-	-	NT	B	
	アオガエル	シュレーゲルアオガエル	-	-	-	D	
		モリアオガエル	-	-	-	C	
		カジカガエル	-	-	-	B	
合計：2目5科11種			0種	1種	3種	11種	

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

- ・「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書」(平成5年3月、環境庁自然保護局)
- ・「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成9年、環境省自然環境局生物多様性センター)
- ・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)

注4) 種名については、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和5年8月30日版、日本爬虫両棲類学会)に準拠した形で作表整理を行っています。

e) 魚類

対象事業実施区域及びその周囲においては、7目14科36種の魚類の生息記録があります。

これらの確認種のうち、重要な動物種の該当種は、表 4.1-20 に示す5目7科13種になります。

表 4.1-20 重要な動物種の状況(魚類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	-	-	EN	C
コイ	コイ	キンブナ	-	-	VU	B
		ギンブナ	-	-	-	D
		モツゴ	-	-	-	D
	ドジョウ	ドジョウ	-	-	NT	-
		ヒガシシマドジョウ	-	-	-	C
		ホトケドジョウ	-	-	EN	C
ナマズ	ギギ	ギバチ	-	-	VU	B
	ナマズ	ナマズ	-	-	-	B
ダツ	メダカ	ミナミメダカ	-	-	VU	B
スズキ	ハゼ	シロウオ	-	-	VU	D
		ビリンゴ	-	-	-	D
		ヌマチチブ	-	-	-	D
合計：5目7科13種			0種	0種	7種	12種

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、

VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

・「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書」(平成5年3月、環境庁自然保護局)

・「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成9年、環境省自然環境局生物多様性センター)

・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)

注4) 種名については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト—令和4年度—」に準拠した形で作表整理を行っています。

f) 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲においては、13目92科332種の昆虫類の生息記録があります。

これらの確認種のうち、重要な動物種の該当種は、表 4.1-21 に示す、13目73科183種になります。

表 4.1-21(1) 重要な動物種の状況(昆虫類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
トンボ	イトトンボ	ホソミイトトンボ	-	-	-	B
		キイトトンボ	-	-	-	C
		ベニイトトンボ	-	-	NT	A
		モートンイトトンボ	-	-	NT	A
		クロイトトンボ	-	-	-	D
		セスジイトトンボ	-	-	-	B
		ムスジイトトンボ	-	-	-	B
		オオイトトンボ	-	-	-	A
		モノサシトンボ	モノサシトンボ	-	-	-
	アオイトトンボ	アオイトトンボ	-	-	-	C
		オツネイトトンボ	-	-	-	A
	カワトンボ	アサヒナカワトンボ	-	-	LP	A
	サナエトンボ	ヤマサナエ	-	-	-	D
		ダビドサナエ	-	-	-	C
		ホンサナエ	-	-	-	B
		アオサナエ	-	-	-	B
		オナガサナエ	-	-	-	B
		ウチワヤンマ	-	-	-	D
		オジロサナエ	-	-	-	A
		コサナエ	-	-	-	A
	ヤンマ	ネアカヨシヤンマ	-	-	NT	B
		アオヤンマ	-	-	NT	B
		マルタンヤンマ	-	-	-	C
		クロスジギンヤンマ	-	-	-	D
		コシボソヤンマ	-	-	-	C
		カトリヤンマ	-	-	-	B
		サラサヤンマ	-	-	-	D
		ヤブヤンマ	-	-	-	D
	エゾトンボ	トラフトンボ	-	-	-	A
		キイロヤマトンボ	-	-	NT	A
		タカネトンボ	-	-	-	B
	トンボ	ハラビロトンボ	-	-	-	B
		チョウトンボ	-	-	-	D
コノシメトンボ		-	-	-	D	
マイコアカネ		-	-	-	D	
リスアカネ		-	-	-	B	
ゴキブリ	オオゴキブリ	オオゴキブリ	-	-	-	D
カマキリ	カマキリ	ヒナカマキリ	-	-	-	D

表 4.1-21(2) 重要な動物種の状況(昆虫類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
バッタ	キリギリス	ヒサゴクサキリ	-	-	-	B
	クツワムシ	クツワムシ	-	-	-	C
	コオロギ	クロツヤコオロギ	-	-	-	C
		ナツノツツレサセコオロギ	-	-	-	D
		コガタコオロギ	-	-	-	C
	マツムシ	クチキコオロギ	-	-	-	D
		マツムシ	-	-	-	D
		カヤコオロギ	-	-	-	A
	ヒバリモドキ	ハマスズ	-	-	-	A
	カネタタキ	イソカネタタキ	-	-	-	D
	ヒシバッタ	ボウソウサワヒシバッタ	-	-	-	B
	バッタ	セグロイナゴ	-	-	-	A
		ヤマトマダラバッタ	-	-	-	B
イナゴモドキ		-	-	-	A	
ナナフシ	ナナフシ	トゲナナフシ	-	-	-	D
カメムシ	セミ	ヒメハルゼミ	-	-	-	B
		ハルゼミ	-	-	-	A
	カタビロアメンボ	ケシウミアメンボ	-	-	-	C
	アメンボ	オオアメンボ	-	-	-	D
	コオイムシ	コオイムシ	-	-	NT	-
		タガメ	-	特国内	VU	A
	ナベブタムシ	ナベブタムシ	-	-	-	A
	マキバサシガメ	キバネアシブトマキバサシガメ	-	-	-	B
		ベニモンマキバサシガメ	-	-	-	A
	ナガカメムシ	ヒメマダラナガカメムシ	-	-	-	D
	ヘリカメムシ	アズキヘリカメムシ	-	-	-	C
	ツチカメムシ	ヨコヅナツチカメムシ	-	-	-	C
	キンカメムシ	オオキンカメムシ	-	-	-	C
	カメムシ	ハナダカカメムシ	-	-	-	D
		トゲカメムシ	-	-	-	C
		フタテンカメムシ	-	-	-	C
		ルリクチブトカメムシ	-	-	-	C
ツノカメムシ	ベニモンツノカメムシ	-	-	-	C	
アミメカゲロウ	カマキリモドキ	ヒメカマキリモドキ	-	-	-	B
	ツノトンボ	ツノトンボ	-	-	-	C
コウチュウ	カワラゴミムシ	カワラゴミムシ	-	-	-	C
	ハンミョウ	アイヌハンミョウ	-	-	NT	B
		カワラハンミョウ	-	-	EN	A
		コハンミョウ	-	-	-	C
		シロヘリハンミョウ	-	-	NT	A

表 4.1-21 (3) 重要な動物種の状況(昆虫類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
コウチュウ	オサムシ	アワカズサオサムシ	-	-	-	D
		エサキオサムシ	-	-	-	C
		セアカオサムシ	-	-	NT	B
		ヒメマイマイカブリ	-	-	-	D
		オオマルクビゴミムシ	-	-	-	B
		ヒョウタンゴミムシ	-	-	-	D
		オサムシモドキ	-	-	-	C
		キバネキバナガミズギワゴミムシ	-	-	VU	A
		キバナガミズギワゴミムシ	-	-	-	C
		コハラアカモリヒラタゴミムシ	-	-	-	C
		スナハラゴミムシ	-	-	VU	A
		コアトワアオゴミムシ	-	-	-	C
		オオキベリアオゴミムシ	-	-	-	D
		オオトックリゴミムシ	-	-	NT	C
		コアオアトキリゴミムシ	-	-	-	D
	ホソクビゴミムシ	アオバネホソクビゴミムシ	-	-	-	D
	コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ	-	-	VU	B
	ゲンゴロウ	キオビチビゲンゴロウ	-	-	DD	-
		ゲンゴロウ	-	特国内	VU	X
		コガタノゲンゴロウ	-	-	VU	A
		マルガタゲンゴロウ	-	特国内	VU	B
		シマゲンゴロウ	-	-	NT	D
	ミズスマシ	オオミズスマシ	-	-	NT	C
		ミズスマシ	-	-	VU	C
	ガムシ	コガムシ	-	-	DD	D
		ガムシ	-	-	NT	C
	エンマムシ	ニセハマベエンマムシ	-	-	-	B
	シデムシ	ヤマトモンシデムシ	-	-	NT	B
		ベッコウヒラタシデムシ	-	-	-	D
		オニヒラタシデムシ	-	-	-	C
	クシヒゲムシ	クチキクシヒゲムシ	-	-	-	C
	クワガタムシ	オオクワガタ	-	-	VU	A
		ヒラタクワガタ	-	-	-	B
	コブスジコガネ	オオコブスジコガネ	-	-	VU	A
	センチコガネ	ムネアカセンチコガネ	-	-	-	D
	コガネムシ	アカマダラセンチコガネ	-	-	-	B
		ヒメキイロマグソコガネ	-	-	NT	A
		ヤマトケシマグソコガネ	-	-	-	C
		シロスジコガネ	-	-	-	C
		アカマダラコガネ	-	-	DD	B
	タマムシ	アオマダラタマムシ	-	-	-	C
		クロマダラタマムシ	-	-	-	B
	コメツキムシ	フタモンウバタマコメツキ	-	-	-	D
ルリツヤハダコメツキ		-	-	-	C	
ホタル	ゲンジボタル	-	-	-	B	
	ヘイケボタル	-	-	-	C	
	クロマドボタル	-	-	-	C	

表 4.1-21(4) 重要な動物種の状況(昆虫類)

目名	科名	種名	指定状況				
			①	②	③	④	
コウチュウ	ジョウカイモドキ	イソジョウカイモドキ	-	-	DD	C	
		カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ	-	-	-	B
			ベニバハナカミキリ	-	-	-	C
			チャイロヒメハナカミキリ	-	-	-	D
			ヨツボシカミキリ	-	-	EN	A
			オオトラカミキリ	-	-	-	A
			ハンノキカミキリ	-	-	-	A
			アサカミキリ	-	-	VU	A
	ハムシ	イネネクイハムシ	-	-	-	C	
		スゲハムシ	-	-	-	C	
		ジュンサイハムシ	-	-	-	D	
		ウスグロタマノミハムシ	-	-	-	A	
	ゾウムシ	ハマベゾウムシ	-	-	-	A	
	ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ	-	-	NT	C
クモバチ		スギハラクモバチ	-	-	DD	C	
ドロバチモドキ		キアシハナダカバチモドキ	-	-	VU	B	
ミツバチ		シロスジヤドリハナバチ	-	-	-	C	
シリアゲムシ	シリアゲムシ	キシタトゲシリアゲ	-	-	-	B	
		ヤマトシリアゲ	-	-	-	D	
		ホシシリアゲ	-	-	-	C	
		ミスジシリアゲ	-	-	-	C	
ハエ	アブ	ヨスジキンメアブ	-	-	-	D	
		キンイロアブ	-	-	-	B	
	イエバエ	ウミベカトリバエ	-	-	-	B	
	ニクバエ	バッタヤドリニクバエ	-	-	-	A	
		シュツツエニクバエ	-	-	-	C	
トビケラ	マルバネトビケラ	マルバネトビケラ	-	-	-	D	
	カタツムリトビケラ	カタツムリトビケラ	-	-	-	C	
チョウ	セセリチョウ	ミヤマセセリ	-	-	-	B	
		アオバセセリ	-	-	-	B	
		ホソバセセリ	-	-	-	B	
		オオチャバネセセリ	-	-	-	B	
		ミヤマチャバネセセリ	-	-	-	C	
	アゲハチョウ	オナガアゲハ	-	-	-	C	
	シロチョウ	ツماغロキチョウ	-	-	EN	X	
	シジミチョウ	ルーミスジミ	-	-	VU	C	
		ウラキンシジミ	-	-	-	A	
		アカシジミ	-	-	-	C	
		ウラナミアカシジミ	-	-	-	C	
		ミズイロオナガシジミ	-	-	-	C	
		ミドリシジミ	-	-	-	C	
コツバメ		-	-	-	B		
シルビアシジミ	-	-	EN	B			

表 4.1-21 (5) 重要な動物種の状況(昆虫類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
チョウ	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	-	-	VU	X
		クモガタヒョウモン	-	-	-	A
		ミドリヒョウモン	-	-	-	C
		ミスジチョウ	-	-	-	C
		ヒオドシチョウ	-	-	-	B
		スミナガシ	-	-	-	B
		コムラサキ	-	-	-	C
		ゴマダラチョウ	-	-	-	C
		オオムラサキ	-	-	NT	B
	ジャノメチョウ	ジャノメチョウ	-	-	-	C
		ヤマキマダラヒカゲ房総亜種	-	-	-	C
	シャチホコガ	カバイロシャチホコ	-	-	NT	A
	ヤガ	サヌキキリガ	-	-	-	D
		ヤクシマキリガ	-	-	-	B
		ガマヨトウ	-	-	VU	C
	合計：13目 73科 183種			0種	3種	43種

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

- ・「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図」(昭和51年、環境省自然環境局生物多様性センター)
- ・「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書」(昭和55年、財団法人日本野生生物研究センター)
- ・「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」(昭和56年、環境省自然環境局生物多様性センター)
- ・「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書」(平成5年3月、環境庁自然保護局)
- ・「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成9年、環境省自然環境局生物多様性センター)
- ・「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成15・16年、環境省自然環境局生物多様性センター)
- ・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)

注4) 種名については、「日本産野生生物目録—本邦産野生動植物の種の現状—無脊椎動物編II」(1995年、環境庁自然保護局)に準拠した形で作表整理を行っています。

g) クモ類

対象事業実施区域及びその周囲においては、1目2科4種のクモ類の生息記録があります。  
これらの確認種は全て重要な動物種の該当種であり、その種を表 4.1-22 に示します。

表 4.1-22 重要な動物種の状況(クモ類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
クモ	ジグモ	ワスレナグモ	-	-	NT	A
	コガネグモ	ナカムラオニグモ	-	-	-	D
		オニグモ	-	-	-	D
		コガネグモ	-	-	-	C
合計：1目2科4種			0種	0種	1種	4種

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、  
緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、  
VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

・「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編（2019年改訂版）」（平成31年3月、千葉県環境生活部）

注4) 種名については、「日本産野生生物目録－本邦産野生動植物の種の現状－無脊椎動物編II」（1995年、環境庁自然保護局）  
に準拠した形で作表整理を行っています。

## h) ヤスデ類

対象事業実施区域及びその周囲においては、3綱9目13科15種のヤスデ類の生息記録があります。

これらの確認種は全て重要な動物種の該当種であり、その種を表 4.1-23 に示します。

表 4.1-23 重要な動物種の状況(ヤスデ類)

綱名	目名	科名	種名	指定状況				
				①	②	③	④	
ヤスデ	フサヤスデ	フサヤスデ	イソフサヤスデ	-	-	-	A	
			シノハラフサヤスデ	-	-	CR+EN	A	
	タマヤスデ	タマヤスデ	ヤマトタマヤスデ	-	-	-	B	
	ジヤスデ	イトヤスデ	イトヤスデ	-	-	-	C	
	オビヤスデ	ババヤスデ	オビババヤスデ	-	-	-	D	
			タカクワヤスデ	-	-	-	B	
		オビヤスデ	トワダオビヤスデ	-	-	-	A	
	ハガヤスデ	ヒメヨロイヤスデ	-	-	-	C		
ヤスデモドキ	ヤスデモドキ	ヤスデモドキ	サンゴホンエダヒゲムシ	-	-	-	A	
ムカデ	ゲジ	ゲジ	ゲジ	-	-	-	B	
	イシムカデ	イシムカデ	ヨシイッスンムカデ	-	-	-	C	
	オオムカデ	メナシムカデ	ニホンメナシムカデ	-	-	-	B	
	ジムカデ	ツチジムカデ	カチベニジムカデ	-	-	-	A	
			オビジムカデ	ヨシヤジムカデ	-	-	-	B
			マツジムカデ	サキブトジムカデ	-	-	-	A
合計：3綱9目13科15種				0種	0種	1種	15種	

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物
- ② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

・「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドリスト-動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)

注4) 種名については、「日本産野生生物目録-本邦産野生動植物の種の現状-無脊椎動物編 I」(1993年、環境庁自然保護局)に準拠した形で作表整理を行っています。

i) 陸産貝類

対象事業実施区域及びその周囲においては、5目23科52種の陸産貝類の生息記録があります。

これらの確認種のうち、重要な動物種の該当種は、表 4.1-24 に示す4目10科15種になります。

表 4.1-24 重要な動物種の状況(陸産貝類)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
オキナエビス(原始腹足)	ユキノカサガイ	ツボミガイ	-	-	NT	B
ニナ(中腹足)	タニシ	マルタニシ	-	-	VU	D
	カワザンショウガイ(+ヘソカドガイ)	クリイロカワザンショウガイ	-	-	NT	-
モノアラガイ(基眼)	モノアラガイ	モノアラガイ	-	-	NT	A
マイマイ(柄眼)	キバサナギガイ(+スナガイ)	スナガイ	-	-	NT	-
	キセルガイモドキ	キセルガイモドキ	-	-	-	C
	キセルガイ	チュウゼンジギセル	-	-	NT	B
		スルガギセル	-	-	NT	A
		ヒメギセル	-	-	-	A
	ベッコウマイマイ	レンズガイ	-	-	VU	B
	ニッポンマイマイ(ナンバンマイマイ)	ケハダビロウドマイマイ	-	-	NT	-
		ビロウドマイマイ	-	-	DD	C
		ヒメビロウドマイマイ	-	-	VU	-
		キヌビロウドマイマイ	-	-	NT	C
オナジマイマイ	カドコオオベソマイマイ	-	-	NT	B	
合計：4目10科15種			0種	0種	13種	11種

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-14 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物

注3) 生息記録を確認した資料

・「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査報告書」(平成5年3月、環境庁自然保護局)

・「第5回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査」(平成9年、環境省自然環境局生物多様性センター)

・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)

注4) 種名については、「日本産野生生物目録—本邦産野生動植物の種の現状—無脊椎動物編Ⅲ」(1998、環境庁自然保護局)に準拠した形で作表整理を行っています。

j) 底生動物(水産貝類・水産甲殻類)

対象事業実施区域及びその周囲においては、2綱2目3科3種の底生動物(水産貝類・水産甲殻類)の生息記録があります。

これらの確認種は全て重要な動物種の該当種であり、その種を表4.1-25に示します。

表 4.1-25 重要な動物種の状況(底生動物)

綱名	目名	科名	種名	指定状況			
				①	②	③	④
ニマイガイ (二枚貝)	ハマグリ(マル スダレガイ)	シジミ	マシジミ	-	-	VU	A
甲殻	ワラジムシ	ウシオワラジムシ	ニッポンヒイロワラジムシ	-	-	-	不足
		ウミベワラジムシ	ニホンハマワラジムシ	-	-	-	不足
合計：2綱2目3科3種				0種	0種	1種	3種

注1) 指定状況の①～④は、表4.1-14に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物

② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、  
緊急:緊急指定種

③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、  
VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、不足:情報不足

注3) 生息記録を確認した資料

・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部)

注4) 種名については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト—令和4年度—」に準拠した形で作表整理を行っています。

(2) 動物の重要種確認位置、注目すべき生息地等の状況

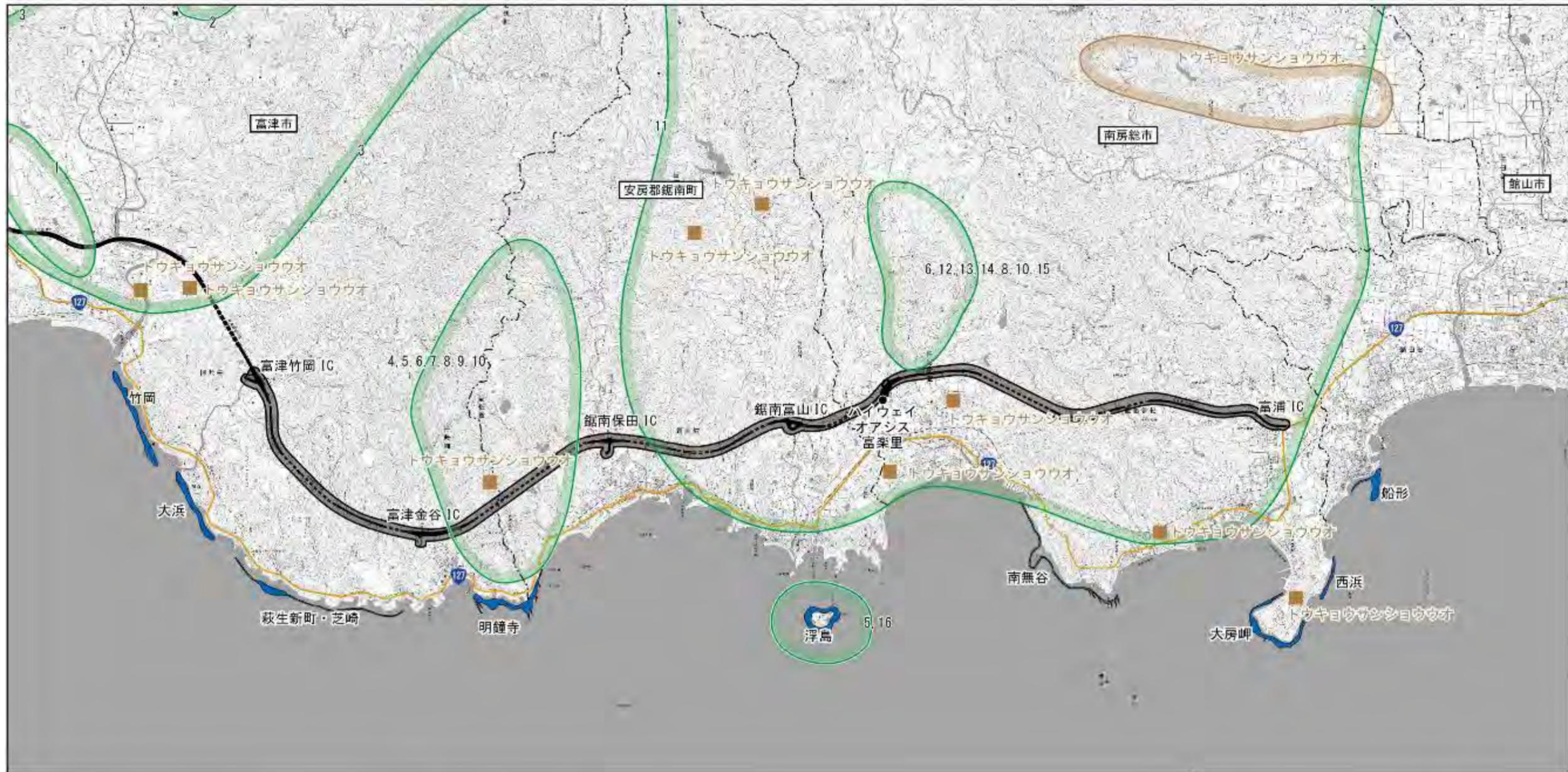
対象事業実施区域及びその周囲において生息域が明らかになっている動物の重要種確認位置及び注目すべき生息地を、表 4.1-26 及び図 4.1-15 に示します。

表 4.1-26 対象事業実施区域及びその周囲の分布域がわかる動物の重要種等

種別	No.	分類群	種名・名称
重要な動物種	1	昆虫類	ゲンジボタル
	2		ハルゼミ
	3		タガメ
	4		モリチャバネゴキブリ
	5		クチキコオロギ
	6		シロバネカワトンボ
	7		ルーミスシジミ
	8		クロアシマルトビハムシ
	9		ウスグロタマノミハムシ
	10		ミスジマルゾウムシ
	11		アカオサムシ
	12		ヒメハルゼミ
	13		カバイロシャチホコ
	14		コブオオニジュウヤホシテントウ
	15		モンキジガバチ
	16		シロヘリハンミョウ
	-	両生類	トウキョウサンショウウオ
注目すべき生息地		藻場	竹岡
			大浜
			萩生新町・芝崎
			明鐘寺
			浮島
			南無谷
			大房岬
			西浜
			船形

注) 本表における「重要な動物種」は、下記文献で挙げられているものを整理しており、それらの中には「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月 27 日 環境省報道発表) や「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドリストー動物編 (2019 年改訂版)」(2019 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課) などにより選定された重要な動物種でないものも含まれています。

出典: 「第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図」(昭和 51 年、環境省自然環境局生物多様性センター)  
「第 2 回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」(昭和 56 年、環境省自然環境局生物多様性センター)



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界
- 注目すべき生息地(藻場)
- 重要な動物種(両生類)
- トウキョウサンショウウオ

重要な動物種(昆虫類)

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1. ゲンジボタル      | 11. アカオサムシ          |
| 2. ハルゼミ        | 12. ヒメハルゼミ          |
| 3. タガメ         | 13. カパイロシャチホコ       |
| 4. モリチャバネゴキブリ  | 14. コブオオニジュウヤホシテントウ |
| 5. クチキコオロギ     | 15. モンキジガバチ         |
| 6. シロバネカワトンボ   | 16. シロヘリハンミョウ       |
| 7. ルーミスジミ      |                     |
| 8. クロアシマルトビハムシ |                     |
| 9. ウスグロタマノミハムシ |                     |
| 10. ミスジマルゾウムシ  |                     |

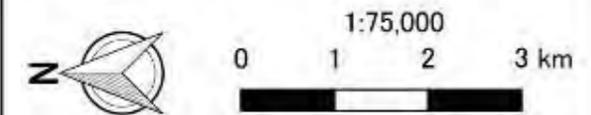


図 4.1-15 重要な動物種確認位置図

出典：「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図」(昭和51年、環境省自然環境局生物多様性センター)  
「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」(昭和56年、環境省自然環境局生物多様性センター)

## 2) 植物の状況

重要な植物種の選定根拠を表 4.1-27 に、選定基準を表 4.1-28 に示します。また、重要な植物群落の選定根拠を表 4.1-29 に、選定基準を表 4.1-30 に示します。

表 4.1-27 重要な植物種の選定根拠

法令、文献等		選定根拠	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物</li> <li>・国指定天然記念物</li> </ul>
		「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定天然記念物</li> </ul>
	②	「館山市文化財の保護に関する条例」(昭和51年6月18日) 「南房総市文化財保護条例」(平成18年3月20日) 「鋸南町文化財の保護に関する条例」(昭和51年3月4日) 「富津市文化財の保護に関する条例」(昭和46年4月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定天然記念物</li> <li>・町指定天然記念物</li> </ul>
		「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種</li> <li>・国際希少野生動植物種</li> <li>・特定国内希少野生動植物種</li> <li>・緊急指定種</li> </ul>
③		「環境省レッドリスト2020の公表について」 (令和2年3月27日 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅 (EX)</li> <li>・野生絶滅 (EW)</li> <li>・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧 I A 類 (CR)</li> <li>・絶滅危惧 I B 類 (EN)</li> <li>・絶滅危惧 II 類 (VU)</li> <li>・準絶滅危惧 (NT)</li> <li>・情報不足 (DD)</li> <li>・地域個体群 (LP)</li> </ul>
文献による指定	④	「千葉県の保護上重要な野生生物 —千葉県レッドリスト—植物・菌類編 (2023年改訂版)」 (2023年7月 千葉県環境生活部自然保護課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消息不明・絶滅生物 (X)</li> <li>・野生絶滅生物 (EW)</li> <li>・最重要保護生物 (A)</li> <li>・重要保護生物 (B)</li> <li>・最重要・重要保護生物 (A-B)</li> <li>・要保護生物 (C)</li> <li>・一般保護生物 (D)</li> <li>・保護参考雑種 (RH)</li> </ul>

表 4.1-28 重要な植物種の選定基準

区 分		選 定 基 準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、県にとって学術上価値の高いもの。	
	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、市にとって学術上価値の高いもの。	
	町指定天然記念物	町指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、町にとって学術上価値の高いもの。	
②	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
③	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。	
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。	
地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
④	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ50年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性が強い生物。	
	野生絶滅（EW）	かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の種。	
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。	
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の可能性のある、などの状況にある生物。	
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性のある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。	
	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性のある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、近い将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。	
	保護参考雑種（RH）	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息環境が著しく限定されているもの。	

表 4.1-29 重要な植物群落の選定根拠

法令、文献等		選定根拠		
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物	
		「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 3 月 29 日 条例第 8 号)	・県指定天然記念物	
		「館山市文化財の保護に関する条例」(昭和 51 年 6 月 18 日) 「南房総市文化財保護条例」(平成 18 年 3 月 20 日) 「鋸南町文化財の保護に関する条例」(昭和 51 年 3 月 4 日) 「富津市文化財の保護に関する条例」(昭和 46 年 4 月 25 日)	・市指定天然記念物 ・町指定天然記念物	
文献による指定	⑤	「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」 (平成 12 年 3 月 環境庁自然保護局生物多様性センター)	・特定植物群落	
		⑥	「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 関東版(Ⅱ)」 (平成 3 年 5 月 環境庁)	・巨樹(単木)
			「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」(平成 13 年 3 月 環境省自然環境局生物多様性センター)	・巨木林(樹林・並木)
⑦	「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック— 群集・群落編」(令和 2 年 12 月 千葉県環境生活部自然保護課)	・保護上重要な群集・群落		

表 4.1-30 重要な植物群落の選定基準

区分	選定基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの。
	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で、県にとって学術上価値の高いもの。
	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。))、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で、市にとって学術上価値の高いもの。
	町指定天然記念物	町指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。))、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で、町にとって学術上価値の高いもの。
⑥	特定植物群落	わが国における植物群落のうちで学術上重要なもの、保護を必要とするものなどの生育地。
⑦	巨樹(単木)	以下の基準に該当する樹木又は樹林。
	巨木林(樹林・並木)	・地上から約 130 cm の位置での幹周(囲)が 300 cm 以上の樹木。なお、地上から約 130 cm の位置において幹が複数に分かれている場合には、個々の幹の幹周の合計が 300 cm 以上であり、そのうちの主幹の幹周が 200 cm 以上のもの。
⑤	保護上重要な群集・群落	千葉県内の海岸(海崖、砂浜、干潟)と水湿環境(河川・湖沼・湿原など)における生態系列、及び中立環境の群落集団の生態系列自然度を評価し、評点が高い地点を抽出したもの。

(1) 植物相の状況

a) 維管束植物

対象事業実施区域及びその周辺においては、46 目 110 科 449 種の維管束植物の生育記録があります。

これらの確認種は全て重要な植物種の該当種であり、その種を表 4.1-31 に示します。

表 4.1-31(1) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目 名	科 名	種 名	指定状況				
			①	②	③	④	
ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	-	-	-	C	
イワヒバ	イワヒバ	カタヒバ	-	-	-	C	
		イワヒバ	-	-	-	B	
ハナヤスリ	ハナヤスリ	ナツノハナワラビ	-	-	-	C	
		ヒロハハナヤスリ	-	-	-	C	
マツバラシ	マツバラシ	マツバラシ	-	-	NT	A	
リュウビンタイ	リュウビンタイ	リュウビンタイ	-	-	-	A	
コケシノブ	コケシノブ	アオホラゴケ	-	-	-	B	
		ウチワゴケ	-	-	-	C	
		コウヤコケシノブ	-	-	-	C	
		キヨスミコケシノブ	-	-	-	A	
		ホソバコケシノブ	-	-	-	A	
サンショウモ	デンジソウ	デンジソウ	-	-	VU	B	
	サンショウモ	オオアカウキクサ	-	-	EN	C	
		サンショウモ	-	-	VU	B	
ヘゴ	キジノオンダ	オオキジノオ	-	-	-	C	
ウラボシ	ホングウシダ	ハマホラシノブ	-	-	-	B	
		コバノイシカグマ	クジャクフモトシダ	-	-	-	RH
			フモトカグマ	-	-	-	D
			オドリコカグマ	-	-	-	A
			イシカグマ	-	-	-	B
			ウスバイシカグマ	-	-	NT	A
	イノモトソウ	クジャクシダ	-	-	-	C	
		ハチジョウシダ	-	-	-	A	
		ハチジョウシダモドキ	-	-	-	C	
		ナチシダ	-	-	-	C	
	チャセンシダ	コバノヒノキシダ	-	-	-	D	
		コウザキシダ	-	-	-	B	
		クモノスシダ	-	-	-	C	
		イワトラノオ	-	-	-	B	
		ホウビシダ	-	-	-	C	
	イワデンダ	フクロシダ	-	-	-	X	
		イワデンダ	-	-	-	B	
	メシダ	メシダ	ウラボシノコギリシダ	-	-	-	B
			カラクサイヌワラビ	-	-	-	C
			シケチシダ	-	-	-	D
			タニイヌワラビ	-	-	-	A
			オオヒメワラビ	-	-	-	C
			ヒカゲワラビ	-	-	-	D
			シロヤマシダ	-	-	-	C
	ミヤマノコギリシダ	-	-	-	B		

表 4.1-31(2) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目名	科名	種名	指定状況				
			①	②	③	④	
ウラボシ	メシダ	オニヒカゲワラビ	-	-	-	C	
		ヒュウガシダ	-	-	-	A	
		コクモウクジャク	-	-	-	A	
	オシダ	オニカナワラビ	-	-	-	C	
		ナンゴクナライシダ	-	-	-	C	
		カツモウイノデ	-	-	-	B	
		ヒメオニヤブソテツ	-	-	-	C	
		ヒロハヤブソテツ	-	-	-	B	
		ツクシヤブソテツ	-	-	-	B	
		イワヘゴ	-	-	-	C	
		ハチジョウベニシダ	-	-	-	D	
		ツクシイワヘゴ	-	-	-	D	
		オシダ	-	-	-	C	
		イヌイワイタチシダ	-	-	-	A	
		ナガサキシダ	-	-	-	C	
		ナガバノイタチシダ	-	-	-	D	
		タニヘゴ	-	-	-	A	
		ナンカイイタチシダ	-	-	-	C	
		カタイノデ	-	-	-	C	
		アマギイノデ	-	-	-	RH	
		オオキヨズミシダ	-	-	-	D	
		サイゴクイノデ	-	-	-	D	
		イノデモドキ	-	-	-	C	
	シノブ	シノブ	-	-	-	B	
	ウラボシ	ウラボシ	ヌカボシクリハラン	-	-	-	B
		ウラボシ	ヒメノキシノブ	-	-	-	B
		ウラボシ	イワヤナギシダ	-	-	-	A
		ウラボシ	カラクサンダ	-	-	-	A
		ウラボシ	イワオモダカ	-	-	-	A
		ウラボシ	ビロードシダ	-	-	CR	B
マツ	マツ	ゴヨウマツ	-	-	-	A	
ヒノキ	ヒノキ	オオシマハイネズ	-	-	-	D	
		イブキ	-	-	-	C	
		ネズミサシ	-	-	-	D	
		ボウシュウネズ	-	-	-	RH	
スイレン	スイレン	コウホネ	-	-	-	B	
シキミ	マツブサ	マツブサ	-	-	-	D	
センリョウ	センリョウ	センリョウ	-	-	-	D	
モクレン	モクレン	ヒロハオガタマノキ	-	-	-	D	
クスノキ	クスノキ	バリバリノキ	-	-	-	B	
		アブラチャン	-	-	-	B	
		イヌガシ	-	-	-	B	
オモダカ	サトイモ	ミミガタテンナンショウ	-	-	-	B	
	オモダカ	サジオモダカ	-	-	-	B	
		トウゴクヘラオモダカ	-	-	VU	C	
		アギナシ	-	-	NT	B	
	トチカガミ	ヤナギスブタ	-	-	-	C	
		オオウミヒルモ	-	-	-	A	
		ヤマトウミヒルモ	-	-	-	A	
		イトトリゲモ	-	-	NT	B	
		ホッスモ	-	-	-	B	
トリゲモ	-	-	VU	C			

表 4.1-31(3) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目 名	科 名	種 名	指定状況			
			①	②	③	④
オモダカ	トチカガミ	ミズオオバコ	-	-	VU	D
		アマモ	-	-	NT	B
	ヒルムシロ	エビアマモ	-	-	VU	A
		タチアマモ	-	-	-	D
		コアマモ	-	-	-	D
		アマモ	-	-	-	D
ヤマノイモ	キンコウカ	ソクシンラン	-	-	-	C
	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ	-	-	-	B
タコノキ	ヤマノイモ	カエデドコロ	-	-	-	C
ユリ	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ	-	-	VU	B
	シュロソウ	ツクシヨウジョウバカマ	-	-	-	C
		ホソバシュロソウ	-	-	-	D
	ユリ	スカシユリ	-	-	-	D
ヤマジノホトトギス		-	-	-	B	
アマナ		-	-	-	D	
クサスギカズラ	ラン	シラン	-	-	NT	D
		マメヅタラン	-	-	NT	B
		エビネ	-	-	NT	D
		ナツエビネ	-	-	VU	D
		ギンラン	-	-	-	D
		キンラン	-	-	VU	D
		ササバギンラン	-	-	-	D
		クゲヌマラン	-	-	VU	B
		サイハイラン	-	-	-	D
		マヤラン	-	-	VU	C
		サガミラン	-	-	-	C
		ナギラン	-	-	VU	C
		クマガイソウ	-	-	VU	C
		ツチアケビ	-	-	-	D
		セッコク	-	-	-	A
		カキラン	-	-	-	B
		タシロラン	-	-	NT	C
		アキザキヤツシロラン	-	-	-	C
		ナヨテンマ	-	-	EN	B
		クロヤツシロラン	-	-	-	C
		ベニシュスラン	-	-	-	B
		ハチジョウシュスラン	-	-	-	A
		アケボノシュスラン	-	-	-	C
		カゴメラン	-	-	-	A
		シュスラン	-	-	-	D
		ダイサギソウ	-	-	EN	A
		ムヨウラン	-	-	-	B
		クロムヨウラン	-	-	DD	C
		ギボウシラン	-	-	EN	A
		ジガバチソウ	-	-	-	A
		クモキリソウ	-	-	-	D
		フウラン	-	-	VU	A
		ヒメフタバラン	-	-	-	A
		トンボソウ	-	-	-	B
アワチドリ	-	-	CR	A		
カヤラン	-	-	-	B		

表 4.1-31(4) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
クサスギカズラ	ラン	カゲロウラン	-	-	NT	A
	アヤメ	ヒオウギ	-	-	-	B
		カキツバタ	-	-	NT	B
		アヤメ	-	-	-	B
		ヒガンバナ	タマムラサキ	-	-	-
	クサスギカズラ	ヤマラッキョウ	-	-	-	D
		ハマオモト	-	-	-	B
		クサスギカズラ	-	-	-	B
		キジカクシ	-	-	-	B
		ホソバキジカクシ	-	-	-	A
		イズイワギボウシ	-	-	-	A
		オオバギボウシ	-	-	-	D
イネ	ガマ	ミクリ	-	-	NT	D
	ホシクサ	ヒロハノイヌノヒゲ	-	-	-	C
		ホシクサ	-	-	-	D
		イトイヌノヒゲ	-	-	-	D
		クロホシクサ	-	-	VU	B
	イグサ	ヌカボシソウ	-	-	-	C
	カヤツリグサ	イセウキヤガラ	-	-	-	B
		ハタガヤ	-	-	-	D
		ショウジョウスゲ	-	-	-	B
		ヒゲスゲ	-	-	-	D
		ミヤマシラスゲ	-	-	-	C
		ナルコスゲ	-	-	-	C
		ツクバスゲ	-	-	-	D
		アオヒエスゲ	-	-	-	C
		オキナワジュズスゲ	-	-	-	D
		サツマスゲ	-	-	-	B
		ヤガミスゲ	-	-	-	C
		ヌカスゲ	-	-	-	C
		ヒメシラスゲ	-	-	-	D
		オタルスゲ	-	-	-	C
		ヒメゴウソ	-	-	-	D
		タカネマスクサ	-	-	VU	D
		イトアオスゲ	-	-	-	C
		コカンスゲ	-	-	-	B
		ヤブスゲ	-	-	-	C
		アブラシバ	-	-	-	B
		シオクグ	-	-	-	D
		センダイスゲ	-	-	-	D
		アズマナルコ	-	-	-	B
		タガネソウ	-	-	-	D
		ヒトモトススキ	-	-	-	D
		イヌクグ	-	-	-	D
		キングヤツリ	-	-	-	B
		ムギガラガヤツリ	-	-	CR	A
		セイタカハリイ	-	-	-	D
		コアゼテンツキ	-	-	-	B
		ノテンツキ	-	-	-	D
		シオカゼテンツキ	-	-	-	X
		クグテンツキ	-	-	-	D
		ナガボテンツキ	-	-	-	C

表 4.1-31 (5) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目 名	科 名	種 名	指定状況			
			①	②	③	④
イネ	カヤツリグサ	ヤリテンツキ	-	-	NT	X
		ビロードテンツキ	-	-	-	C
		イツヤマテンツキ	-	-	-	D
		オオフトイ	-	-	-	D
		アイバソウ	-	-	-	B
	イネ	セトガヤ	-	-	-	B
		チョウセンガリヤス	-	-	-	D
		オオギョウギシバ	-	-	-	D
		カリマタガヤ	-	-	-	D
		ヒメタイヌビエ	-	-	-	B
		オオニワホコリ	-	-	-	D
		ヒメウキガヤ	-	-	-	D
		アズマガヤ	-	-	-	B
		ハイチゴザサ	-	-	CR	C
		ミノボロ	-	-	-	B
		タチネズミガヤ	-	-	-	A
		エダウチチヂミザサ	-	-	-	A
		チャボチヂミザサ	-	-	-	D
		アイアシ	-	-	-	D
		アワガエリ	-	-	-	B
		ツルヨシ	-	-	-	C
		セイタカヨシ	-	-	-	C
		キボウシノ	-	-	-	B
		ヨコハマダケ	-	-	-	A
		シブヤザサ	-	-	-	C
		イタチガヤ	-	-	-	A
		ハマヒエガエリ	-	-	-	B
		イヌアワ	-	-	-	D
		オオアブラスキ	-	-	-	D
		オニシバ	-	-	-	D
ナガミノオニシバ	-	-	-	B		
キンポウゲ	ケシ	ミヤマキケマン	-	-	-	D
	キンポウゲ	オオバショウマ	-	-	-	B
		クサボタン	-	-	-	D
		トリガタハンショウヅル	-	-	-	B
		シロバナハンショウヅル	-	-	-	B
		コセリバオウレン	-	-	-	C
		セリバオウレン	-	-	-	B
		トウゴクサパノオ	-	-	-	A
		ヒメキンポウゲ	-	-	VU	X
		スハマソウ	-	-	-	C
ユキノシタ	カツラ	カツラ	-	-	-	B
	ユキノシタ	ネコノメソウ	-	-	-	D
		ムカゴネコノメソウ	-	-	NT	C
		イズノシマダイモンジソウ	-	-	-	D
	ベンケイソウ	ミツバベンケイソウ	-	-	-	B
		イワレンゲ	-	-	VU	X
	キリンソウ	-	-	-	D	
アリノトウグサ	フサモ	-	-	-	B	
マメ	マメ	ホドイモ	-	-	-	D
		ジャケツイバラ	-	-	-	D
		ハマナタマメ	-	-	-	B

表 4.1-31(6) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
マメ	マメ	フジキ	-	-	-	B
		タヌキマメ	-	-	-	C
		サイカチ	-	-	-	D
		オオバヌスビトハギ	-	-	-	C
		イヌハギ	-	-	VU	C
		マキエハギ	-	-	-	D
		イヌエンジュ	-	-	-	D
		ミソナオシ	-	-	-	B
	ヒメハギ	ヒナノキンチャク	-	-	EN	B
バラ	ニレ	ハルニレ	-	-	-	B
	クワ	ヒメイタビ	-	-	-	D
	イラクサ	ハマヤブマオ	-	-	-	C
		シマナガバヤブマオ	-	-	-	B
		キミズ	-	-	-	C
		ヤマミズ	-	-	-	D
		ツルマオ	-	-	-	A
		バラ	ヤマブキショウマ	-	-	-
	カスミザクラ	-	-	-	D	
	コダイコンソウ	-	-	-	B	
	リンボク	-	-	-	D	
	カワラサイコ	-	-	-	B	
	ヒロハノカワラサイコ	-	-	VU	D	
	ミヤマフユイチゴ	-	-	-	D	
	バライチゴ	-	-	-	A	
	ヒメバライチゴ	-	-	-	D	
	エビガライチゴ	-	-	-	D	
	ナンキンナナカマド	-	-	-	A	
	ブナ	ブナ	ナラガシワ	-	-	-
カシワ			-	-	-	C
イチイガシ			-	-	-	B
ウバメガシ			-	-	-	B
ツクバネガシ			-	-	-	C
クルミ		オニグルミ	-	-	-	D
		サワグルミ	-	-	-	B
カバノキ		ヤマハンノキ	-	-	-	D
		アカシデ	-	-	-	D
		アサダ	-	-	-	B
ウリ	ウリ	ゴキヅル	-	-	-	D
ニシキギ	ニシキギ	オニツルウメモドキ	-	-	-	B
		オオツルウメモドキ	-	-	-	B
		サワダツ	-	-	-	B
		モクレイシ	-	-	-	C
カタバミ	カタバミ	エゾタチカタバミ	-	-	-	D
キントラノオ	トウダイグサ	ノウルシ	-	-	NT	C
		イワタイゲキ	-	-	-	B
	ヤナギ	イイギリ	-	-	-	D
		バッコヤナギ	-	-	-	D
		コゴメヤナギ	-	-	-	B
		キヌヤナギ	-	-	-	B
		オノエヤナギ	-	-	-	D
	スマレ	アツバスマレ	-	-	-	C
		コミヤマスマレ	-	-	-	B

表 4.1-31(7) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目 名	科 名	種 名	指定状況			
			①	②	③	④
キントラノオ	スマレ	フモトスマレ	-	-	-	C
	オトギリソウ	トモエソウ	-	-	-	D
		ミヤコオトギリ	-	-	-	A
フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ	-	-	VU	C
		ヒメビシ	-	-	VU	B
	アカバナ	ミズキンバイ	-	-	VU	C
ムクロジ	ムクロジ	チドリノキ	-	-	-	C
	ミカン	キハダ	-	-	-	B
		フユザンショウ	-	-	-	C
アオイ	アオイ	ハマボウ	-	-	-	B
		シナノキ	-	-	-	C
	ジンチョウゲ	コショウノキ	-	-	-	B
		コガンピ	-	-	-	C
	アブラナ	シコクハタザオ	-	-	-	B
		ハマハタザオ	-	-	-	C
		マルバコンロンソウ	-	-	-	C
		ユリワサビ	-	-	-	B
ビヤクダン	ビヤクダン	ツクバネ	-	-	-	B
		ヤドリギ	-	-	-	C
	オオバヤドリギ	マツグミ	-	-	-	B
		オオバヤドリギ	-	-	-	B
ナデシコ	タデ	タニソバ	-	-	-	B
		ホソバナウナギツカミ	-	-	-	B
		ミチヤナギ	-	-	-	B
		アキノミチヤナギ	-	-	-	C
	モウセンゴケ	モウセンゴケ	-	-	-	D
	ナデシコ	ハマナデシコ	-	-	-	D
		ナンバンハコベ	-	-	-	B
		フシグロ	-	-	-	B
		フシグロセンノウ	-	-	-	C
		サワハコベ	-	-	-	D
	ヒユ	ホソバハマアカザ	-	-	-	C
		マルバアカザ	-	-	-	C
		カワラアカザ	-	-	-	A
	ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ	-	-	-	B
ミズキ	ミズキ	ウリノキ	-	-	-	D
	アジサイ	ノリウツギ	-	-	-	B
		イワガラミ	-	-	-	C
ツツジ	ツリフネソウ	キツリフネ	-	-	-	C
	サクラソウ	オオバマンリョウ	-	-	-	D
		オオツルコウジ	-	-	EN	C
	リョウブ	リョウブ	-	-	-	D
	ツツジ	ウメガサソウ	-	-	-	D
		ヒロハドウダンツツジ	-	-	-	B
		ギンリョウソウ	-	-	-	B
		ミツバツツジ	-	-	-	D
		ヒカゲツツジ	-	-	-	B
		キヨスミツバツツジ	-	-	-	C
リンドウ	アカネ	ヤブムグラ	-	-	VU	C
		カワラマツバ	-	-	-	B
		ソナレムグラ	-	-	-	C
		カギカズラ	-	-	-	B

表 4.1-31 (8) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目 名	科 名	種 名	指定状況				
			①	②	③	④	
リンドウ	リンドウ	アケボノソウ	-	-	-	C	
		ツルリンドウ	-	-	-	C	
	マチン	ホウライカズラ	-	-	CR	D	
	キョウチクトウ	サカキカズラ	-	-	-	D	
		コイケマ	-	-	-	B	
		シタキシソウ	-	-	-	C	
		コカモメヅル	-	-	-	A	
		イヨカズラ	-	-	-	D	
		クサナギオゴケ	-	-	VU	C	
スズサイコ		-	-	NT	D		
ナス	ヒルガオ	マメダオン	-	-	CR	A	
		ネナシカズラ	-	-	-	C	
		アオイゴケ	-	-	-	B	
	ナス	ヤマホオズキ	-	-	EN	A	
		メジロホオズキ	-	-	-	A	
		イガホオズキ	-	-	-	D	
ムラサキ	ムラサキ	スナビキシソウ	-	-	-	C	
		ムラサキ	-	-	EN	X	
シソ	モクセイ	トネリコ	-	-	-	B	
	イワタバコ	イワタバコ	-	-	-	A	
		ケイワタバコ	-	-	-	D	
	オオバコ	ミズハコベ	-	-	-	C	
		サワトウガラシ	-	-	-	C	
		アブノメ	-	-	-	D	
		トウオオバコ	-	-	-	D	
		イヌノフグリ	-	-	VU	D	
	ゴマノハグサ	フジウツギ	-	-	-	B	
		オオヒナノウスツボ	-	-	-	B	
	シソ	コムラサキ	-	-	-	C	
		ジャコウソウ	-	-	-	C	
		シマクサギ	-	-	-	A	
		クルマバナ	-	-	-	D	
		ヤマトウバナ	-	-	-	B	
		テンニンソウ	-	-	-	C	
		フトボナギナタコウジュ	-	-	-	B	
		ヒキオコシ	-	-	-	B	
		キセワタ	-	-	VU	C	
		ヤマタツナミソウ	-	-	-	C	
		カリガネソウ	-	-	-	C	
		ハエドクソウ	ミズホオズキ	-	-	-	C
	ハマウツボ	ハマウツボ	-	-	VU	A	
		ハンカイシオガマ	-	-	-	B	
		シオガマギク	-	-	-	B	
	タヌキモ	イヌタヌキモ	-	-	NT	B	
		タヌキモ	-	-	NT	C	
	キツネノマゴ	ハグロソウ	-	-	-	A	
	モチノキ	モチノキ	ウメモドキ	-	-	-	C
	キク	キキョウ	マルバノハマシヤジン	-	-	-	B
バアソブ			-	-	VU	B	
キキョウ			-	-	VU	B	
ヒナギキョウ			-	-	-	B	

表 4.1-31 (9) 重要な植物種の状況(維管束植物)

目名	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
キク	キク	ノコギリソウ	-	-	-	D
		ノブキ	-	-	-	D
		ヌマダイコン	-	-	-	D
		オカダイコン	-	-	-	B
		ヤマハハコ	-	-	-	B
		カワラヨモギ	-	-	-	B
		カワラニンジン	-	-	-	D
		イヌヨモギ	-	-	-	B
		センダングサ	-	-	-	D
		アワコガネギク	-	-	NT	B
		タカアザミ	-	-	-	D
		ワダン	-	-	-	D
		イズハハコ	-	-	VU	A
		ハマサワヒヨドリ	-	-	VU	B
		フジバカマ	-	-	NT	C
		オグルマ	-	-	-	D
		サクラオグルマ	-	-	-	RH
		ホソバオグルマ	-	-	VU	D
		カセンソウ	-	-	-	D
		ハマニガナ	-	-	-	D
		オオニガナ	-	-	-	C
		サワギク	-	-	-	A
		アキノハハコグサ	-	-	EN	B
		キクアザミ	-	-	-	C
		ハマアキノキリンソウ	-	-	-	B
		クマノギク	-	-	-	D
		オヤマボクチ	-	-	-	B
		オカオグルマ	-	-	-	C
サワオグルマ	-	-	-	D		
オナモミ	-	-	VU	A		
セリ	ウコギ	ヒメチドメ	-	-	-	B
		トチバニンジン	-	-	-	D
	セリ	シヤク	-	-	-	C
		ミシマサイコ	-	-	VU	C
		ホタルサイコ	-	-	-	B
		セリモドキ	-	-	-	D
		ハマボウフウ	-	-	-	D
		イブキボウフウ	-	-	-	D
マツムシソウ	ガマズミ	ミヤマガマズミ	-	-	-	B
	スイカズラ	オオツクバネウツギ	-	-	-	A
		ナベナ	-	-	-	A
		ミヤマウグイスカグラ	-	-	-	A
		キンギンボク	-	-	-	A
		アシタカマツムシソウ	-	-	-	C
46目 110科 449種			0種	0種	74種	449種

注 1) 指定状況の①～④は、表 4.1-27 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注 2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。④については、「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト 植物・菌類編<2023年改訂版>」(令和5年7月、千葉県環境生活部)に基づいて整理しました。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物
- ② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 IA 類、EN:絶滅危惧 IB 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

④ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、  
D:一般保護生物、RH:保護参考雑種、不足:情報不足

注3) 生息記録を確認した資料

・「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 (2023年改訂版)」  
(令和5年7月、千葉県環境生活部)

注4) 種名、配列等は、主に「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(2022年11月7日公開版)に準拠した形で  
作表整理を行っています。

b) 非維管束植物

対象事業実施区域及びその周囲においては、蘚苔類では17科28種、藻類では9科11種、地衣類では22科48種、きのこ類では11科15種の非維管束植物の生育記録があります。

これらの確認種は全て重要な植物種の該当種であり、その種を表4.1-32に示します。

表 4.1-32(1) 重要な植物種の状況(非維管束植物(蘚苔類))

分類	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
蘚苔類	ゼニゴケ	ヒトデゼニゴケ	—	—	—	D
	ジンガサゴケ	アツバサイハイゴケ	—	—	—	A
		ヒナゼニゴケ	—	—	—	A
	ウキゴケ	イチョウウキゴケ	—	—	NT	D
	クモノスゴケ	ニセヤハズゴケ	—	—	—	D
	クサリゴケ	チャボクサリゴケ	—	—	—	B
		ナガシタバヨウジョウゴケ	—	—	—	D
		ヨウジョウゴケ	—	—	NT	A
	ソコマメゴケ	ヤマトソコマメゴケ	—	—	—	B
	ミズゴケ	オオミズゴケ(ミズゴケ)	—	—	NT	EW
	スギゴケ	ウマスギゴケ	—	—	—	D
	ホウオウゴケ	イリオモテホウオウゴケ	—	—	—	B
		ジョウレンホウオウゴケ	—	—	VU	C
		オーストラリアイボホウオウゴケ	—	—	—	A
	シッポゴケ	イクタマユハゲゴケ	—	—	—	B
	カタシロゴケ	ヒメイサワゴケ	—	—	—	B
		カタシロゴケ	—	—	—	B
	センボンゴケ	ダンドンゴケ	—	—	VU	D
		フガゴケ	—	—	VU	A
		オオハナシゴケ	—	—	—	D
		ソリハホソコゴケ	—	—	—	B
		クチヒゲゴケ	—	—	—	B
		ムツコネジレゴケ	—	—	—	C
ハイゴケ	シワラッコゴケ	—	—	—	B	
ヒラゴケ	スズゴケ	—	—	—	A	
ヒラゴケ	コメリンスゴケ	—	—	—	X	
ツノゴケ	ミヤベツノゴケ	—	—	—	D	
ツノゴケモドキ	コニワツノゴケ	—	—	—	D	
合計：17科28種			0種	0種	6種	28種

表 4.1-32(2) 重要な植物種の状況(非維管束植物(藻類))

分類	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
藻類	クダネダシグサ	キッコウグサ	—	—	—	A
	シャジクモ	シャジクモ	—	—	VU	B
		カタシャジクモ	—	—	CR+EN	A
	レソニア	アントクメ	—	—	—	A
	ウシケノリ	フノリノウシゲ	—	—	—	A
	ベニマダラ	タンスイベニマダラ	—	—	NT	A
	コナハダ	コナハダ	—	—	—	X
		ヨゴレコナハダ	—	—	—	X
	オキツノリ	サイミ	—	—	—	A
	ユカリ	マキユカリ	—	—	—	B
	コノハノリ	ホソアヤギヌ	—	—	NT	C
合計：9科 11種			0種	0種	4種	11種

表 4.1-32(3) 重要な植物種の状況(非維管束植物(地衣類))

分類	科名	種名	指定状況				
			①	②	③	④	
地衣類	リトマスゴケ	ヒメカシゴケ	—	—	—	C	
		ヘリプトゴケ	—	—	—	B	
	マメゴケ	マメゴケ	—	—	—	C	
	ハナゴケ	マタゴケ	—	—	—	A	
		ササクレマタゴケ	—	—	—	D	
	チャシブゴケ	キクバチャシブゴケ	—	—	—	B	
	ウメノキゴケ	フトネゴケ	—	—	—	D	
		オオチヂレマツゲゴケ	—	—	—	D	
		ハイイロウメノキゴケ属	—	—	—	D	
		トゲトコブシゴケ	—	—	—	D	
		タカハシゴンゲンゴケ	—	—	—	D	
		センシゴケ	—	—	—	D	
		コノウチキウメノキゴケ	—	—	—	C	
		ハヤチネウメノキゴケ	—	—	—	D	
		ウチキウメノキゴケ	—	—	—	D	
		コフキチョロギウメノキゴケ	—	—	—	C	
		ヤスダゴケ	—	—	—	D	
		チヂレマツゲゴケ	—	—	—	D	
		ウラグロマツゲゴケ	—	—	—	A	
		クズレマツゲゴケ	—	—	—	D	
		サルオガセ属 (X 及び A, C, D ランク掲載種を除く)	—	—	—	B	
		アカサルオガセ	—	—	—	D	
		キクバゴケ属	—	—	—	B	
		カラタチゴケ	ハマカラタチゴケ	—	—	—	B
		カイガラゴケ	ヒメカイガラゴケ	—	—	—	B
		ワタヘリゴケ	ワタヘリゴケ	—	—	—	B
	ムカデゴケ	トゲヒメゲジゲジゴケ	—	—	—	B	
		オオゲジゲジゴケ	—	—	—	A	
		チヂレウラジロゲジゲジゴケ	—	—	—	B	
		コフキゲジゲジゴケ	—	—	—	C	
		シナムカデゴケ	—	—	—	A	
	イワノリ	ヤマトカワホリゴケ	—	—	—	X	
		イズカワホリゴケ	—	—	—	D	
		アオキノリ	—	—	—	D	
		トゲアオカワキノリ	—	—	—	A	
		コナアオキノリ	—	—	—	C	
	カワラゴケ	コナカワラゴケ	—	—	—	B	
	カプトゴケ	キンブチゴケ	—	—	—	B	
	ツメゴケ	コフキツメゴケ	—	—	—	D	
	モジゴケ	ナマリモジゴケ	—	—	—	C	
	チャヘリトリゴケ	アオチャゴケ	—	—	DD	D	
	モジゴケ	テロトレマ グロソマルギナートウム	—	—	—	D	
	ダイダイサラゴケ	ウスチャサラゴケ	—	—	—	C	
	サラゴケ	ジンムジサラゴケ	—	—	—	B	
	ツブノリ	コバノヤスデゴケモドキ	—	—	—	X	
	アナイボゴケ	ヤマトムキミゴケ	—	—	—	C	
	イチジクゴケ	イチジクゴケ	—	—	—	B	
	モジゴケ	スゲガサゴケ	—	—	—	D	
合計：22科48種			0種	0種	1種	48種	

表 4.1-32(4) 重要な植物種の状況(非維管束植物(きのこ類))

分類	科名	種名	指定状況			
			①	②	③	④
きのこ類	ピロネマ	スナヤマチャワシタケ	—	—	—	B
	セイヨウシヨウロ	イボセイヨウシヨウロ	—	—	—	B
	ハラタケ	ハマベダンゴタケ	—	—	DD	C
		ナガエノホコリタケ	—	—	DD	C
		ウネミケシボウズタケ	—	—	DD	C
	テングタケ	シロテングタケ	—	—	—	D
		ウスキテングタケ	—	—	—	D
	オオモミタケ	モミタケ	—	—	—	B
	クヌギタケ	ヤコウタケ	—	—	—	C
		アミヒカリタケ	—	—	—	B
	ナヨタケ	スナジクズタケ	—	—	—	C
	キシメジ	バカマツタケ	—	—	NT	D
	イグチ	オオヤシヤイグチ	—	—	—	C
	スッポンタケ	コナガエノアカカゴタケ	—	—	VU	B
ベニタケ	ルリハツタケ	—	—	—	C	
合計：11科15種			0種	0種	5種	15種

注1) 指定状況の①～④は、表 4.1-27 に示す法令、文献等の番号と一致しています。

注2) 各指定状況の内容は略称であり、それぞれ以下のことを示します。④については、「千葉県保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト 植物・菌類編<2023年改訂版>」(令和5年7月、千葉県環境生活部)に基づいて整理しました。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物、県天:県指定天然記念物、市天:市指定天然記念物
- ② / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ③ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅡA類、EN:絶滅危惧ⅡB類、VU:絶滅危惧Ⅲ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ④ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種、不足:情報不足

注3) 生息記録を確認した資料

- ・「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—植物・菌類編(2023年改訂版)」  
(令和5年7月、千葉県環境生活部)

注4) 種名、配列等は、主に主に以下の文献に準拠した形で作表整理を行っています。

- ・「コケ植物の新しい分類体系」(2012 広島大学)
- ・「日本の海藻」(2017 北山太樹)
- ・「日本産地衣類および関連菌類のチェックリスト」  
(Lichenology 2(2) 2004:47-165 原田浩・岡本達哉・吉村庸)
- ・「日本産地衣類の分類体系」  
(Lichenology 5(2) 2006:95-110 吉村庸・原田浩・岡本達哉・松本達雄・宮脇博巳・高橋奏恵)
- ・「日本産きのこ目録2020」(2019年12月12日 幸徳信也)

## (2) 植生の状況

### a) 植生の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、植生の状況を図 4.1-16(1)に示します。対象事業実施区域及びその周囲のほとんどは、「シイ・カシ二次林、オニシバリ - コナラ群集、マテバシイ植林」が広がっています。起点及付近には「水田雑草群落、果樹園」が見られます。中央付近には「水田雑草群落、緑の多い住宅地」が見られ、終点付近には「ゴルフ場・芝地」が見られます。また、「造成地」が点在しています。

また、自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）結果について、図 4.1-16(2)に示します。図中の植生自然度とは、植生に対する人為的影響の度合いによって、日本の植生を 10 の類型に区分しているものです。その結果を見ると、対象事業実施区域及びその周囲においては、植生自然度 6～8 の分布が広がっています。一方、対象事業実施区域では、植生自然度 6～8 の分布が広がっている反面、IC 付近には植生自然度 2 などの分布が広がっています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 既設自動車専用道路
- 既設自動車専用道路 (トンネル部)
- 市町界

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1. ヤブコウジ-スダジイ群集</li> <li>2. ホソバカナワラビ-スダジイ群集</li> <li>3. イノデ-タブノキ群集</li> <li>4. シキミ-モミ群集</li> <li>5. イロハモミジ-ケヤキ群集</li> <li>8. ヤナギ低木群落 (VI)</li> <li>10. マサキ-トベラ群集</li> <li>11. トベラ-ウバメガシ群集</li> <li>12. シイ-カシニ次林</li> <li>15. タブノキ-ヤブニッケイニ次林</li> <li>16. クリ-コナラ群集</li> <li>18. オニシバリ-コナラ群集</li> <li>21. メダケ群落</li> <li>22. アズマネザサ群落</li> <li>23. ススキ群団 (VII)</li> <li>24. アズマネザサ-ススキ群集</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>25. チガヤ-ススキ群集</li> <li>26. 伐採跡地群落 (VII)</li> <li>27. ヨシクラス</li> <li>28. オギ群集</li> <li>29. ヒルムシロクラス</li> <li>31. 塩沼地植生</li> <li>32. 砂丘植生</li> <li>33. イソギク-ハチジョウススキ群集</li> <li>34. スギ-ヒノキ-サクラ植林</li> <li>35. クロマツ植林</li> <li>36. その他植林</li> <li>37. マテバシイ植林</li> <li>38. 竹林</li> <li>39. モウソウチク林</li> <li>40. マダケ-ハチク林</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 畑雑草群落</li> <li>b. 水田雑草群落</li> <li>c. 放棄畑雑草群落</li> <li>d. 放棄水田雑草群落</li> <li>e. 果樹園</li> <li>f. 路傍-空地雑草群落</li> <li>g. 牧草地</li> <li>h. ゴルフ場-芝地</li> <li>i. 緑の多い住宅地</li> <li>k. 市街地</li> <li>l. 工場地帯</li> <li>n. 造成地</li> <li>p. 残存-植栽樹群をもった公園、墓地等</li> <li>r. 自然裸地</li> <li>w. 開放水域</li> </ul> |
|--|---|---|

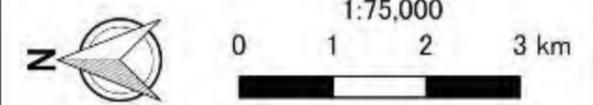


図 4.1-16(1) 現存植生図

出典：「自然環境調査 Web-GIS」(生物多様性センターホームページ)



凡例

-  対象事業実施区域
-  既設自動車専用道路
-  既設自動車専用道路（トンネル部）
-  市町界

-  植生自然度 10（自然草原）
-  植生自然度 9（自然林）
-  植生自然度 8（二次林（自然林に近いもの））
-  植生自然度 7（二次林）
-  植生自然度 6（植林地）
-  植生自然度 5（二次草原（背の高い草原））

-  植生自然度 4（二次草原（背の低い草原））
-  植生自然度 3（外来種植林・農耕地（樹林地））
-  植生自然度 2（外来種草原（水田・畑））
-  植生自然度 1（市街地等）
-  自然裸地
-  開放水域

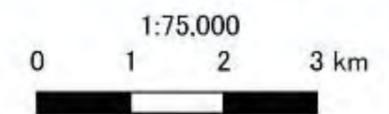


図 4.1-16(2) 自然環境保全基礎調査の第 6 回・7 回調査（植生調査）

出典：「自然環境 調査 Web-GIS」（生物多様性センターホームページ）

※凡例の（ ）は区分内容を示します。  
 出典 環境省自然環境局 生物多様性センター 統一凡例（1/2.5万植生図）の植生自然度区分  
<http://www.biodic.go.jp/event/2016/syokuseizu.pdf>

b) 重要な植物群落、巨樹・巨木林等の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な植物群落等を、表 4.1-33、図 4.1-17、図 4.1-18 及び、図 4.1-19 に示します。特定植物群落が 4 箇所、巨樹・巨木林が 35 件、文化財指定されている樹木等が 13 件、保護上重要な群集・群落が 6 種類確認されています。なお、保護上重要な群集・群落については、詳細な位置が明確でないため図示していません。

表 4.1-33(1) 対象事業実施区域及びその周囲に所在する重要な植物群落等

種別	No.	市町名	樹種・名称	
特定植物群落	-	館山市	那古寺の森	
	-	南房総市	富山の植生	
	-	安房郡鋸南町	浮島の植生	
	-		鋸山の森林	
巨樹・巨木林	1	館山市	小原	クスノキ
	2		那古	イチョウ
	3		八幡	イヌマキ
	4		北条	イヌマキ
	5		北条	イヌマキ
	6		山本	イブキ
	7		竹原	スギ
	8		竹原	イチョウ
	9	南房総市	本織	イブキ
	10		池之内	スダジイ
	11		池之内	ホルトノキ
	12		山名	イチョウ
	13		千代	タブノキ
	14		下滝田	スダジイ
	15		増間	スギ
	16		平久里中	クスノキ
	17		多田良	イヌマキ
	18		青木	イチョウ
	19		原岡	クスノキ
	20		南無谷	タブノキ
	21		一	タブノキ
	22		市部	タブノキ
	23		久枝	イチョウ
	24	安房郡鋸南町	下佐久間	イブキ
	25		保田	スダジイ
	26		上佐久間	イチョウ
	27		上佐久間	スダジイ
	28		市井原	スギ
	29		大崩	タブノキ
	30	富津市	華蔵院	イチョウ
	31		不動院	カヤ
	32		不動院	タブノキ
	33		公会堂	イチョウ
	34		六所神社	スダジイ
	35		六所神社	イチョウ
文化財指定されている樹木等 (天然記念物)	1	南房総市	岩井ノ蘇鉄	
	2		大いちょう	
	3		平久里天神社くすの木	
	4		釈迦寺の榎	
	5		宮本城址のホルトの木	
	6		延命寺のビャクシン	

表 4.1-33(2) 対象事業実施区域及びその周囲に所在する重要な植物群落等

種別	No.	市町名	樹種・名称
文化財指定されて いる樹木等 (天然記念物)	7	南房総市	府中宝珠院の大椿
	8		滝田公民館のタブノキ
	9		増間日枝神社の大杉群
	10		丹生のチリツバキ
	11	安房郡鋸南町	天寧寺の柏槇
	12	富津市	竹岡のオハツキイチョウ
13	竹岡のヒカリモ発生地		
保護上重要な 群集・群落	-	安房郡鋸南町	鋸南町浅間神社のトベラ- ウバメガシ群集など
	-		鋸南町勝山の黒山の大黒山のイブキ群落ほか
	-		鋸山のホソバカナワラビ- スダジイ群集・クリ- コナラ群 集など
	-		アツバサイハイゴケ-ヒナゼニゴケ群落
	-	南房総市	イチョウウキゴケ-ウキゴケ群落
	-	館山市、南房総 市、安房郡鋸南 町、富津市	ダンダンゴケ-オオハナシゴケ群落

出典：「自然環境調査 Web-GIS」（令和 5 年 9 月現在、生物多様性センターホームページ）

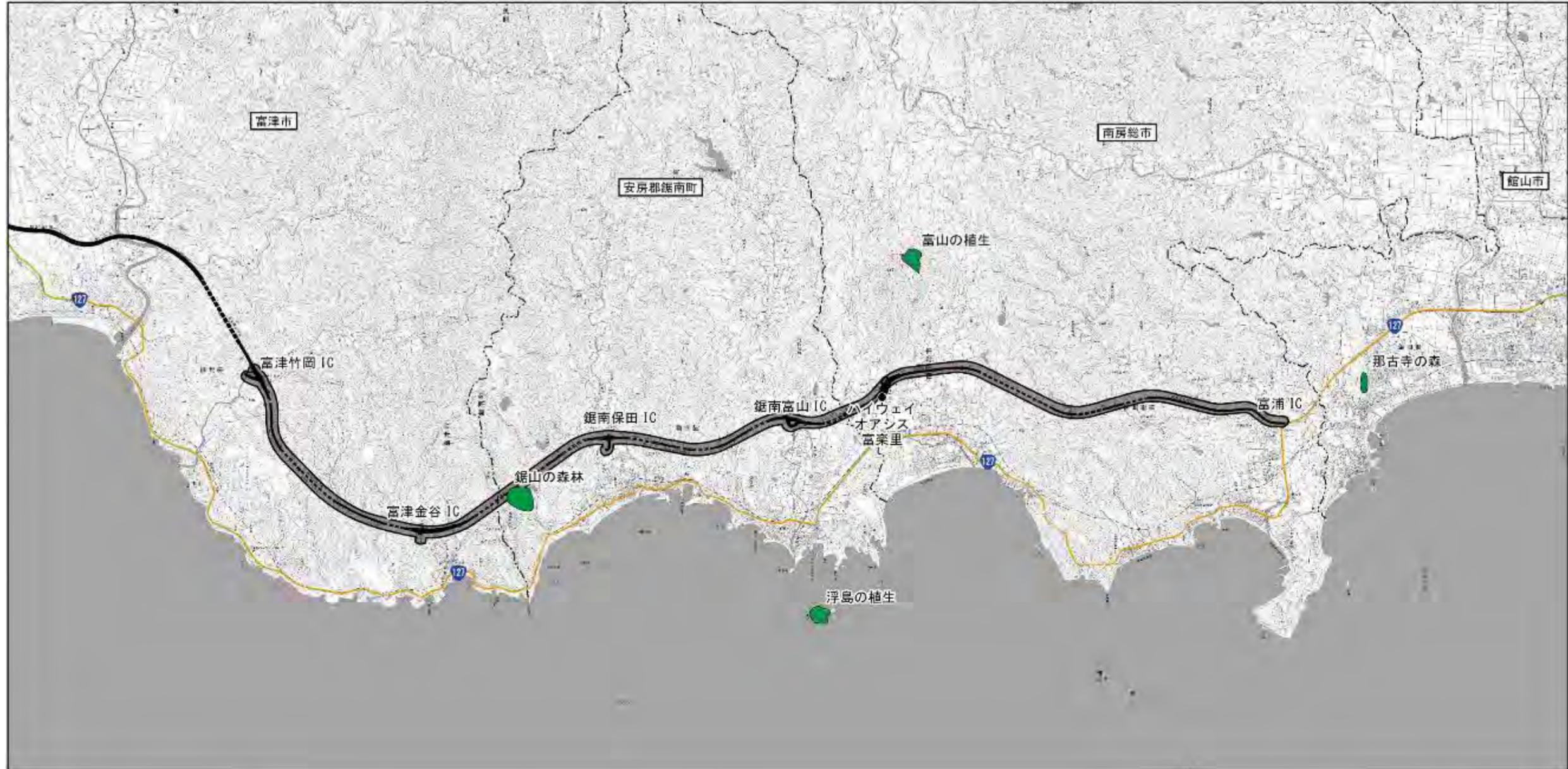
「市町村別の国・県指定及び国登録文化財」（更新日：令和 2 年 9 月 3 日、千葉県ホームページ）

「ふさの国文化財ナビゲーション」（令和 5 年 9 月現在、ちば情報マップ）

「歴史・文化財」（更新日：平成 30 年 4 月 1 日、南房総市ホームページ）

「文化財」（更新日：令和 2 年 6 月 18 日、富津市ホームページ）

「千葉県の保護上重要な野生生物-千葉県レッドデータブック-群集・群落編」（令和 2 年 12 月、千葉県環境生活部自然保護課）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 特定植物群落

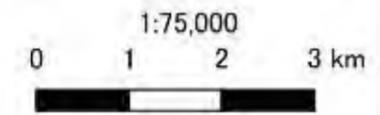
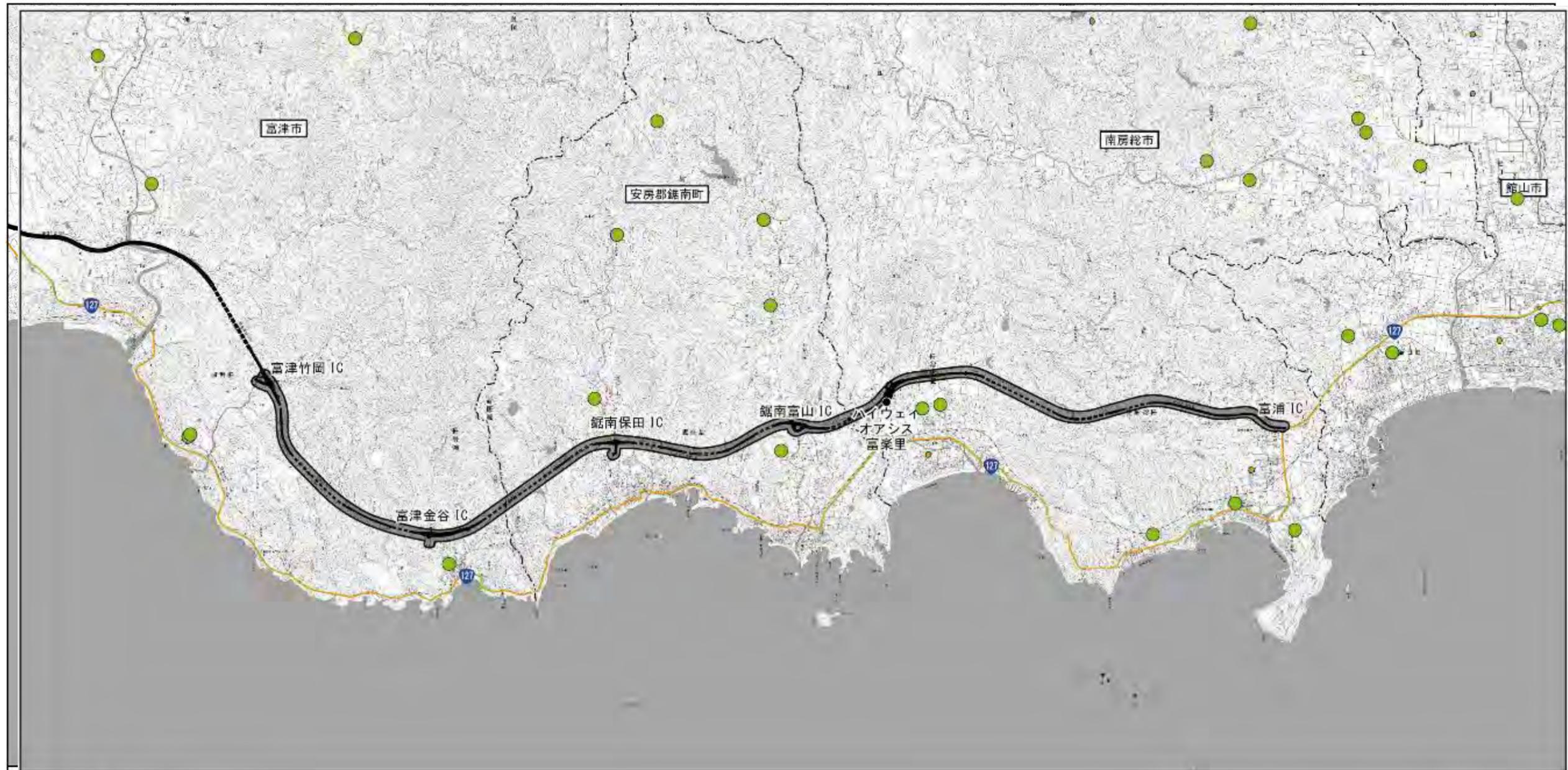


図 4.1-17 特定植物群落

出典：「自然環境 調査 Web-GIS」（生物多様性センターホームページ）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 巨樹・巨木林分布地点
- 巨樹・巨木林分布地域

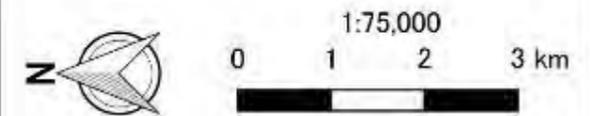
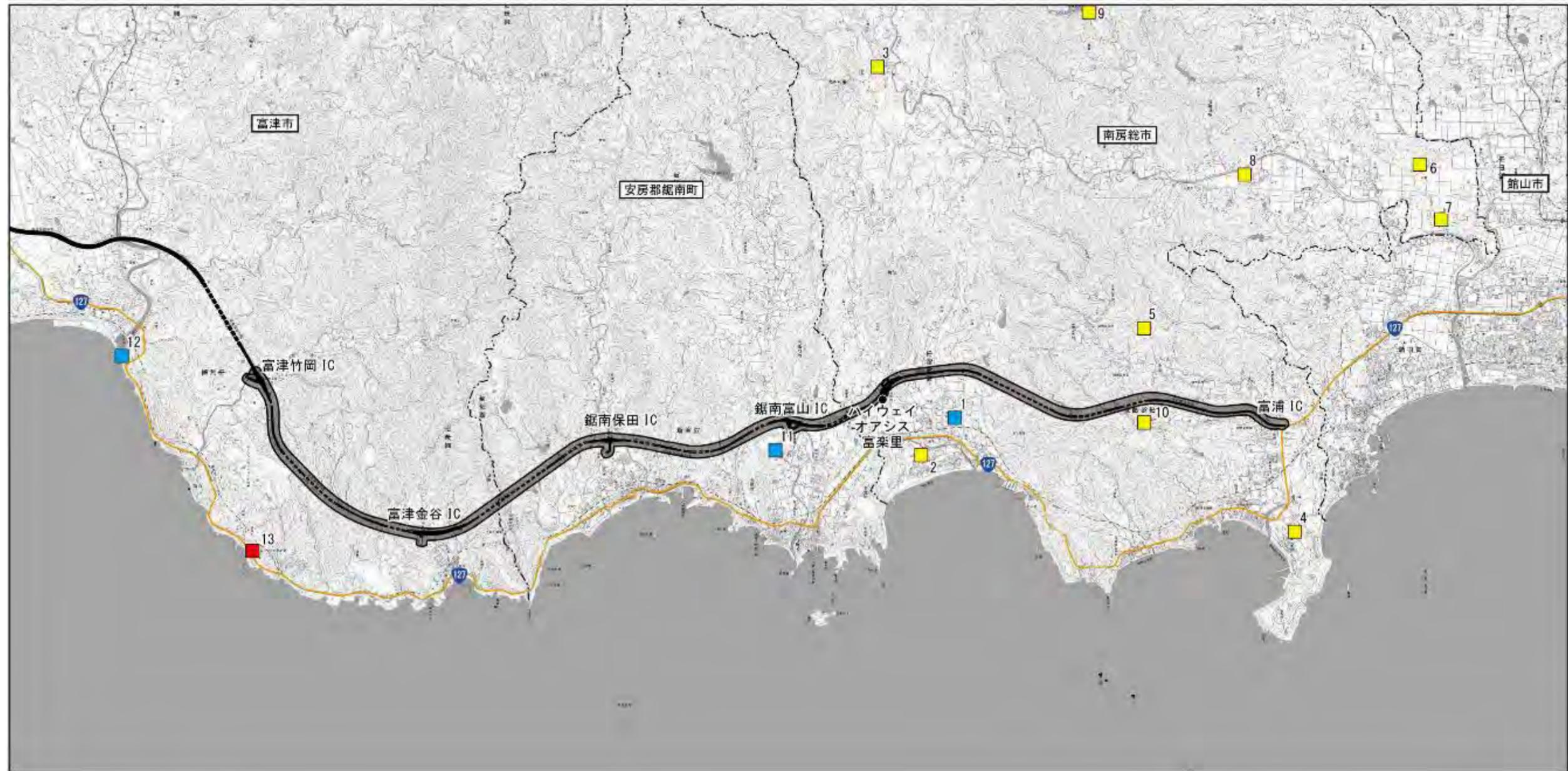


図 4.1-18 巨樹・巨木林の位置図

出典：「自然環境調査 Web-GIS」（令和 5 年 11 月現在、生物多様性センターホームページ）  
 出典：「自然環境 調査 Web-GIS」（生物多様性センターホームページ）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界
- 国指定天然記念物
- 県指定天然記念物
- 市指定天然記念物

出典：「自然環境 調査 Web-GIS」(生物多様性センターホームページ)  
 「市町村別の国・県指定及び国登録文化財」(千葉県ホームページ)  
 「ふさの国文化財ナビゲーション」(ちば情報マップ)  
 「歴史・文化財」(南房総市ホームページ)  
 「文化財」(富津市ホームページ)

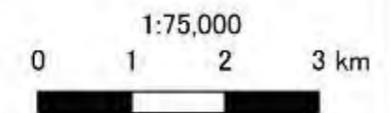


図 4.1-19 文化財指定されている樹木等の位置図

### 3) 生態系の状況

#### (1) 自然環境の類型区分

対象事業実施区域及びその周囲においては、地形区分としては「山地・丘陵地、台地、低地」に区分されます。また、植生区分としては、「樹林環境、耕作地及び緑の多い住宅地等、水辺環境」に区分されます。

これらの状況から、対象事業実施区域及びその周囲における自然環境の類型区分は、表 4.1-34 に示すとおり、「山地・丘陵地、台地の樹林環境」、「耕作地及び緑の多い住宅地等」、「水辺環境」に区分され、それらを生息・生育基盤とする生態系が成立しています。

表 4.1-34 自然環境の類型区分

地形区分	植生区分	類型区分
山地・丘陵地 台地	樹林環境	山地・丘陵地、台地の樹林環境
台地 低地	耕作地及び 緑の多い住宅地等	耕作地及び緑の多い住宅地等
低地	水辺環境	水辺環境

#### (2) 動植物相並びに生息・生育基盤の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、動植物相並びに生息・生育基盤の状況として、「重要湿地」、「代表的な湧水」として指定された箇所が存在します。

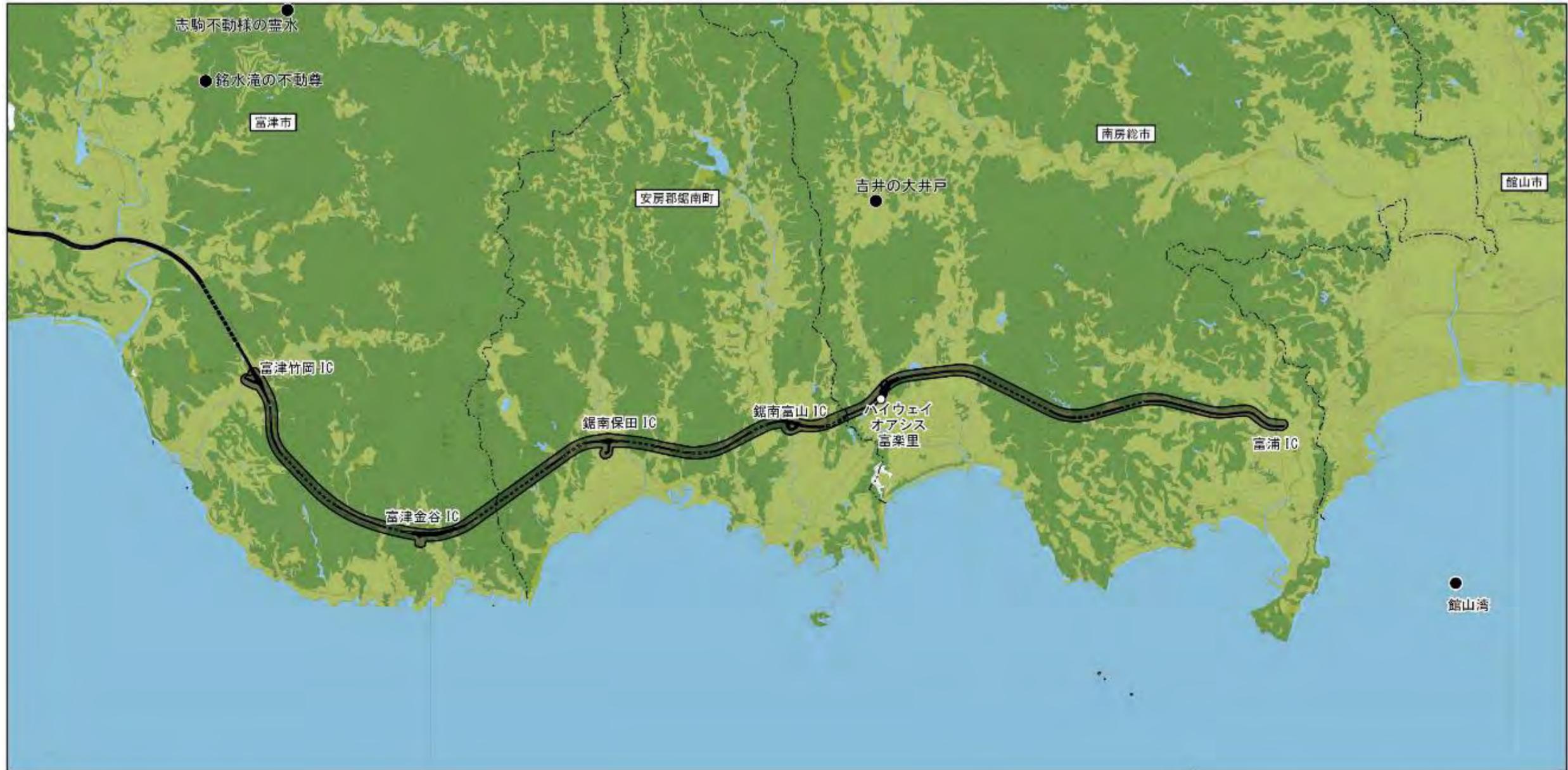
動植物相並びに生息・生育基盤の状況を表 4.1-35 及び図 4.1-20 に示します。

表 4.1-35 動植物相並びに生息・生育基盤の状況

区分	市町名	名称	選定基準・概要等
重要な湿地	館山市	館山湾	藻場の面積が大きく、貴重な種を含む多くの種が生育しています。アマモやウミヒルモ（北限）の生育地となっています。
代表的な湧水	南房総市	吉井の大井戸	安房名井の一つです。富山（とみさん）の南峰にあった仁王様の涙が地下水となって湧き出ていると伝えられる井戸があります。地元自治会により管理されています。
	富津市	志駒不動様の霊水	県道182号沿いの志駒区にあり、約1km離れた氷室山にある稲子沢不動を水源としています。地元の志駒区により管理されています。
	富津市	銘水滝の不動尊	県道182号より西へ1kmほどの田原地区にある不動尊のそばの岩の間から湧き出ています。滝の不動尊氏子の会により管理されています。

出典：「「重要湿地」の選定分布」（令和5年8月現在、環境省ホームページ）

「湧水保全ポータルサイト 千葉県」の代表的な湧水」（令和5年3月現在、環境省ホームページ）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既設自動車専用道路
- 既設自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 山地・丘陵地、台地の樹林環境
- 耕作地及び緑の多い住宅地等
- 水辺環境
- 重要な湿地、代表的な湧水

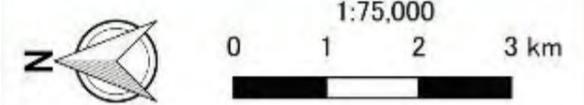


図 4.1-20 動植物相並びに  
生息・生育基盤図

出典：「自然環境 調査 Web-GIS」（生物多様性センターホームページ）  
 「重要湿地」の選定分布（環境省ホームページ）  
 「湧水保全ポータルサイト 千葉県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）

#### 4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

##### 1) 主要な眺望点及び景観資源の分布及び概況

##### (1) 主要な眺望点と眺望景観の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.1-36 及び図 4.1-21 に示すとおり、主要な眺望点と眺望景観が存在しています。

表 4.1-36(1) 主要な眺望点と眺望景観

所在地	番号	名称	内容
館山市	1	大福寺観音堂(崖観音)	崖観音で知られるこの寺は、普門院船形山大福寺と称し、真言宗智山派に属する寺院です。境内の船形山の中腹に浮かぶ朱塗りの観音堂は「崖の観音」と呼ばれ、地元民や近隣の人たちから信心され参拝されています。
	2	北条海岸	北条海岸が面する館山湾は、鏡のように波が静かなことから「鏡ヶ浦」ともよばれ、夏は涼しく海は遠浅で、海水浴場として親しまれています。空気の澄んだ日は、北条海岸が面する館山湾の向こうに富士山が見えます。日本の夕陽百選・関東の富士見百景・東京湾100選にも選ばれています。
南房総市	3	富山 北峰展望台	富山展望台は、里見八犬伝の物語の舞台となった富山(とみさん)が聳える富山の頂上にあります。シンボリックな山(標高349.5m)です。富山はゆったりとした山容をしています。展望台からの眺めは素晴らしく山々の間から太平洋や遠く富士山などを見渡すことが出来ます。また、山頂へはふもとの福満寺境内からハイキング道も延びています。
	4	伊予ヶ岳山頂	千葉県内、房総丘陵では唯一山名に「岳」がつく伊予ヶ岳。峻立した岩峰が頂上付近にそびえます。標高336mの山のハイク整備された山の途中に、ロープや鎖をつたって歩くポイントもあり、「山登り」気分満点。山頂には、ベンチとテーブルが設置しており、360度のパノラマが広がっています。
	5	大房(たいぶさ)岬展望塔	大房岬は東京湾の入り口に突き出た高さ約80mの大地状の岬で、岬全体が自然公園となっています。この公園内にある展望等から、鋸山(のこぎりやま)から三浦半島までが一望できます。平成18年「ちば眺望100景」に認定されています。
	6	原岡栈橋(岡本栈橋)	美しい夕焼けとシルエットで浮かび上がる富士山を眺めることができます。普段は釣客でにぎわっていますが、夕陽を見たり、のんびり潮風を感じたり、ただ訪れるだけでもお勧めのスポットです。

出典：「千葉県の良好な景観の形成に関する基本方針」(平成21年3月、千葉県)

「千葉県公式観光物産サイト まるごとe!ちば」(令和5年8月現在、公益社団法人千葉県観光物産協会)

「館山市観光協会」(令和5年8月現在、一般社団法人館山市観光協会)

「南房総いいとこどり」(令和5年8月現在、南房総市)

「自然・景観」(令和5年8月現在、安房郡鋸南町)

「ちば眺望100景」(平成18年、ちば眺望100景選定委員会)

表 4.1-36(2) 主要な眺望点と眺望景観

所在地	番号	名称	内容
南房総市	7	岡本城址（里見公園）	岡本城址は、北条氏との海戦に備えて作られた里見氏8代里見義頼の居城跡です。現在、里見公園として多くの人々に親しまれています。高台からは海岸沿いに広がる町並みが一望できます。また、桜の名所として知られています。
安房郡鋸南町	8	佐久間ダム展望台	佐久間ダムは、農業用ダムとして大崩地区に造られ、貯水量は、127万 <sup>3</sup> mの規模を誇ります。ダム周辺には、モニュメント広場、ロックガーデン、じゃぶじゃぶ池、八つ橋、展望広場など親水施設が整備されており、大人も子供も十分に楽しめる公園です。歩いて2、3分ほどで登れる展望広場からは、佐久間ダムと周辺の山々が見渡せる素晴らしい眺望です。
	9	鱈ヶ浦海岸	対岸の三浦半島観音崎から城ヶ島、その先の伊豆半島まで眺望でき、空気の澄んだ日に見える富士山は、歌川広重の浮世絵、富士三十六景の一つ「房州保田ノ海岸」として描かれています。年間を通して富士山を見ることができ、東京湾越しの富士や富士に沈む夕日を撮影するカメラマンが多く訪れる場所です。
	10	大黒山展望台	大黒山展望台は、勝山海岸上にそびえる大黒山の頂上に設けられた展望台です。城の形をしている展望塔からは、眼下に勝山漁港や町並みがみえます。望遠鏡では伝説の島・浮島と東京湾を行き交う様々な船を手取るように眺められます。天気良ければ富士山や伊豆七島も眺めることができます。
富津市 安房郡鋸南町	11	鋸山展望台	十万余坪の境内地は千葉県指定の名勝で、十八勝、三十六景など数多くの秘境に富み、三尊来迎の姿といわれる瑠璃、日輪、月輪三峰の大偉観、東京湾を始め、富士山、三浦半島、伊豆半島から伊豆七島と関東一円を見渡せる一大パノラマが広がっています。
富津市	12	鋸山 東京湾を望む展望台	

出典：「千葉県の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成21年3月、千葉県）

「千葉県公式観光物産サイト まるごと e!ちば」（令和5年8月現在、公益社団法人千葉県観光物産協会）

「館山市観光協会」（令和5年8月現在、一般社団法人館山市観光協会）

「南房総いいとこどり」（令和5年8月現在、南房総市）

「自然・景観」（令和5年8月現在、安房郡鋸南町）

「ちば眺望100景」（平成18年、ちば眺望100景選定委員会）

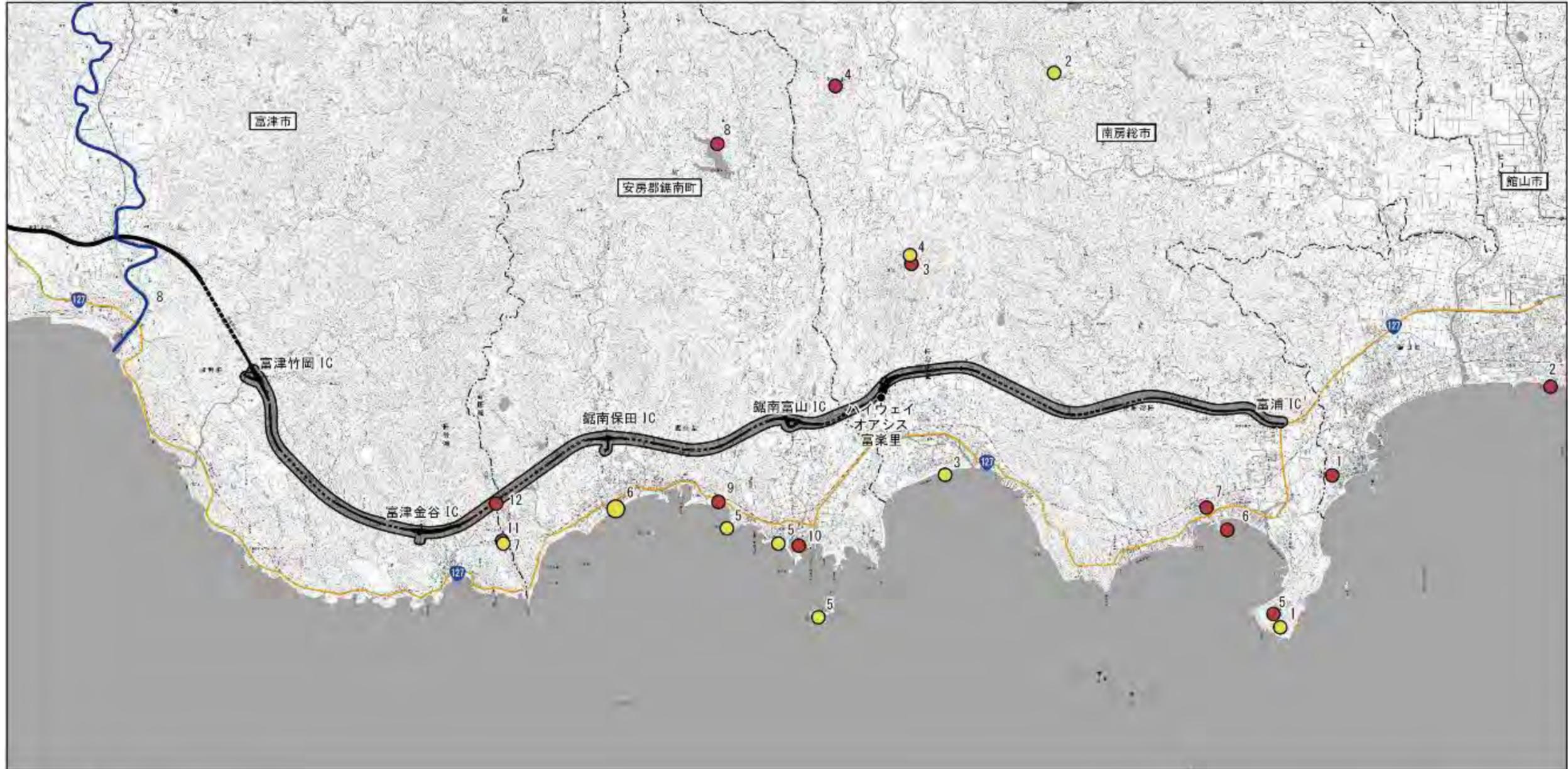
## (2) 景観資源の状況

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.1-37 及び図 4.1-21 に示すとおり、主要な景観資源が存在します。

表 4.1-37 主要な景観資源

所在地	番号	名称
南房総市	1	大房岬と富浦海岸
	2	沢山不動滝 と かじか橋
	3	岩井海岸
	4	富山と伊予ヶ岳
安房郡鋸南町	5	勝山海岸と真珠島・浮島
	6	保田海岸
安房郡鋸南町・富津市	7	鋸山
富津市	8	湊川

出典：「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」（平成 21 年 3 月、千葉県）  
「房総の魅力 500 選」（更新日：令和 5 年 7 月 21 日、千葉県ホームページ）  
「南房総いいとこどり」（令和 5 年 8 月現在、南房総市）  
「ちば眺望 100 景」（平成 18 年、ちば眺望 100 景選定委員会）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界
- 主要な眺望点と眺望景観
- 主要な景観資源

出典：「千葉県の良い景観の形成に関する基本方針」(平成21年3月、千葉県)  
「房総の魅力500選」(千葉県ホームページ)  
「千葉県公式観光物産サイト まるごとe!ちば」(公益社団法人千葉県観光物産協会)  
「館山市観光協会」(一般社団法人館山市観光協会)  
「南房総いいとこどり」(南房総市)  
「自然・景観」(安房郡鋸南町)  
「ちば眺望100景」(平成18年、ちば眺望100景選定委員会)

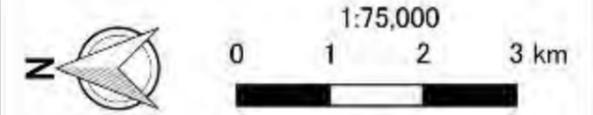


図 4.1-21 主要な眺望点と眺望景観、景観資源位置図

## 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び概況

対象事業実施区域及びその周囲において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を、表 4.1-38 及び図 4.1-22 に示します。

表 4.1-38(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

所在地	番号	名称	概要
南房総市	1	大房岬自然公園	南房総国定公園の中にある公園です。運動広場のほか、自然の家、キャンプ場などの設備もあります。また、芝生園地、遊歩道、展望台などもあるのでのんびりと散歩をすることもできます。ハイキング、磯遊び、バードウォッチングなどもできるので、子供連れにも人気がある公園です。
	2	中堰親水公園 (遊遊の里)	中堰を水辺親水公園に整備したもので、1周800mの遊歩道散策や水辺・雑木林の動植物観察などができます。
	3	道の駅おおつの里 花俱樂部	花狩り農園。四季折々の美しい花摘みを楽しめます。温暖な気候の富浦では、どこよりも早く春が訪れ、季節の香りが楽しめます。総面積4,000坪の敷地内に、ポピーや金魚草、極楽鳥花(ストレリチア)など、種類豊富な美しい花々を心ゆくまでご鑑賞し、摘み取る事もできます。
	4	岩井海岸	浦賀水道に面する約2kmの弓状の砂浜。遠浅で波の静かな絶好の海水浴場として知られ、東京や近県の臨海学校も開設され、専門の民宿のほか、各種寮や保養所が多いです。「子供の海」とも呼ばれています。
	5	富山 北峰展望台	富山展望台は、里見八犬伝の物語の舞台となった富山(とみさん)の頂上にあります。シンボリックな山(標高349.5m)です。富山はゆったりとした山容をしています。展望台からの眺めは素晴らしく山々の間から太平洋や遠く富士山などを見渡すことが出来ます。また、山頂へはふもとの福満寺境内からハイキング道も延びています。
	6	伊予ヶ岳山頂	千葉県内、房総丘陵では唯一山名に「岳」がつく伊予ヶ岳。峻立した岩峰が頂上付近にそびえます。標高336mの山のハイク整備された山の途中に、ロープや鎖をつたって歩くポイントもあり、「山登り」気分満点。山頂には、ベンチとテーブルが設置してあり、360度の大パノラマが広がっています。
安房郡鋸南町	7	元名海水浴場	元名海水浴場は、鋸山のすぐ下にある海水浴場です。砂浜は、それほど広くはないですが、水がとともきれいで、波静かな遠浅海岸です。磯遊びも、思いきり楽しめます。
	8	保田海水浴場	保田海水浴場は、安房郡鋸南町の北から南へと5箇所海水浴場の一つです。中央海水浴場は、一番広い砂浜です。家族連れやグループなど様々な海水浴客で賑わいます。
	9	鱧ヶ浦海水浴場	遠浅で穏やかな内房の海岸で、海水の透明度も良く、多くの海水浴客で毎年賑わっています。

出典：「千葉県の良好な景観の形成に関する基本方針」(平成21年3月、千葉県)  
「房総の魅力500選」(更新日：令和5年7月21日、千葉県ホームページ)  
「千葉県公式観光物産サイト まるごとe!ちば」(令和5年8月現在、公益社団法人千葉県観光物産協会)  
「千葉のこうえんガイド」(令和3年3月現在、千葉のこうえんガイド)  
「南房総いいとこどり」(令和5年8月現在、南房総市)  
「観光スポット」(令和5年9月現在、安房郡鋸南町ホームページ)  
「たび旅 富津」(令和5年9月現在、富津市観光協会)

表 4.1-38(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

所在地	番号	名称	概要
安房郡鋸南町	10	大六海水浴場	大六海水浴場は、南房総国定公園内にある入江で、波が静かで遠浅の海水浴場です。家族そろって、ゆっくり楽しめます。
	11	大黒山展望台	大黒山展望台は、勝山海岸上にそびえる大黒山の頂上に設けられた展望台で、頂上までは徒歩10分程で登ることができます。城の形をしている展望塔からは、眼下に勝山漁港や町並みをみることができます。また、緑濃い嶺岡山系の山並みや天気良ければ富士山や伊豆七島も眺めることができます。
	12	佐久間ダム親水公園	桜をはじめとした樹木の多さが魅力の公園です。そのほかにも展望広場をはじめモニュメント広場やロックガーデン、じゃぶじゃぶ池など子供が遊べる場所もあります。
	13	明鐘岬	海水浴場や釣り場、ダイビングのポイントとしても人気です。
安房郡鋸南町 富津市	14	鋸山	ノギリの歯のように切り立った絶壁が独得の景観をつくり出し、山頂からの展望は雄大です。南麓には日本寺があり、ロープウェイを利用した手軽なハイキングコースとなっています。
富津市	15	津浜海水浴場	津浜海水浴場は、富津市にある海水浴場として南に位置し、透明度が自慢の海水浴場です。砂浜は狭く規模は小さいが、砂浜と岩場が隣あっているので磯遊びも楽しめます。
	16	上総湊海水浴場	上総湊海水浴場は、交通の便もよく遠浅で波も穏やかな海水浴場です。砂浜も広く海水浴客に喜ばれています。周辺は海浜公園になっています。

出典：「千葉県の良好な景観の形成に関する基本方針」（平成21年3月、千葉県）

「房総の魅力500選」（更新日：令和5年7月21日、千葉県ホームページ）

「千葉県公式観光物産サイト まるごとe!ちば」（令和5年8月現在、公益社団法人千葉県観光物産協会）

「千葉のこうえんガイド」（令和3年3月現在、千葉のこうえんガイド）

「南房総いいとこどり」（令和5年8月現在、南房総市）

「観光スポット」（令和5年9月現在、安房郡鋸南町ホームページ）

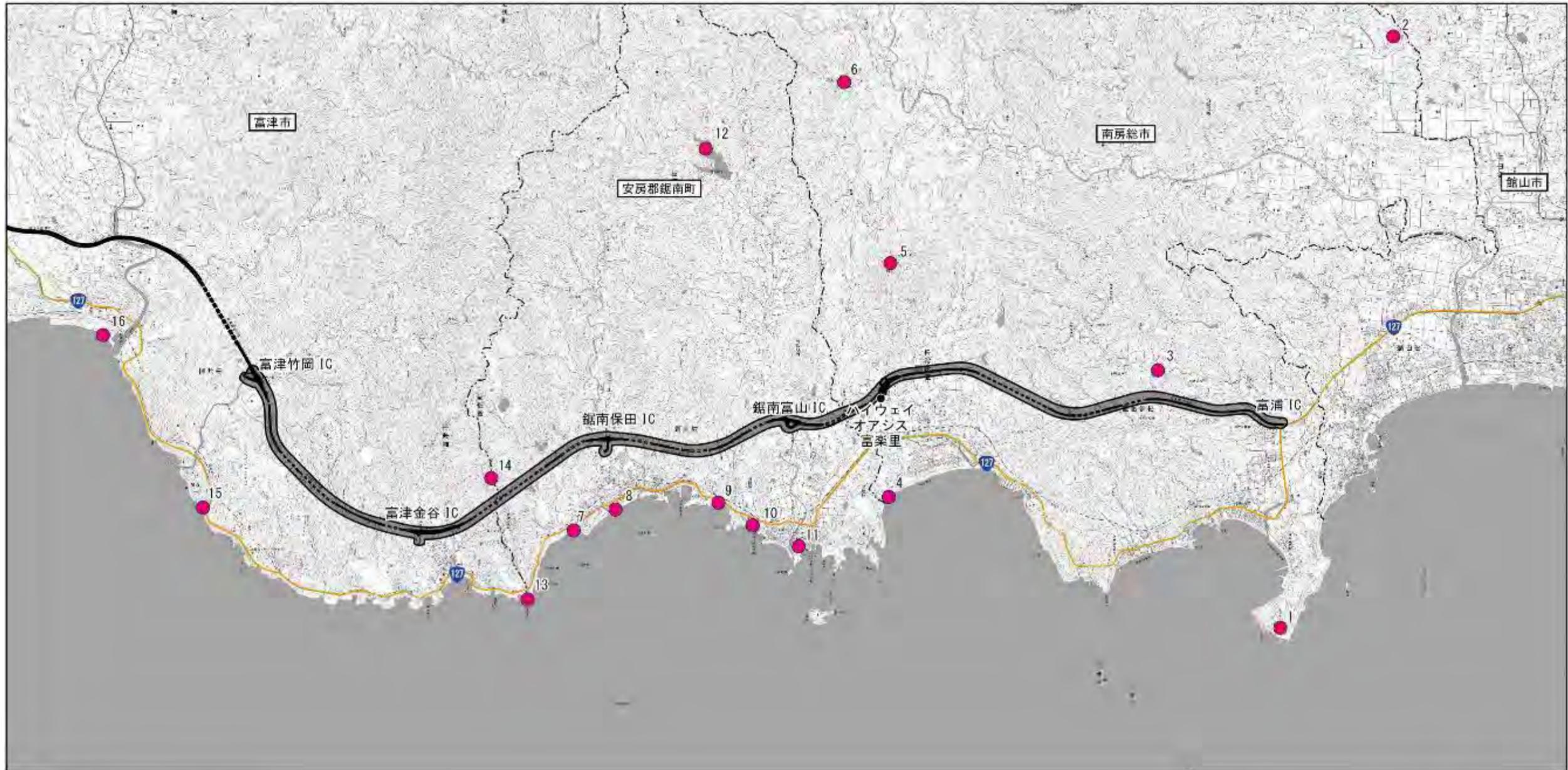
「たび旅 富津」（令和5年9月現在、富津市観光協会）

表 4.1-38(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

所在地	番号	名称	概要
安房郡鋸南町 富津市	17	関東ふれあいの道 (首都圏自然歩道) 東京湾を望むみち	「関東ふれあいの道」とは首都圏自然歩道の愛称で、関東地方一都六県をぐるりと一周する長距離自然歩道です。千葉県は、香取市の水郷大橋で茨城県から引き継ぎ、史跡や文化財の多い北総、中央地帯、そして太平洋の荒波寄せる外房の海岸線、また、房総丘陵の自然林や人工林を通して東京湾に達する延長約300km、29コースが設定されております。「東京湾を望むみち」はそのコースの1つであり、浜金谷駅～観月台～石切場跡～展望台～鋸山～林道口～保田駅を経由する8.4kmの自然歩道です。深い森が続き、豊富な自然を楽しみながら山歩きができ、途中には岩壁が垂直に切り立ち、圧倒されそうな石切場の跡があります。鋸山の展望台からは、東京湾を望むことができ、保田の町並みをはじめ大島や箱根山などを眺めることができます。
館山市 南房総市 安房郡鋸南町 富津市	18	安房いち(安房一周) コース	房総・安房エリアを一周する自転車道のルートです。東京湾から、山間を走り太平洋へ抜けます。ぐるりと館山へ戻るコースは、100kmを超えます。
館山市 南房総市	19	安房国神社めぐり コース	130kmを超える安房エリアの神社を巡る自転車道のルートです。
安房郡鋸南町	20	鋸南・漁港 ポタリング	海風が心地よい鋸南エリアの自転車道のルートです。全長13.5kmの街なかと海沿いを走るコースです。鋸南の歴史に触れながら、海岸線ものんびりと走るビギナー向けサイクリングコースとして最適です。
	21	鋸南花満喫ライド	長狭街道から、山間のルート巡り、佐久間ダム、水仙ロードを通る自転車道のルートです。佐久間ダム周辺は、早春の水仙、春の桜、四季折々の風景が広がります。江月地区も早春の水仙の時期には、多くの観光客で賑わうエリアです。

出典：「関東ふれあいの道」(令和5年9月、千葉県ホームページ)

「南房総 花海街道 de じてんしゃ旅」(令和5年9月現在、南房総観光連盟)



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界
- 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

出典：「千葉県の良好な景観の形成に関する基本方針」(平成 21 年 3 月、千葉県)  
「房総の魅力 500 選」(千葉県ホームページ)  
「千葉県公式観光物産サイト まるごと e!ちば」(公益社団法人千葉県観光物産協会)  
「千葉のこうえんガイド」(千葉のこうえんガイド)  
「南房総いいとこどり」(南房総市)  
「観光スポット」(安房郡鋸南町ホームページ)  
「たび旅 富津」(富津市観光協会)

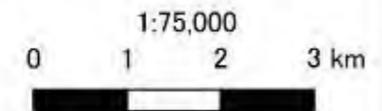
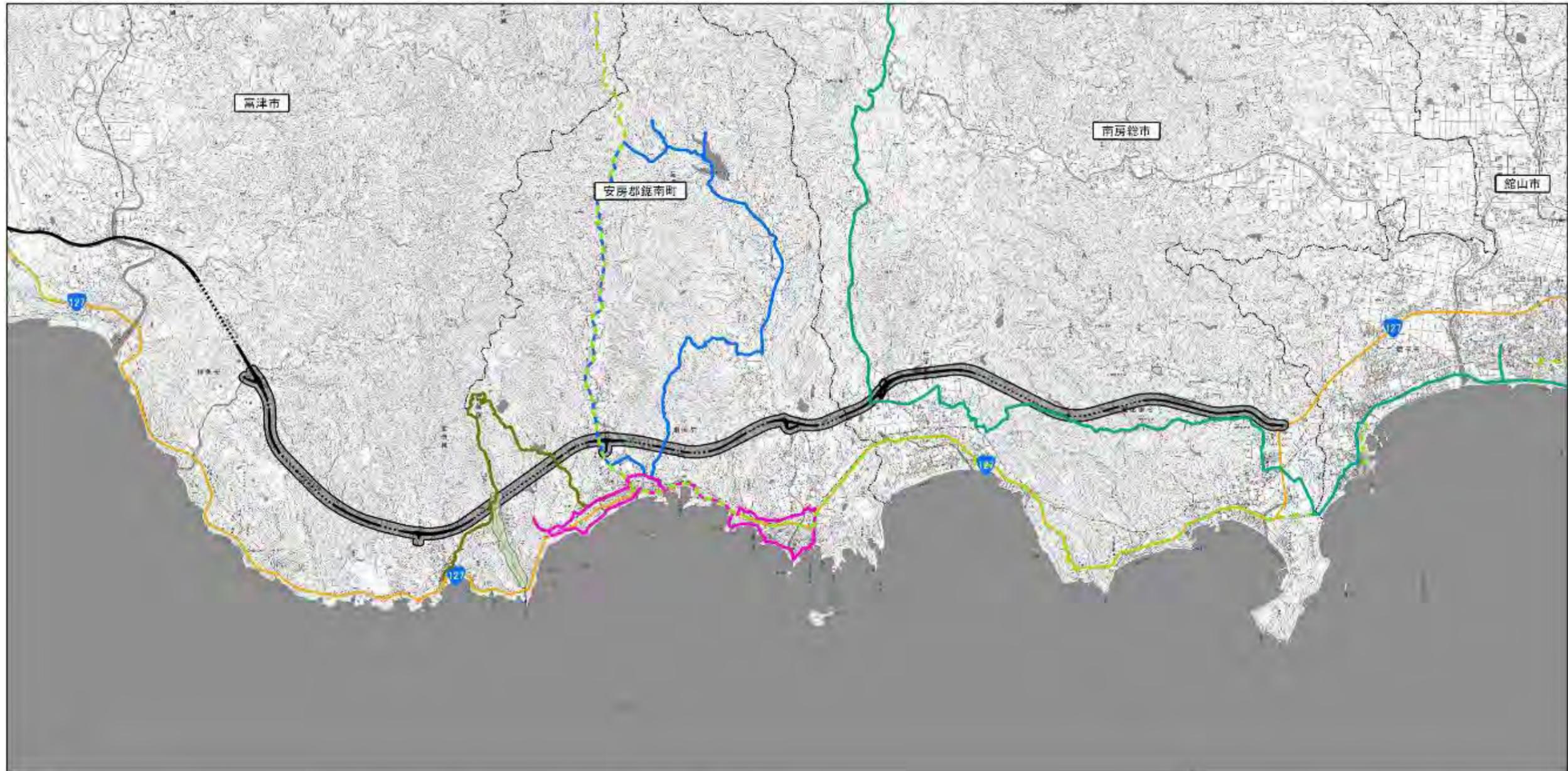


図 4.1-22(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界

主要な人と自然との触れ合いの活動の場（自然歩道・自転車道）

- 関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）東京湾を望むみち
- 安房いち（安房一周）コース
- 安房国神社めぐりコース
- 鋸南・漁港ホタリング
- 鋸南花満喫ライド
- 道の駅おおつの里花倶楽部
- 鋸山

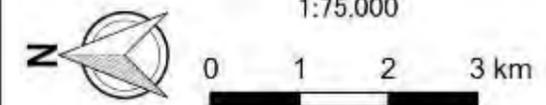


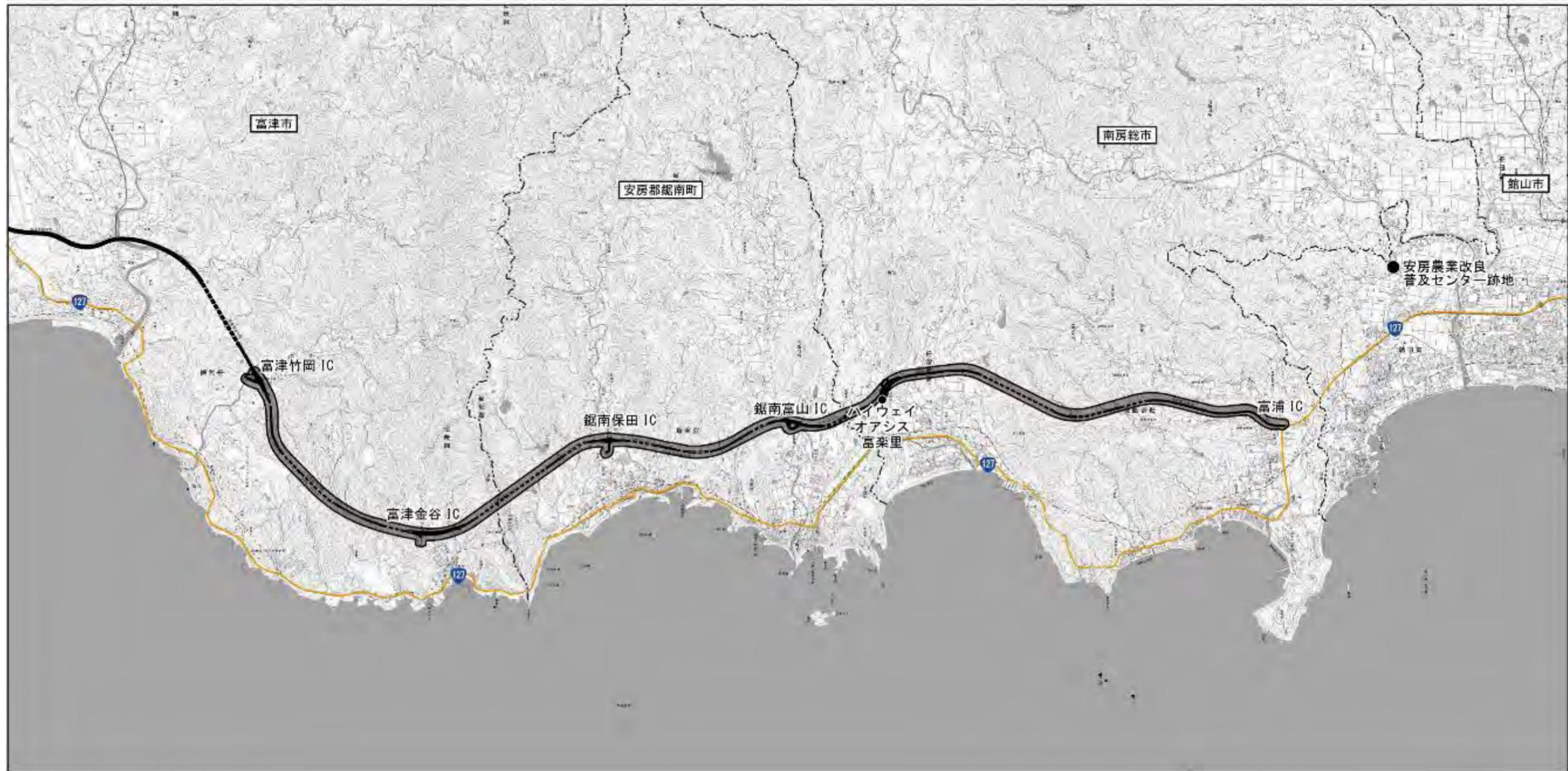
図 4.1-22(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図

出典：「関東ふれあいの道」（令和5年9月、千葉県ホームページ）  
「南房総 花海街道 de じてんしゃ旅」（令和5年9月現在、南房総観光連盟）

#### 4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

「モニタリングポストによる空間放射線量の測定結果」（令和5年11月閲覧 千葉県ホームページ）によると、千葉県では生活空間への影響を把握するため、県内7箇所のモニタリングポストで空間放射線量の測定を行っています。

調査区域には、図 4.1-23 に示す安房農業改良普及センター跡地にモニタリングポストが設置されており、平成24年3月29日より、空間放射線量（ $\mu\text{Sv}/\text{時}$ ）の測定が行われています。本測定結果によると、令和4年度における空間放射線量の日平均値（最小値～最大値）は0.053～0.065  $\mu\text{Sv}/\text{時}$ となっており、千葉県が設定する除染対策目標の0.23  $\mu\text{Sv}/\text{時}$ を下回っています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路（トンネル部）
- 市町界
- 空間放射線量調査地点

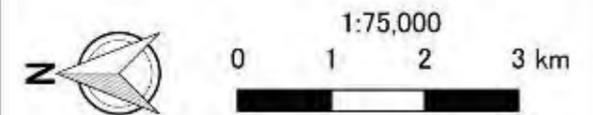


図 4.1-23  
空間放射線量調査地点位置図（令和 4 年度）

出典：「モニタリングポストによる空間放射線量の測定結果」（千葉県ホームページ）

#### 4.1.8 その他自然的状況に関する事項

##### 1) 文化財等

対象事業実施区域及びその周囲においては、表 4.1-39 及び図 4.1-24 に示すとおり、指定文化財が存在しています。

対象事業実施区域及びその周囲においては、指定文化財が全部で 49 件（国指定文化財：3 件、国登録文化財：3 件、県指定文化財：11 件、市指定文化財：32 件）存在しています。

なお、対象事業実施区域及びその周囲においては、重要文化的景観はありません。

表 4.1-39(1) 指定文化財

種別	市名	番号	名称	所在地	指定・登録	
史跡	館山市	1	里見氏城跡稲村城跡	館山市稲	国指定	
		南房総市	2	里見氏城跡 岡本城跡	南房総市富浦町豊岡1-1	国指定
			3	逆柿	南房総市犬掛501	市指定
			4	加藤霞石翁の宅地跡	南房総市平久里中552	市指定
			5	頼朝の旗竿藪	南房総市高崎916	市指定
			6	郷倉・高札場跡	南房総市平久里下1800	市指定
			7	弁天様	南房総市小浦481	市指定
			8	古戦場と里見氏の墓	南房総市犬掛663	市指定
			9	吉井の大井戸	南房総市吉沢1761	市指定
			10	忍足佐内殉難の地	南房総市富浦町福澤字大白塚390-3	市指定
			11	宮本城址	南房総市富浦町大津字蛭田570	市指定
			12	大房岬要塞群	南房総市富浦町多田良字藤四郎台1222-1他	市指定
			13	幕末砲台跡	南房総市富浦町多田良字藤四郎台1212-19他	市指定
			14	谷向貝塚	南房総市谷向字池ヶ谷791	市指定
			15	滝田城址	南房総市上滝田1531-1他	市指定
			16	平松城址	南房総市池之内512他	市指定
			17	元八幡神社	南房総市府中665	市指定
	安房郡鋸南町	18	源頼朝上陸地	安房郡鋸南町竜島165-1	県指定	
		19	田子台遺跡	安房郡鋸南町下佐久間1536他	県指定	
		20	菱川師宣誕生地	安房郡鋸南町保田	県指定	
	富津市	21	大満横穴群	富津市岩坂	県指定	
		22	井上宗端の墓	富津市湊	市指定	
		23	岩野平左衛門の墓	富津市竹岡	市指定	
		24	諸岡太左衛門の墓	富津市金谷	市指定	
名勝	安房郡鋸南町	25	鋸山と羅漢石造群	安房郡鋸南町元名184-1	県指定	

出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」（更新日：令和2年9月3日、千葉県ホームページ）  
「ちば情報マップ」（令和5年4月25日、千葉県ホームページ）  
「文化財」（令和5年9月現在、館山市ホームページ）  
「歴史・文化財」（令和5年9月現在、南房総市ホームページ）  
「文化財」（令和5年9月、富津市ホームページ）

表 4.1-39(2) 指定文化財

種別	市名	番号	名称	所在地	指定・登録	
天然記念物	南房総市	26	岩井ノ蘇鉄	南房総市竹内234	県指定	
		27	大いちょう	南房総市久枝629	市指定	
		28	平久里天神社くすの木	南房総市平久里中208	市指定	
		29	釈迦寺の楨	南房総市富浦町多田良699-1	市指定	
		30	丹生のチリツバキ	南房総市富浦町丹生字桑ヶ谷359	市指定	
		31	延命寺断層	南房総市本織字稲荷森2031	市指定	
		32	延命寺のビャクシン	南房総市本織2014-1	市指定	
		33	府中宝珠院の大椿	南房総市府中687-1	市指定	
		34	滝田公民館のタブノキ	南房総市千代4	市指定	
		35	増間日枝神社の大杉群	南房総市増間552	市指定	
	36	宮本城址のホルトの木	南房総市富浦町大津573	市指定		
		安房郡鋸南町	37	天寧寺の柏楨	安房郡鋸南町下佐久間3180	県指定
		富津市	38	竹岡のヒカリモ発生地	富津市萩生1176	国指定
39	竹岡のオハツキイチョウ		富津市竹岡9	県指定		
有形文化財	館山市	40	旧森田家住宅主屋	館山市北条2321	国登録	
		41	那古寺多宝塔	館山市那古1125	県指定	
		42	那古寺観音堂	館山市那古1125	県指定	
	南房総市	43	双体道祖神	南房総市宮谷447	市指定	
		44	里見義頼の墓	南房総市富浦町青木232-1	市指定	
		45	青岳尼供養塔	南房総市富浦町原岡275	市指定	
	富津市	46	山静堂主屋	富津市関尻字堂前483	国登録	
		47	鈴木家住宅主屋他	富津市金谷字大原2288-1他	国登録	
		48	三柱神社本殿	富津市竹岡4452	県指定	
49		岩見堂やぐら	富津市相川字岩見堂1113	市指定		

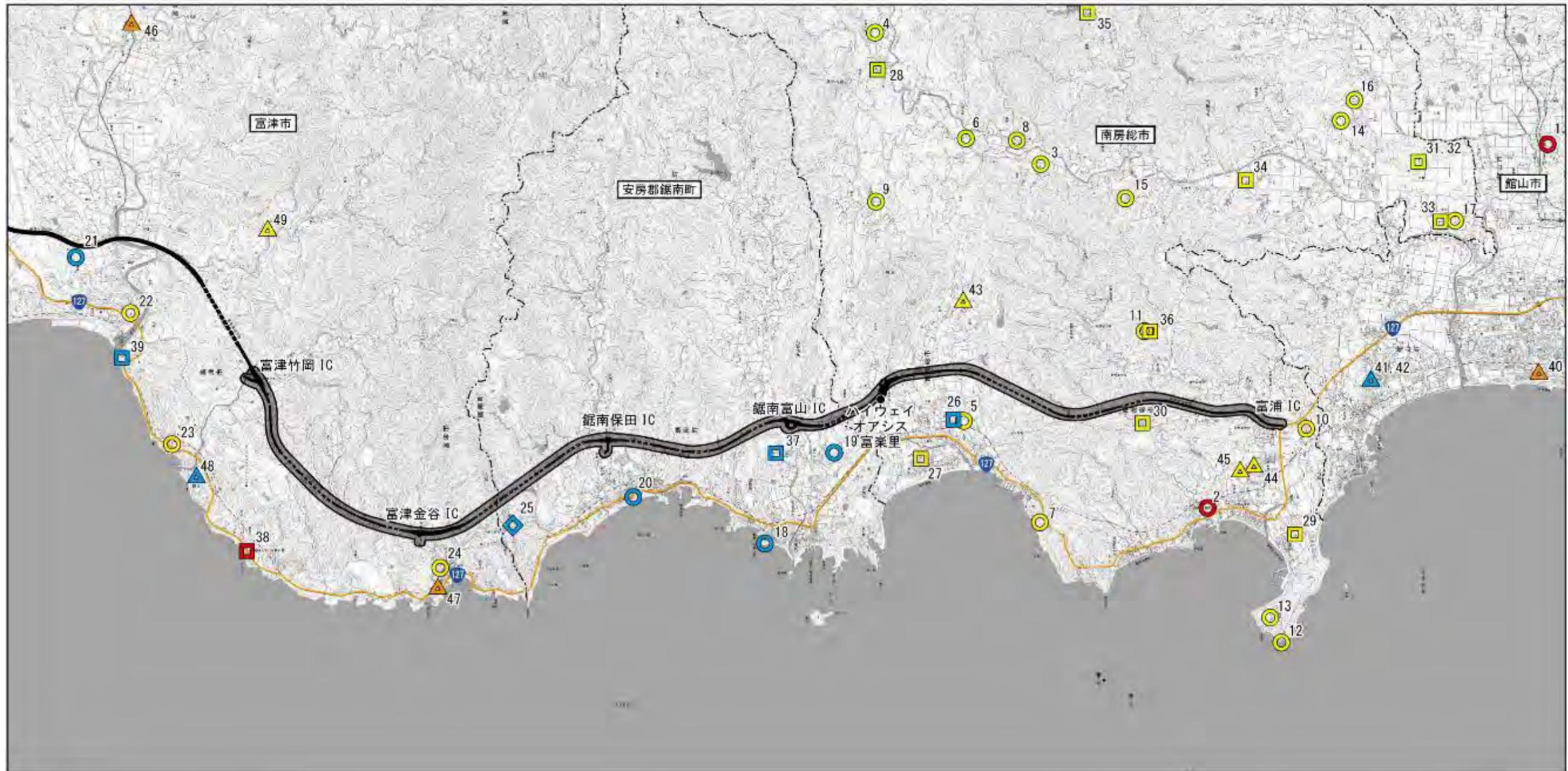
出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」（更新日：令和2年9月3日、千葉県ホームページ）

「ちば情報マップ」（令和5年4月25日、千葉県ホームページ）

「文化財」（令和5年9月現在、館山市ホームページ）

「歴史・文化財」（令和5年9月現在、南房総市ホームページ）

「文化財」（令和5年9月現在、富津市ホームページ）



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路(トンネル部)
- 市町界

- |  |       |  |          |  |          |  |          |
|--|-------|--|----------|--|----------|--|----------|
|  | 国指定史跡 |  | 県指定名勝    |  | 国指定天然記念物 |  | 国登録有形文化財 |
|  | 県指定史跡 |  | 県指定天然記念物 |  | 県指定有形文化財 |  | 市指定有形文化財 |
|  | 市指定史跡 |  | 市指定天然記念物 |  | 市指定有形文化財 |  |          |

出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)  
「ちば情報マップ」(千葉県ホームページ)  
「文化財」(館山市ホームページ)  
「歴史・文化財」(南房総市ホームページ)  
「文化財」(富津市ホームページ)

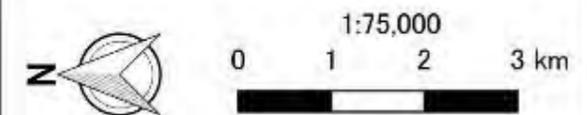
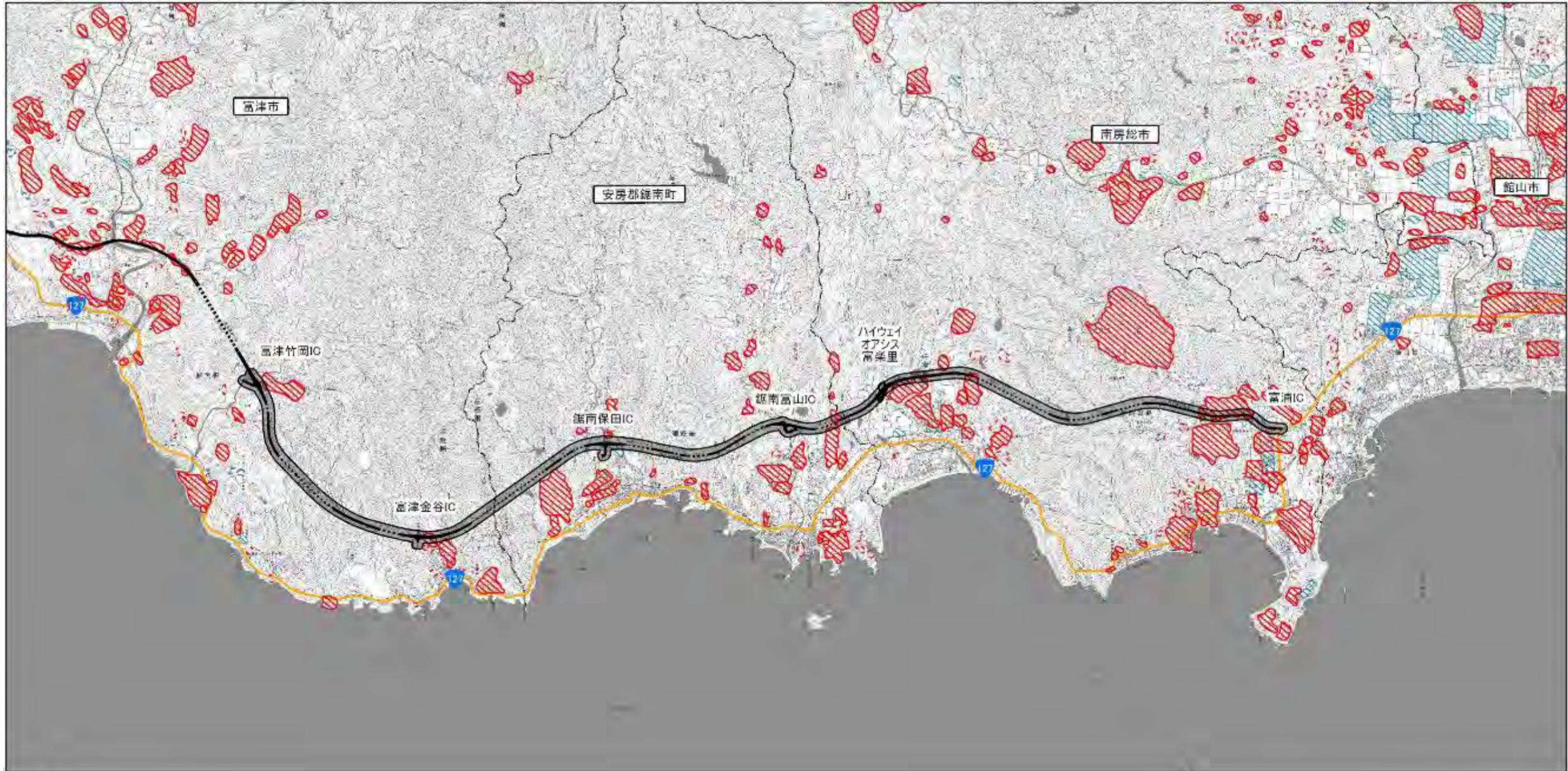


図 4.1-24 指定文化財位置図

## 2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲においては、図 4.1-25 に示すとおり、数多くの埋蔵文化財包蔵地が存在しています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 既存自動車専用道路
- 既存自動車専用道路 (トンネル部)
- 市町界
- 埋蔵文化財包蔵地
- 埋蔵文化財包蔵地消滅
- 群遺跡
- 群遺跡消滅

出典：「ちば情報マップ」(千葉県ホームページ)

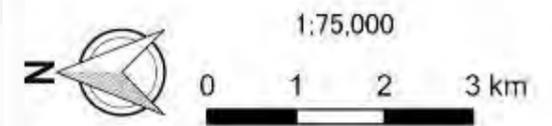


図 4.1-25 埋蔵文化財包蔵地位置図